

一橋大学審査学位論文

博士論文

米国の海外基地政策と安保改定

山本 章子

一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程
SD121021

The Revisions to the U.S.-Japan Security Treaty
as the Policy for the U.S. Oversea Bases

YAMAMOTO, Akiko

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

目次

序論

第1章 極東米軍再編と在日・在沖米軍基地

はじめに

- 1 朝鮮戦争休戦と極東米軍再編計画
- 2 ジュネーヴ休戦協定と第一次台湾海峡危機
- 3 海兵隊の沖縄移転
- 4 在日・在沖米軍基地の役割の変化

小括

第2章 米国の海外基地政策の再検討

はじめに

- 1 アイゼンハワー政権における基地協定の再検討
- 2 日米両政府における安保改定検討
- 3 オーストラリアから見た日米関係
- 4 安保改定の障害

小括

第3章 ナッシュ・レポートとスプートニク・ショック

- 1 ナッシュ・レポート
- 2 スプートニク・ショックに対する日本の反応
- 3 米国政府内のナッシュ・レポート検討と安保改定
- 4 在日米軍基地の再定義

小括

第4章 安保改定交渉の帰結

はじめに

- 1 安保改定交渉の流れ
- 2 安保条約の沖縄への適用
- 3 事前協議制
- 4 行政協定の全面改定

小括

結論

序論

1 本論文の問題関心

(1) 先行研究の整理

本論文の目的は、1953年から1960年にかけてのアイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower)政権期における、米国の海外基地政策の一環として、1960年の日米安全保障条約の改定(以下、安保改定)を再検討することである。

安保改定は、1951年に調印された日米安全保障条約(以下、旧安保)の不平等性を改善することに、日米両政府が合意して実現した。具体的には、日本が米国に基地を貸与する一方で、米国側には日本に安全保障の保全を提供する義務がなかった点を改めたほか、日本の防衛分担金廃止等を含む行政協定の地位協定への全面改定、条約期限の設定および内乱条項の削除、事前協議制の創設などが行われた。

安保改定に関する先行研究は、問題関心に沿って次の三つの議論に大別できる。

第一に、安保改定がどこまで日本政府の外交交渉の成果といえるのかという点をめぐる議論である。そうした問いが繰り返し論じられてきたのは、アジア太平洋戦争に敗れて降伏した日本を米国が占領した過程で形成された、日米間の非対称な外交・安全保障関係が、日米安全保障条約によって戦後ずっと維持されてきたという問題意識ゆえである。原彬久や坂元一哉は、重光葵・岸信介といった日本の政治指導者達が、対等な日米関係を求めて安保改定を模索したことを評価しつつも、安保改定交渉を主導したのはむしろ米国の方であったと指摘した。その一方で、彼らは、米国政府、特に米国駐日大使館が、保守勢力を統合し安定政権を成立させた岸信介の政治的指導力を認めたことが、安保改定の実現につながったと評価する。だが、原は、安保改定によって創設された事前協議制が形式的なものにとどまったことを、坂元は、旧安保が相互防衛条約にならなかったことを、対米対等性の獲得の失敗として批判した¹。

日米安全保障条約における日米の不平等な関係性という問題を一層掘り下げたのが、第二の議論といえる、いわゆる日米「密約」研究であろう。「密約」と呼ばれる日米政府間の取り決めは複数存在するが、安保改定との関連で論じられてきたのは、事前協議制の適用に例外を認める秘密の政府間了解が存在したのかどうかという問題である。我部政明らは、米国政府の史料をもとに、米核搭載艦船の寄港および在日米軍の朝鮮半島出撃を事前協議の対象外とするという、日米「密約」の存在を突き止めた²。その後、2009年に民主党政権が公開した外務省「密約」関連史料を用いた研究によって、「密約」の詳細が一層明らかになった。最新の「密約」研究は、米軍の日本への核持ち込みに対する世論の強い反対に追いつめられた日本政府が、事前協議制の創設とあわせ「密約」を日米間で結ぶことで、米国側と妥協したという見解を提示している³。これらの議論は、日本政府が安保改定の成果の一つとしてきた事前協議制が、米軍の日本駐留に批判的な日本の国内世論を懐柔する目的から創設されたものの、何ら実効性のないものにすぎなかった事実を解明した。

第三の議論として、そもそも岸政権の安保改定の目的は、日米同盟の実質的な対等性の追求ではなかったという研究もある。植村秀樹は、岸首相が、安保改定交渉と同時並行で実施された第二次防衛整備計画策定に際し、防衛力の大幅増強に消極的であったことを指摘した。そして、吉田真吾は、安保改定における日本政府の目的が、日本の安全保障に対する米国の関与の確約にあったとしている⁴。

このように、安保改定を通じて日本政府が米国から何を獲得したのか、あるいは何を得了ようとしたのかについては多様な議論がなされてきた。その一方で、米国側が安保改定を受け入れた理由について、先行研究は、一致して日本の中立化に対する危惧を指摘している。マッカーサー (Douglas MacArthur II) 駐日大使は、一方ではダレス (John F. Dulles) 国務長官に対して安保改定の重要性を粘り強く提言し、他方では旧安保の全面改定に消極的であった日本政府の姿勢を転換させて、安保改定実現を主導した。マッカーサーが安保改定の実現に奔走し、ダレスも最終的に受け入れたのは、中立化志向の強い日本の国内世論を抑えられる親米保守政権の下で、在日米軍基地を維持することが目的であったとされる⁵。日本の防衛力増強の過程に関する中島信吾の研究も、50年代を通じて日本の防衛力増強を要求してきた米軍部が、安保改定交渉時にそうした主張を控えた理由を、安保改定の目的が日本の対米不満解消にあったためだと推察している⁶。

つまり、先行研究は、日本側の安保改定の目的が、日米関係を敗戦国と占領国との関係から同盟関係へと転換させることであったのに対し、米国側の目的は、日本の親米保守政権を安定化させ、在日米軍基地およびその従来通りの運用を維持することにあったとする。

(2) 本論文の視角

こうした先行研究の議論によって、安保改定をめぐる日米両政府の目的や安保改定交渉の詳細は、相当程度解明された一方で、必ずしも十分に分析されていない論点もまだ残されている。

第一に、豊下櫨彦や明田川融が旧安保の最大の問題点として批判する、「全土基地方式」は、安保改定が実現に至る過程でどのような観点から扱われ、あるいは論じられたのであるのか⁷。

「全土基地方式」とは、旧安保第1条において、「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する」と定められたことを指している⁸。ダレスの言葉を借りると、これは「日本とその周辺に無制限に米軍を配置する権利」であった。先行研究が指摘するように、1955年に訪米した重光葵外相が米国側に提示した安保改定案は、日本が米国との間に相互防衛の義務を負う代わりに、在日米軍の全面撤退をうたう内容であったため、「全土基地方式」で米国が得る利益を損なうと考えたダレスに拒否された⁹。日本の国内世論や政治家にとって、講和後の在日米軍基地の維持・強化は「占領の継続」に他ならなかったが、アイゼンハワー政権にとっては、後述するように海外基地群は冷戦戦略の要であったからである。だが、安保改定によって、在日米軍の再配備は日米間の事前協議の対象とされるに至る。この背

景には、在日米軍の運用をめぐる米国政府のどのような認識の変化があったのであろうか。

第二に、日米安全保障条約が在日米軍基地に関する協定であるにもかかわらず、安保改定を通じて在日米軍基地の存在がどのように再定義されたのかという点は、これまで論じられてこなかった。とりわけ「密約」研究は、在日米軍基地の運用の実態に迫ったという点では重要な貢献を果たしたが、1950年代に在日米軍基地が米国の冷戦戦略上いかなる役割を担っていたのか、それが安保改定でどう変化したのかという点は、依然として明らかになっていないのである。

以上の二点をふまえ、本論文では、1950年代に在日米軍基地の戦略的役割がどのように位置づけられ、安保改定の前後でそれがどう再定義されたのか、解明することを目指す。また、当時は米軍の直接統治下におかれていた沖縄の米軍基地についても、在日米軍基地と相互補完関係にあったことから、在日米軍基地との役割分担という観点でその位置づけの変遷について考察する。

実際、当時の米国政府にとって、安保改定は単なる対日政策にとどまらず、海外基地の維持・運用およびその根幹をなす冷戦戦略と密接に関連していた。詳細は次節に譲るが、核抑止を徹底的に推し進めることで陸上兵力を最大限削減するという、アイゼンハワー政権の安全保障戦略「ニュールック」は、同盟国が提供する海外基地群を前提として策定された。それゆえ、同政権が冷戦でソ連の優位に立つため、その安全保障戦略を成功させるには、海外基地を安定的に運用することが不可欠であり、米軍基地の存在によって生じる同盟国との摩擦・対立を、満遍なく解決する必要があった。そこで、大統領とダレス国務長官は、世界中の海外米軍基地が抱える問題を調査報告させ、その報告書を叩き台として、政府内で海外基地を維持するための政策の再検討を行わせる。安保改定という議題も、その中に含まれていたのである。

米国の海外基地政策は、①兵力配置、②基地の設置と維持・運用、あるいは統廃合や返還、③基地をめぐる同盟国との間の取り決め、といった複数の課題への対応策の絡み合いによって構成されている。だが、これまで安保改定は、③との関連からのみ論じられてきた。

ただし、①の点に関してアイゼンハワー政権の極東基地政策を論じた研究としては、李鍾元の『東アジア冷戦と韓米日関係』が存在する。アイゼンハワーが朝鮮戦争休戦後の1954年から断行した極東地域の米軍再編では、陸軍を中心に米軍兵員5万1千名の削減が決定された。李によれば、極東米軍再編をめぐる米国政府の検討課題となったのは、一つには、陸軍をどの程度、どの地域に残存させるかという問題であり、もう一つには、日本と韓国にどのようにして通常兵力を補完させるかという問題であった。前者に関しては、統合参謀本部内で激しい議論が交わされた末、最終的には日本国内の反・米軍基地感情を考慮して、韓国に陸軍二個師団を残留させることが決定された（実際には、四個師団残存）。後者については、日本政府が防衛力の増強に消極的であったため、米国政府は、1955年に新たな対日政策 NSC5516/1 を採用し、日本の防衛力増強よりも経済発展を重視するようになった。

たのだという¹⁰。

李の貴重な研究は、陸軍再編に焦点を当てているため、海軍に属するが同じく陸上兵力であった海兵隊が、陸軍とは異なり米軍再編を通じてほぼ兵力数を維持した点に触れていない。また、欧州とは異なり極東では米空軍も整理縮小の対象となったことを見落としている。なぜ、それらが重要なのかといえば、朝鮮戦争後の極東における米陸・海・空三軍の複雑な再編過程で、在日・在沖米軍基地の役割がそれぞれ変化し、それによって、米軍部が安保改定を受け入れやすくなる戦略的環境が、創出されたと考えられるからである。

したがって、本論文では、まず、1950年代の極東地域における米三軍の兵力配置の変化を分析した上で、それと連動した②の問題、すなわち在日・在沖米軍基地の返還や拡大について論じる。これらを論じる狙いは、アイゼンハワー政権が、米軍基地の存在をめぐる生じた日米間の対立・摩擦を解消するために、兵力の再配備や基地の整理縮小で対応したものの、問題を解決できなかった結果、安保改定に踏み切ったことを立証することにある。いいかえれば、アイゼンハワー政権の海外基地政策が、段階的に①から③へと比重を移していく過程に、安保改定をめぐる米国政府内の議論を位置づけることが、本論文の目的である。

また、安保改定に関する先行研究は、安保改定をめぐる政策的意図や交渉に注目してきたため、米国側の分析の際、外交を司る国務省の対日方針に関心を集中させてきた。これに対して本論文は、米国の海外基地政策を分析する上で、米軍部、特に米統合参謀本部（以下JCS）に着目する。

実は、従来のアイゼンハワー政権論においても、アイゼンハワース大統領とダレス国務長官のどちらが政策上の主導権を握っていたのかにもっぱら関心が集まり、それ以外の政策決定者の役割は体系的には論じられてこなかった。

初期のアイゼンハワー政権論は、ゴルフに夢中で政治に消極的な大統領と、対外政策を一手に担うダレスという評価に終始していた。これに対して1970年代半ばに登場したアイゼンハワー修正主義（再評価論）は、アイゼンハワーの強い指導力の下で展開された対外政策が、合理的かつ抑制的な現実主義的外交であったがゆえに、多くの成功をおさめたという再評価を行う。アジア政策に関して例を挙げれば、朝鮮戦争の休戦の実現や、二度の台湾海峡危機およびインドシナ情勢の新展開への慎重かつ抑制的な関与などが高く評価された。しかし、90年代に入ると、ポスト修正主義（ポスト再評価論）と呼ばれる議論が現れ、修正主義論者の再評価は政策決定過程またはスタイルに向けられ、政策の目的や結果を十分に検討していないこと、第三世界に対する政策の評価が不十分であることを批判するに至る。たとえば、アイゼンハワー政権の朝鮮戦争・台湾海峡危機への対応は、新興国のナショナリズムを冷戦の地政学的文脈でのみ理解した点で問題があること、中国に対する「核の脅し」が短期的には核戦争の危険を高め、長期的には中国の核開発をうながしたことが指摘された¹¹。

ポスト修正主義の議論では、修正主義論が強調してきたアイゼンハワーの主導権よりも

むしろ政権の政策的成果に争点に移ったが、依然としてアイゼンハワーとダレスに分析の焦点が当てられてきた。これに対して本論文は、アイゼンハワー政権の海外基地政策を再検討するにあたって、海外基地の再編・運用に関する計画の策定から実施を担う最も重要なアクターとして JCS を扱う。

アイゼンハワーは、重要かつ内部調整済みの議題は、自身が同席する国家安全保障会議 (NSC) の場で、担当者間で意見が対立している議題については、省庁横断の政策協議の場である企画調整委員会 (OCB) にて、関係省庁を一堂に会して協議させる形をとった。海外基地をめぐる再検討についても、同様の形式が採られた。そして、一連の議論で発言力を持ったのは、国務省よりもむしろ JCS であった。

JCS は、陸・海・空三軍（後に海兵隊が海軍から独立して四軍）の司令官経験者から選出された議長・副議長と、各軍の代表によって構成された、安全保障政策の要を司る組織である。アイゼンハワー政権期には、グランド・ストラテジー（大戦略）は大統領とダレスが決定したが、個別の政策は、文民からなる国防総省国際安全保障局 (International Security Agency: ISA) の構想をもとにした国防長官の指示で、JCS が計画の立案を行っていた。JCS は、各軍の見解の調整をへて、統合戦略企画委員会 (Joint Strategic Plans Committee: JSPC) に作成させた計画案を、国防長官に提出して承認を受けた。

植村秀樹によれば、極東地域の安全保障政策は、極東軍司令部（1957 年半ばからは、米軍再編に伴い極東軍を統合した太平洋軍司令部）が陸軍参謀本部（米軍再編後は、海軍作戦本部）に上申する形で、JCS に見解を伝え、計画に対する強い影響力を行使した¹²。ただし、付け加えると、各軍の見解が割れた場合には、JCS が最終的な判断を下せることになっていた。つまり、JCS の見解は軍部の総合的見解であり、JCS が国防長官の指示を修正・否定することはあっても、国防長官が JCS の最終計画案を覆すことはまずなかったといっ

てよい。

これには、アイゼンハワー政権下で国防長官に任命された、ウィルソン (Charles Wilson) とマッケルロイ (Neil McElroy) は共に財界出身者であり、戦略的問題に深く関わらなかったことも大きく影響していた。同政権において軍部を抑える役割を果たしたのは、陸軍の最高位まで上りつめた経験を持つ大統領と、戦略全般の策定を主導したダレス国務長官である¹³。ダレスが、国務長官でありながら政権の安全保障戦略を主導する存在であったことから、先行研究は、安保改定が安全保障問題であるにもかかわらず、国務省ばかりを分析対象としがちであった。だが、国務省は、外交を司る機関として、安全保障政策が対外関係に及ぼす影響を考慮して国防総省に助言を与える立場にあるのであって、ダレスといえども、国防総省とその後ろに控える軍部の意見を無視して安全保障政策を決めることはできなかった。国務省が安全保障政策で要求を通したい場合には、国務省と国防総省との間でワーキンググループを結成して協議するか、ISA 担当の国防次官補と協議して妥協案を講じ、国防次官補から JCS の説得に当たってもらわねばならなかったのである。

したがって、国務省とその対日政策だけではなく、安全保障政策に強い発言力を持つ JCS

を中心とした米軍部の意向も見なければ、安保改定の政策決定過程は理解できないといえよう。本論文では特に、50年代の極東米軍再編の政策決定過程を分析する第1章と、安保改定が在日米軍基地の役割の再定義とどのように関連していたのかを分析する第3章において、JCSの見解に注目することになる。

最後に、米国の対日政策においては、米国のその他の同盟国の意向も無視できない要素であった。特に、アジア太平洋戦争の記憶が色濃く残る1940年代後半から1950年代初頭にかけて、日本の再軍備や軍国主義化を警戒する米国の同盟国にとって、米国の対日関与には、日本が将来的に脅威となる可能性を封じ込めるという意味合いが強く存在した。そのため、対日講和から旧安保締結、日本の再軍備までの一連の対日政策に対し、イギリスやオーストラリアは強い関心を示し続ける。米国にとっても、イギリスとオーストラリアは、アジアの同盟国よりも信頼できるアジア太平洋政策上のパートナーであり、自国の政策に対する理解を得られるように努めた。トルーマン（Harry S. Truman）政権では国務長官顧問を務めたダレスが、対日講和に伴うオーストラリア等の懸念を軽減するため、太平洋地域での集団安全保障体制を検討したことはよく知られている（最終的には、米国と各同盟国の間で個別の相互防衛条約が結ばれた）¹⁴。

では、1958年から交渉が始まった安保改定に対して、同盟諸国はどのような反応を示したのだろうか。実は、1950年代半ばから、イギリスとオーストラリアは対日政策を転換しつつあった。両国政府は、日本の共産主義陣営、特に中国への接近を懸念し、日本に西側陣営の一員としての自覚を持たせることを、新たな対日政策上の目標とするようになったのである。特に、オーストラリア政府は、同時期に東南アジアに関心を集中させるようになったイギリスとは対照的に、日本の対外政策への関心を強めていく¹⁵。

そのため、オーストラリア政府は、在日米軍基地が日米間に引き起こしていた様々な問題に注視し、日本外務省、米国駐日大使館、米国国務省を通じて定期的に情報を獲得しながら、日本政府への働きかけを行おうとした。その際の同国の目的は、日本に中立主義的志向を断念させ、また、反核感情を克服させて、米国の冷戦戦略に全面的に協力させることにあった。

そこで、本論文では、オーストラリア外務省の日米関係史料を用いて、日本の反基地・反核運動が日米同盟、ひいては西側陣営の結束を弱体化させることを憂慮したオーストラリア政府が、在日米軍基地問題や安保改定交渉をどのように見ていたのかにも注目する。

ただし、オーストラリア政府が安保改定に何がしかの影響を与えたかどうかを論じることとは、本論文の趣旨ではない。本論文でオーストラリア政府史料を扱う第一の目的は、第三者であり、かつ安保改定に肯定的であったオーストラリア政府の視点を導入することによって、当時の日本国内の反基地・反核運動と安保改定との相互作用を再考察することにある。先行研究は、反基地運動と反核運動がそれぞれ安保改定に与えた影響を別個に論じており、反基地運動と反核運動との関係性や、日米両政府が安保改定にこれらの運動に対するどのような効果を期待していたのか、必ずしも明らかにしていない。だが、当時のオ

ーストラリア政府は、日米両政府から情報を収集することで、反基地・反核運動の連関や、運動と安保改定との関係性について独自の分析を行っていたのである。

また、交渉過程の分析は、どこまでが交渉戦術で、どこまでが実際の目的なのかを見極めることが非常に難しいが、安保改定交渉中の米 국무省・米国駐日大使館は、オーストラリア政府に対して、たびたび安保改定における米国の意図を説明している。したがって、本論文の第二の目的として、オーストラリア政府史料を用いることによって、安保改定交渉に新たな光を当てることを目指す。

2 アイゼンハワー政権の冷戦戦略

ここであらかじめ、本論文で扱うアイゼンハワー政権の安全保障戦略および海外基地政策が、アジアにおいてどのように展開されたのか、その概略を説明しておきたい。

(1) ニュールック

1953年末までかけて策定されたアイゼンハワー政権の安全保障戦略は、ソ連による水爆開発とスターリン死後の平和攻勢で、今後、冷戦の長期化が予想されることへの対応として、国家財政を圧迫しないよう軍事予算を削減することを目標としていた。いわゆる「ニュールック」と呼ばれたこの戦略は、人件費がかかる陸上兵力を減らす代わりに、核攻撃力を維持・強化することによって、軍事予算を抑制し、財政の健全化と冷戦を戦うこととの両立を目指した¹⁶。

従来の研究では、ニュールックを説明する際に、その代表的な概念として「大量報復戦略」が挙げられてきた。これは、ダレス国務長官が1952年5月に発表した論文にて提唱した概念であり、1953年6月に策定されたNSC153/1に取り入れられた。大量報復戦略とは、大量の核兵器によってソ連に対抗するという考え方だが、提唱したダレス国務長官の狙いは、米国が核兵器の質・量でソ連を圧倒することで、ソ連に対米先制攻撃を思いとどまらせる、いわば心理的抑止にあった¹⁷。

ところが、ソ連が1953年8月、米国に先駆けて水爆実験に成功したことで、米国がソ連に核戦力で圧倒的優位に立つのは困難となった。そこで、1953年10月30日に国家安全保障基本政策として採用されたNSC162/2は、米ソの核戦力の「手詰まり状態」を前提に、それ以前から想定していた核全面戦争よりも、局地侵略の脅威が増大したとして、全面戦争と局地侵略の両方に備えることを目指した。「周辺地域におけるソ連の侵略」を防ぐ手段として、「高度の機動性を持つ即応戦力」を創出する方針が打ち出され、そのための同盟国による基地と通常兵力の提供が重視されたのである¹⁸。

このように、NSC162/2では、ソ連の局地侵略を迎撃する即応戦力を担うのは同盟国の役割とされたが、50年代を通じたアジア冷戦の変化に直面して、いくつかの問題が生じた。

第一に、1950年6月に勃発し1953年8月に休戦が成立した朝鮮戦争で、38度線を境に米ソにそれぞれ支援された分断国家の存在が確定したのに続き、1945年から続いたインドシナ独立戦争でも、フランスの実質的敗北のもとで、1954年7月にジュネーヴ協定が締結された。

これによって、アジアに中華人民共和国（以下、中国）、朝鮮民主主義人民共和国、そしてベトナム民主共和国という三つの共産主義国家が確立したのである。したがって、アイゼンハワー政権は、アジアではソ連のみならず、これらの共産主義国家とも相対せねばならなくなった。

第二に、NSC162/2で想定されていた米国と同盟国との負担分担が、アジアでは期待通りに進まなかった。中華民国（以下、台湾）・大韓民国（以下、韓国）は米国の軍事援助なしに国防を増強できない状況であり、日本は国防自体に消極的であったため、ともに単独で近隣の共産主義国家と対峙する力を持たなかったからである。さらに、米国がジュネーヴ協定を無視して南ベトナムに樹立させた政府は、国家の存続自体が米国の援助にかかっていた。米国は1954年、東南アジアでの共産化拡大に対抗する多国間の軍事機構、東南アジア条約機構（SEATO）も設立させたが、実質的に機能させることができなかった。そのため、米国は自ら、アジアの共産主義勢力の局地侵略に備えねばならなくなる。

第三に、中国が1954～55年、台湾支配下の中国大陸沿岸島嶼を攻撃・占拠するなど、冒険主義的行動をとったため、中国との武力衝突が対ソ全面戦争につながることを恐れる米国は、中国に対して核攻撃を示唆しながら交渉を模索する方針を採らざるをえなかった¹⁹。

以上の問題から、米国は、アジア太平洋地域では、同盟国との共同作戦行動も単独の大規模な軍事行動もとれず、朝鮮半島、台湾海峡、インドシナで想定される局地侵略の可能性に対し、核の恫喝と小規模の即応部隊の出撃態勢とでもって対処することになる。

こうしたアジア冷戦の新たな展開に対応する形で、極東米軍再編が実施されるのである。

(2) 米軍再編

1950年6月の朝鮮戦争勃発後、極東地域は当然のこと、ソ連の侵略の可能性に備えて欧州にも多数の米軍が派遣され、休戦協定が成立した1953年8月の時点で、米軍兵力総数は約351万3千人にまで膨れ上がっていた。しかも、その約半数を、最も人件費のかさむ陸軍が占める状態にあった。そこで、アイゼンハワー大統領は、米軍兵力を陸軍を中心に削減すると同時に、核攻撃を担う空・海軍主体に再編し、さらに共産主義勢力の局地侵略に備えて即応部隊を前方展開させる、米軍再編に着手することになる。

米国の陸軍兵力削減における焦点となったのは、朝鮮戦争の舞台となった極東地域の米軍再編であった。朝鮮戦争によって、米国の全陸上兵力のほぼ半数が極東戦線に釘づけとなっていた。休戦の時点で、米国の保有する陸軍二〇個師団のうち、韓国と日本にそれぞれ七個師団と一個師団が配備され、三つの海兵師団のうち、一個師団が韓国に、もう一つの師団が日本に配備されていたのである²⁰。

ただし、既存研究では論じられてこなかったが、極東地域の場合、欧州とは異なり、核攻撃を担う戦力として重視されるはずの米空軍兵力も削減の対象となった。これは、当時、米空軍基地が集中していた日本における反基地感情が強力であり、それへの対応を余儀なくされたことが大きい。同様に、米陸軍についても、JCS内には極東陸軍の拠点として日本を望む声が強かったが、日本の反基地感情を考慮し、最終的には、韓国に二個師団のみ

残留させることが決定された（実際には、四個師団残存）²¹。

米国の海外基地政策を対象・時期ごとに分析したカルダー（Kent E. Calder）は、いったん基地が展開されると、脅威が変化・消失するか、基地の当初の役割が終了しても、新たな脅威や基地の役割が探され、基地が長期的に維持されるメカニズムが働く指摘した。その維持のメカニズムは、国・地域によって異なるが、共通しているのは、基地が一度存在するようになると、その維持自体が米国の目的となることだという。カルダーいわく、海外におかれた米軍基地が閉鎖されるのは、基地を受け入れていたホスト国が、世論の反米・反基地感情の圧力のもと、これ以上の受け入れを拒否するようになる場合であって、米国が自主的に海外基地を縮小させることは基本的にはない²²。

だが、アイゼンハワー政権は、極東における米軍再編を通じて、日本政府の要請に応じて、日本本土の米陸上戦闘兵力をすべて撤退させ、基地を返還しただけではなく、空・海軍の基地・駐留兵力の削減も決定した。当時の日本政府が負担させられていた、現在のいわゆる「思いやり予算」にあたる防衛分担金も、安保改定によって廃止した。詳細は第1章で論じるが、米軍占領下にあった沖縄でさえ、住民の激しい反対運動に直面した米国政府は、海兵隊の日本本土からの移転やそのための新たな基地建設を、当初の計画よりも小規模な内容に修正することになる。カルダーの議論では、こうした事実を説明できない。むしろ、1950年代の米軍再編にあたっては、単なる兵力再編の問題に留まらず、核攻撃や即時出撃を行う拠点となる海外基地群を確保し、かつ安定的に維持するための努力が不可欠となったといえる。アイゼンハワー政権は、ニュールックを実現できる環境を整えるべく、米軍再編と合わせて海外基地の維持に取り組まざるを得なかったのである。

（3）海外基地政策の再検討

NSC162/2が、世界中に展開する海外基地への核配備によってソ連に対する抑止力を高め、また、局地侵略に備えて各地域への米軍駐留を重視したことは、アイゼンハワー政権の安全保障戦略が、世界中の海外米軍基地群に支えられて初めて成立することを意味した。

そのため、米軍基地のおかれた同盟国における反基地・反米感情への対応は、アイゼンハワー政権にとって非常に重要な課題となった。また、大統領は、第二次世界大戦中の連合国軍最高司令官、初代NATO軍最高司令官を務めた経験から、外国軍の駐留が現地でどのような摩擦を引き起こすかを、政策決定者の中で最もよく理解していた²³。

海外米軍基地が現地で引き起こす問題は、次の三点に大別できる。第一に、外国軍の駐留に対するナショナリズムの高まりである。第二に、米兵犯罪の発生や、被疑者の刑事管轄権を米国が持つことへの反発が、その原因である同盟国に不利な基地協定の改定要求につながることである。そして最後に、米軍による核の持ち込みが、望まずとも自国が米ソ核戦争に巻き込まれる可能性への恐れを引き起こすことである。

アイゼンハワー政権も、日本をはじめとした同盟国との間でこれらの問題に直面した。そこで、大統領とダレスは、米軍再編と同時並行で、海外基地をめぐる同盟国との間に抱える問題を解決しようと、包括的な海外基地政策の再検討に取り組むことになる。具体的

には、アイゼンハワーは1956年10月、ナッシュ（Frank C. Nash）元国防次官補に、世界中の米軍基地が抱える問題の調査と提言を命じた。約一年後に完成した調査報告書は、いわゆるナッシュ・レポートと呼ばれ、海外基地政策の見直しを検討する叩き台として、米政府内で長期間にわたって議論される。

先行研究において、ナッシュ・レポートは、同盟国内の反基地感情に対する米政府の危機意識があらわれた報告書であり、とりわけ対日関係・沖縄占領統治の問題点を米国自身がどう認識していたか、知る手がかりだとして紹介されてきた²⁴。しかし、ナッシュ・レポートで指摘された米国の海外基地政策上の課題が、その後、具体的な政策にどのように反映されたのかを分析した研究はない。

これに対して本論文では、ナッシュ・レポートをめぐる米政府内の議論が、米軍部の安保改定に対する姿勢に大きな影響を与えたという主張を展開する。それによって、安保改定をめぐる検討過程が、既存研究で描かれているよりも複雑であったことを明らかにするのが、本論文の狙いである。端的に言えば、ナッシュ・レポートは、日米同盟存続のために安保改定を推奨すると同時に、極東有事の際に日本政府の拒否で在日米軍基地が使用できない可能性を考慮して、同基地の分散移転を提言した。しかも、この提言は、米政府内で真剣に検討されるようになる。当時の米政府において、安保改定と在日米軍基地の維持は必ずしもイコールではなかったのである。本論文は、ナッシュ・レポートの提言が政策上の選択肢として浮上していく過程で、米軍部の安保改定への見解にどのような変化が起きたのか、また、極東米軍再編の結果がそこにどう影響したのかを分析することで、米政府が最終的に安保改定を決断した理由を解明する。

3 本論文の構成

第1章では、極東米軍再編を通じ、在日・在沖米軍基地を取り巻く環境がどのように変化したのかを概観する。端的にいうと、米政府のアジア冷戦上の脅威が、朝鮮半島からインドシナ・台湾へと移ったことと、日本本土の反基地感情との相互作用によって、海兵隊が本土から沖縄へと再配備され、アジア有事への即応態勢を採るようになった過程を論じる。また、海兵隊の沖縄集結と前後して、空軍・海軍も沖縄からの出撃態勢を整えるようになり、在沖米軍基地が出撃基地として位置づけられるようになっていったことを論証する。同時に、在日米軍基地の重要性が、朝鮮戦争半島への出撃地から、アジア太平洋地域全体の兵站・補給基地へと相対的に低下していったことも論じる。

重要な点は、こうした在日・在沖米軍基地の役割の変化が、安保改定の実現を可能にする環境要因となったことである。極東米軍再編の結果、在日米軍基地の後方支援基地としての性格が強まったことで、第3章で後述する米軍部が安保改定を容認する際に、日本側が求める安保改定の条件は在日米軍基地の実質的運用に影響を与えない、という判断が生まれることになるのである。

第2章では、米政府が安保改定を検討し始めた背景と、初期の検討段階における課題

を明らかにする。すなわち、米国軍基地を受け入れている同盟国の間で、基地協定に対する不満が高まったことから、アイゼンハワー大統領は、海外基地問題の包括的な現状分析・対策を検討するために、ナッシュ・レポートの作成を命じた。これに対して極東軍は、同レポートが在日米軍基地の現状維持を変更するような提言を打ち出すことを恐れ、日本側の要望を度外視した、米軍の利益を最大限追求した安保改定に関する研究を開始する。同章では、こうした一連の動きが、国務省に危機感を抱かせ、日本側の望む安保改定を真剣に検討する契機となったことを説明する。ただし、国務省と岸内閣が、旧安保の見直しを志向するようになって、米軍部が安保改定の条件として、日本の防衛力増強や、一度撤退した基地への有事の再入権（entry and re-entry rights）の確保を主張している間は、日米両政府は交渉に入れなかった。

第3章では、米国政府が安保改定を決断するに至るまでの過程を解明する。この過程に大きな影響を与えたのは、スプートニク・ショックである。すなわち、一つには、同事件によって、日本国内の核戦争への巻き込まれの恐怖が高まったことから、日本政府は、安保改定を通じて事前協議制度を創設することで、国内の不安を緩和する必要性を認識するようになった。もう一つには、ナッシュ・レポート検討の過程で、スプートニク・ショックで一層不安定となった極東基地群を他地域へと分散移転させる必要性が、米国政府内で指摘されるようになった。在日米軍基地を維持したい軍部は、同基地の移転を阻止すべく、一転して日本の望む内容での安保改定を受け入れる。また、その際に、JCS は、在日米軍基地の役割をそれ以前よりも限定的に再定義することになる。

最も重要な点は、アイゼンハワー政権が安保改定を決断する際の障害であった米軍部が、安保改定を容認する契機となったのが、極東米軍基地群の分散移転案をめぐる米国政府内の議論であったことである。前述したように、在日米軍基地の重要性の低下は、米軍部が安保改定を受け入れる環境要因となった。だが、米国政府内の海外基地政策の再検討こそが、米軍部を最終的な決断に踏み切らせる促進要因となったのである。

最後に、第4章では、安保改定交渉を、交渉が最も難航した、日米行政協定を全面的に改定して新たに日米地位協定とすることと、事前協議制度の対象を取り決めることとを中心として再検討する。その中で、在日・在沖米軍基地の役割の変化が、安保改定交渉の趨勢をどのように左右したかも説明する。

4 使用する史資料

本論文においては、米国政府の史料の分析を中心に、歴史的事実を再構成していくことになる。ただし、アイゼンハワー政権の対日政策よりも幅広い冷戦戦略の再検討が中心になるため、国会図書館憲政資料室が所蔵する米国政府の対日政策文書や、公刊されている『アメリカ合衆国対日政策文書集成』のシリーズはほとんど活用できない。

したがって、第一に、米国国立公文書館が所蔵する国務省文書（RG59）とりわけ国務省政策企画室報告書、国務省在外公館記録群（RG84）、統合参謀本部文書（RG218）、米国国

家安全保障会議文書・議事録（RG273）、陸軍参謀本部記録群（RG319）、国防長官室記録群（RG330）を調査・収集する。第二に、アイゼンハワー大統領図書館が所蔵するホワイトハウス・中央ファイル、ダレス文書、ホワイトハウス国家安全保障担当特別補佐官文書、ウィルソン文書を活用する。

また、沖縄県公文書館に存在する、プリンストン大学マッド図書館所蔵のダレス文書の複写等も活用する。

2010 年、2011 年には、民主党政権の密約調査をきっかけに、外務省が沖縄関係史料、安保改定関係史料を大量に公開したため、日本政府の外交史料も補足的に用いる。

日米両政府の安保改定関係史料、特に米軍部の史料はいまだに非公開のことが多い。そのため、オーストラリア政府が当時、安保改定交渉の情報収集を行っていたことから、オーストラリア国立公文書館の日米関係文書も利用する。

その他、刊行された史料として、**Foreign Relations of United States**や**History of Joint Chiefs of Staff**のシリーズ、**The United States Marines: A History**などの部隊史等も活用する。

第1章 極東米軍再編と在日・在沖米軍基地

はじめに

本章の目的は、朝鮮戦争後の極東地域における米軍再編を通じ、在日米軍基地と在沖米軍基地の戦略的役割がどのように変化したのか、検討することにある。

米軍再編の主眼は、人件費のかさむ陸上兵力の削減であったため、その開始と同時に、陸軍兵力は全体で160万から100万へと一挙に37.5%も削減されたのに対し、海兵隊を含めた海軍は総数92万から87万（13%）へとほぼ現状を維持し、空軍は逆に96万から97万へと微増した。空軍の増加は、戦略空軍部隊が核攻撃戦力の役割を担ったことによる。従来、国防予算は、陸・海・空三軍にほぼ均等に配分されたが、ニュールック戦略体制のもとでは、陸軍22%、海軍29%、空軍47%の比率が基本的に維持された²⁵。

こうした特徴を持つ米軍再編の中で、海兵隊の位置づけは実は曖昧であった。海兵隊が、海軍に所属する陸上兵力という特異な存在であったためである。再編当初には、海外に駐留する海兵隊も、陸上兵力として撤退・削減の対象とされた。だが、本章で詳しく述べるように、極東地域に配備されていた海兵隊は、アジア冷戦の変化の中で、即応部隊としての役割を見出されることで重視されるようになる。その結果、海兵隊は、同じ陸上兵力でありながら陸軍とは異なり、米軍再編を通じて兵力数を約22万から約20万へと微減させたにすぎず、また3個師団を維持した²⁶。

このことは、50年代の米軍再編に陸上兵力削減以外の論理も関わっていたことを示している。そこで本章では、海兵隊の再配備を中心に極東米軍再編をめぐる米国政府内の議論に焦点を当てることで、極東米軍再編の過程でアイゼンハワー政権がどのような新たな課題に直面したのか、また、どのように課題を解決したのかを解明する。

第三海兵師団および、第一海兵師団に所属する第一海兵航空団は、朝鮮戦争休戦直前にそれぞれ日本本土と韓国に配属されたが、極東米軍再編の過程で、第三海兵師団の二個連隊および第一海兵航空団は1955・57年に沖縄へ移転し、その他は米国本国へと引き揚げた。

海兵隊の沖縄移転について言及したり分析を行ったりしている研究は複数存在するが、いずれも重要な示唆に富むものの、当時の政策決定に関する文書を十分に扱っていないこともあり、説明が断片的なものに留まっている。

李鍾元は、極東米軍再編の中で、当時の米統合参謀本部（以下、JCS）内では陸軍を何個師団、どこに残留させるかをめぐり激しい議論が交わされたが、海兵隊に関しては1955年1月の時点で沖縄移駐が決まっていたとする²⁷。林博史は、極東米軍再編の際、海兵隊と陸軍が共に自軍を一個師団沖縄に配備するよう主張して対立したが、「他地域への派遣の際の便宜」等から海兵隊の沖縄移転が決まったとしている²⁸。また、宮里政玄は、第一次台湾海峡危機を契機に沖縄の米軍基地が強化され、この中で海兵隊も沖縄に配備されたのではないかと示唆した²⁹。さらに、サランタクス（Nicolas Sarantakes）は、沖縄に海兵隊が配備されたのは、第一に、厳しい訓練を行うため、第二に、太平洋における即応兵力として活

動するため、第三に、核兵器をも使用して沖縄を防衛するため、であったとする³⁰。

他方、屋良朝博は、海兵隊は日本本土での反対運動によって沖縄へ移転したのであり、そこには戦略的理由などなかったと主張している。重要だったのは、米国の政治指導者によるトップダウンの決定であり、それは現在の「沖縄基地問題」にもいえるというのである³¹。平良好利と NHK 取材班も、沖縄への海兵隊移転について当時の政治指導者の決断を重視しており、またその背景には、極東米軍再編に絡んで韓国の適正な兵力水準を調査した、ヴァンフリート（James A. Van Fleet）報告書の影響があったと指摘している³²。

このように、海兵隊の沖縄移転に関する先行研究の議論は多様だが、いずれも部分的な事実を扱っており、包括的な研究は存在しない。それに対して本章では、沖縄への海兵隊移駐の要因を解明するためには、戦略上の要請や予算上の要請、政治的要請といった様々な側面に目配りしつつ、移転が検討され始めた時期から実際に決定される時期までのプロセスを、体系的に分析する必要があると考える。それゆえ、本章では、海兵隊の日本本土から沖縄への移転をめぐる米国政府内の政策決定過程を、軍部の文書を中心に現時点で入手できる限りの史料を用いて明らかにする。

また、極東米軍再編を通じた空軍の再配備は、兵力削減の対象ではないことから、先行研究ではまったく論じられてこなかった。だが、実際には、欧州地域とは異なり、極東地域では、米軍再編の最終段階で、空軍基地をも相当程度削減するという判断がなされた。なぜ、このようなことが起こったのだろうか。

そこで、本章では、日本本土における反基地運動が、米国政府に、米陸軍だけではなく、空軍および海兵隊の整理縮小を検討させるに至った事実も解明する。いいかえれば、極東米軍再編の過程を通じて、海外基地政策上の考慮が働いたことが、在日・在沖米軍基地の役割の変化をうながしたことを論じるのが、本章の狙いである。

1 朝鮮戦争休戦と極東米軍再編計画

1947 年頃には、第二次世界大戦後のヨーロッパをめぐって米ソの対立が深まり、冷戦が本格化しようとしていた。1949 年に中華人民共和国が成立するなど、アジアにも冷戦は波及しつつあった。そして、1950 年 6 月に勃発した朝鮮戦争は、米国政府においては、共産主義勢力が世界的に攻勢を仕掛けてきたものと認識され、そのグローバルな軍事戦略に大きな影響を与えた。

朝鮮戦争勃発後、米国政府は朝鮮半島に兵力を投入すると共に、共産主義勢力に対抗するべく、アジアへの軍事的関与を強めていく。台湾海峡には、第七艦隊を派遣して台湾防衛の意思を示し、インドシナでは、ベトナムの独立をめぐる現地勢力と戦っていた旧宗主国のフランスへの援助を開始した。

米軍が朝鮮戦争を戦う上で重要な役割を果たしたのが、在日米軍基地と在沖米軍基地であった。

まず、日本本土は、米軍の出撃基地としてだけでなく兵站補給地、軍事物資の供給地、

将兵の休養先など、様々な点で重要な役割を果たしたため、米国政府にとって日本を軍事的に確保する重要性は高まった³³。こうした中、1951年9月のサンフランシスコ講和条約の調印によって、日本は国際社会に復帰することになったが、同日、日米安全保障条約にも調印したことで、引き続き日本本土に米軍を駐留させることになった。旧安保は、米国が日本全土に米軍を配備する権利を得る一方で、日本を防衛する義務を負わないこと、行政協定が占領期の米軍の特権を温存する内容であったこと等から、駐軍協定にすぎないものであった。それゆえ、日本政府はこの後、旧安保の不平等性を解消するため、たびたび旧安保の見直しを提起することになるのである³⁴。

太平洋戦争末期に戦場となった沖縄では、米軍が占領後、ただちに日本本土への侵攻を目的として基地建设を開始していた。太平洋戦争終結後も、沖縄は、1945年10月に統合参謀本部が承認した戦後基地計画で、「最重要基地」と位置づけられ、米国が冷戦に備えて新たな軍事戦略を策定する中で重視された。とはいえ、米軍が沖縄を軍事的に恒久的に確保したいと考えていた一方で、国務省が日本への返還を要求するなど、米国政府内でもその位置づけはしばらく定まっていなかった。

しかし、冷戦がアジアにも波及する中、1949年5月、米国政府は沖縄を長期的に保持し、在沖米軍基地を拡充することを決定する。朝鮮戦争が勃発すると、沖縄には、これまで常駐していた第五戦闘機航空団に加え、グアムから第一九爆撃機航空団が配備され、北朝鮮への出撃基地となった。また、米軍は沖縄を対空砲火部隊の演習基地、発信基地、補給基地として活発に利用した。これによって、米軍は在沖米軍基地の重要性を再認識し、基地建设をさらに推進していく³⁵。その結果、サンフランシスコ講和条約では、沖縄は小笠原と共に、第3条において、日本の「潜在主権」が認められながらも、引き続き米国の統治下に置かれることになったのである。沖縄は、米国の排他的統治下において、米国の軍事拠点として強化されていくことになる³⁶。

さて、朝鮮戦争は、仁川上陸作戦（1950年9月15日）以降は米軍を中心とする国連軍が優勢であったが、中国義勇軍の介入（1950年11月）をへて38度線を挟んで戦況が膠着化し、スターリン（Yosif Stalin）の死後まもない1953年7月に休戦協定が成立する。そして、休戦直前、海兵隊のうち第三海兵師団の日本本土移駐が決定された。

そもそも海兵隊は、第二次世界大戦終結時、マリアナ諸島、琉球諸島、日本本土、中国北部において現地占領や日本軍の武装解除に従事したが、いったんは任務完了に伴い順次本国に引き揚げた。しかし、1950年6月に朝鮮戦争が勃発すると、マッカーサー（Douglas MacArthur）国連軍総司令官の要請で、JCSは第一海兵師団および第一海兵航空団の韓国派遣を指示する。海兵隊は水陸両用作戦を担い、仁川への強襲上陸の三日後にソウルを奪還、敵の補給路を断って戦況を好転させた³⁷。とはいえ、朝鮮戦争で活躍した第一海兵師団は、休戦成立後に本国へと帰還した。本章で取り上げる、この後沖縄へ移駐することになった海兵隊は、朝鮮戦争休戦直前に日本本土にやってきた第三海兵師団である。

日本本土への海兵隊配備は、1953年7月23日にNSCで海兵隊二個師団の極東配備が決

定されたことで実現した。NSC の決定は、休戦協定が「危険なはずらになるかもしれ」ず、「休戦後でさえ、中共が容易に紛争を引き起こすか、我々に激しい攻撃をしかける」可能性を危惧した、アイゼンハワー大統領とダレス国務長官が、駆け込みで増援部隊派遣を要請した結果であった。大統領は、休戦協定違反を犯さぬよう、必要な場合に韓国への即時出撃が可能な日本本土への海兵隊配備が最善との判断を下したのである。第三海兵師団は連隊ごとに日本本土の富士、奈良、岐阜の各キャンプに配備された。また、大統領が、韓国と日本とに同時に増援部隊を送るべきだと主張したため、当時日本本土に駐留していた陸軍第二四歩兵師団が、第三海兵師団の日本配備に伴い、韓国に移転することとなった。さらに、大統領は合わせて、中国が休戦協定を破った場合に備え、核戦力を沖縄に配備するよう求め、出席していたキーズ (Roger M. Kyes) 国防副長官の同意を得た³⁸。

しかし、朝鮮戦争休戦成立後、アイゼンハワーが真っ先に着手したのは、朝鮮戦争で膨張した軍事費の削減であった。朝鮮戦争を契機に、極東のみならず欧州にも多数の米軍が新たに派遣され、アイゼンハワー政権発足時には、米軍兵力は約 351 万 3 千人までに達しており、しかもその約半数を陸上兵力が占めていた。軍事予算でいうと、1950 会計年度の 130 億ドル (対 GNP5.2%) から、1953 会計年度の 504 億ドル (対 GNP13.5%) へと急速に膨れ上がった国防費は、連邦予算の 70% 近くを占めるに至っていた。こうした軍事的負担によって、米国の財政赤字は深刻な状況にあった。しかも、スターリンの死後、ソ連の指導者たちが、米国との「平和共存」を掲げる、いわゆる「平和攻勢」をかけてきたため、今後の冷戦の「長期戦」化が予想された。そこで、大統領は、就任から約一年かけて、陸上兵力削減と核戦力への依存、同盟関係、外交交渉などの総合的手段によって、ソ連に対抗する「ニュールック」を策定する³⁹。そして、朝鮮休戦協定が維持される見通しが立った段階で、陸上兵力削減を主眼とする米軍再編を断行したのである。

米国の陸上兵力削減における焦点となったのが、朝鮮戦争の舞台となった極東地域における米軍の再編であった。朝鮮戦争によって、米国の全地上兵力のほぼ半分近くが極東戦線にくぎづけになっていた。具体的には、休戦の時点で、米国の保有する陸軍二〇個師団のうち、韓国と日本にそれぞれ七個師団と一個師団が配備され、三つの海兵師団のうち、一個師団が韓国に投入され、もう一つの師団は前述のように休戦直前に日本に配備されていた⁴⁰。こうした状況で、極東に陸軍何個師団を残存させるか、海兵隊を含む陸上兵力をどこに配置するかをめぐって、米国政府内で議論が展開される。

朝鮮戦争休戦協定の成立から約 5 カ月後、1953 年 12 月 3 日の NSC において、大統領はラドフォード (Arthur W. Radford) JCS 議長の抵抗を押しきり、韓国に駐留していた陸軍七個師団のうち二個師団の 1954 年 3 月 1 日撤退開始を決定した。同会議では、休戦状態が長期化した場合、在韓米陸軍を二個師団にまで削減し、さらに状況に応じて極東から陸軍を追加撤退させることも決定された。これを受けて JCS は 1954 年 4 月 1 日、極東米軍再編計画をウィルソン国防長官に提出した。同計画は、極東に現存する陸海空軍の一部撤退・配置転換に加え、1955 年 7 月から 9 月の間に海兵隊一個師団を本国に引き揚げる内容とな

っていた⁴¹。

この時点では、JCS は極東に残存する海兵隊一個師団の配備先を決定していなかった。JCS は最終的に陸軍一個師団および海兵隊一個師団を韓国に残存させる意向であったが⁴²、海軍作戦部長および海兵隊総司令官が、海兵隊の軍事上の柔軟性をいかすため、日本本土への海兵隊一個師団の配備を求めているからである⁴³。

一方、極東米軍再編計画の検討段階で、極東軍司令部は陸軍一個師団を沖縄に移転させる案を JCS に提出していた。ハル (John E. Hull) 極東軍総司令官は 1954 年 3 月 15 日、陸軍の沖縄移転のメリットとして、沖縄から日本・韓国へは即時出撃できること、そのため日本防衛の兵力を削減でき、日本への防衛力増強の圧力にもなること、陸軍は移転費用が安いことを挙げている。同時に、「日本の米軍基地は、日本側に返還するよう常に政治的圧力をかけられており、日本で新たなもしくはより良い訓練施設を得ることができるかどうか疑問だ」と指摘した。同時期、陸上自衛隊の駐屯地を確保したい日本側の要求で、米陸軍第一機甲師団は北海道から八戸、仙台、東京、大津の各地に移転しようとしていた。ただし、ハル自身が認めていたように、陸軍の沖縄配備には作戦遂行上の大きな難点があった。有事に沖縄から日本・韓国に出撃する際、陸軍は海上移動用の手段を持っていないため、海軍艦船で運搬してもらう必要があったのである⁴⁴。

極東軍案は陸軍削減への抵抗という意味合いが強かったこともあり、JCS はこれを採用せず、韓国から陸軍第二四師団を日本へ、一個師団をハワイへ、その他二個師団を米国本国へ移転させる計画を採った⁴⁵。だが、ハルは、その後も折に触れて持論を展開していくことになる。

米国政府はこの時期、陸上兵力削減と同時並行で、極東への核配備の準備として、ソ連に対する核攻撃を行う大型の戦略爆撃機が離発着を行なえるよう、空軍飛行場の滑走路の延長を計画していた。そこで、1954 年 3 月、日米合同委員会にて日本政府に対し、立川・横田・木更津・新潟・伊丹の 5 つの飛行場の拡張を要求した（ただし、伊丹は後に小牧へと変更された）⁴⁶。

2 ジュネーヴ休戦協定と第一次台湾海峡危機

(1) 米国のインドシナ関与

1954 年に入り、インドシナの独立を阻止しようとするフランス軍の劣勢が濃厚になると、ウィルソン国防長官は、4 月 6 日の NSC において、すべての極東米軍再編計画を同年 6 月 1 日まで保留すると通告し、翌日 JCS にもその旨を伝えた。だが、5 月 7 日には、仏軍の守るディエンビエンフーが陥落し、米国の反対にもかかわらず、フランスとホー・チ・ミン率いるベトナム民主共和国との間で和平交渉が開始される。そこで、JCS は 6 月 1 日の時点で、ウィルソンにさらなる計画延期を助言した⁴⁷。

インドシナ情勢の悪化を知ったハル極東軍総司令官は、JCS に対し、「極東米軍の本国引き揚げは、共産主義勢力に対して弱さを見せることになる」という、陸軍削減に反対する

際の定型句を一層強調する電報を送った。彼は、韓国の第二四歩兵師団を沖縄へ、第二五歩兵師団をハワイに再配備すべきであり、もし、それらの部隊を本国に引き揚げれば、共産主義勢力から、米国はインドシナに介入する意思がないと見られると主張した⁴⁸。

インドシナ紛争をめぐるジュネーヴ休戦協定成立翌日の7月22日、JCSはウィルソンに極東米軍再編計画の再検討を助言した。そこで、ウィルソンは7月26日、軍事補佐官、国防次官補の順に検討されたものを自身が承認した、計画の年内完了と一部変更をJCSに提案する。安全保障の専門家ではないウィルソンは、国防総省の軍事補佐官や国際安全保障局（ISA）に立案させ、国防次官補が支持した構想を、承認する形をとっていた。計画の変更点とは、韓国および日本に駐留する海兵隊二個師団の極東残留であった。具体的には、韓国の第一海兵師団はひきつづき現地に留まり、日本の第三海兵師団については、そのうち連隊付戦闘部隊はハワイへ（1955年2月に第四連隊が移転⁴⁹）、「残りは沖縄へ移転」させるという提案がなされた⁵⁰。

国防総省のこの判断は、一つには、ジュネーヴ休戦協定で暫定的に定められたベトナムの南北分断によって、南北ベトナム間の住民移動が発生したことへの対応であったと推察される。この後、ベトナム北部から南部へと約30万人の住民が避難したが、彼らの移動を手助けする任務を担ったのが、第三海兵師団および第一海兵航空団であった⁵¹。

インドシナ情勢の変化は、海軍の再編計画にも影響を及ぼした。ニュールック戦略では当初、即応性に欠けた、時代遅れな機雷戦・対潜水艦戦能力を有する海軍兵力を、海外から引き揚げて本国に集約し、局地侵略には戦略空軍による核攻撃で対応することが想定されていた。しかし、ベトナム民主共和国が独立したことで今後予想される、ベトナム南部での共産主義勢力によるゲリラ戦への対応として、戦略空軍の投入という手段がそぐわないことは明白であった。そのため、極東海軍は大幅削減を免れ、戦闘兵力数や、航空母艦・戦艦・巡洋艦・駆逐艦・潜水艦の保有数を、ほぼ維持することになった（ただし、非戦闘員数や左記以外の艦船の保有数は大幅に削減された）⁵²。

また、インドシナの共産化を危惧したアイゼンハワー政権は9月8日、東南アジアの反共防衛機構として、アメリカ・イギリス・フランス・オーストラリア・ニュージーランド・タイ・フィリピン・パキスタンが参加した、東南アジア条約機構（SEATO）を発足させる。しかしSEATOは、できる限り直接的関与を回避したい米国の思惑に反して、加盟国の軍事的貢献が期待できない、米国の軍事力に依存した多国間同盟となった。そこで、JCSは、東南アジアにまで米陸上兵力を割けないとして、同地域への中国軍の侵略に「機動打撃兵力」でもって対応する戦略を採用する。JCSは具体的には限定核攻撃を想定していたが、ウィルソン国防長官が核の使用は政治的に困難だと反対した⁵³。こうした議論が、次節で論じるように、海軍と共に海兵隊を「機動打撃兵力」の一部として再定義することにつながる。

（2）第一次台湾海峡危機への対応

しかし、海兵隊の再編計画変更の背景としてより重要なのは、第一次台湾海峡危機の勃

発であったと考えられる。ジュネーヴ会談開催中の 5 月 15 日から 20 日の間、中国軍が台湾海峡の東磯列島を陥落させる事件が起きたのである。米国政府内では、軍部を中心に中国軍攻撃を推す意見が強かったが、大統領は慎重な姿勢をとり、6 月 1 日、中国軍が次に攻撃目標とすることが予想される大陳列島を、海軍第七艦隊に「友好訪問」させるに留めた⁵⁴。

中国軍の台湾海峡での軍事行動に対し、国防長官府は、台湾を含めた太平洋沿岸の「島嶼地帯」の防衛力を高め、アジアの同盟国および共産主義勢力に米国の強い軍事的姿勢を印象づける必要性を認識するようになった。そこで、同府は、極東軍司令部が求める韓国の陸軍歩兵師団ではなく、日本本土に駐留する海兵隊の沖縄移転を検討するに至る。沖縄への海兵隊再配備の利点は、米軍の配置に柔軟性を付与すること、さらに、日本本土からの一個師団移転によって、自衛隊増強に伴う軍隊の過密化という問題を解決できることだというのが、国防長官府の判断であった。もし、極東軍司令部が主張するように陸軍 1 個師団を沖縄に再配備すると、削減対象の陸軍を同地域に温存することになってしまうというのも、陸軍ではなく海兵隊の沖縄配備を決めた理由であった⁵⁵。

こうしてウィルソンは、NSC の承認を得て 8 月 12 日、日本本土に駐留する第三海兵師団の沖縄移転を決定した。ところが、極東軍司令部が、陸軍約 1 万 2 千人の駐留する沖縄には、海兵隊基地を建設する場所がない旨指摘したため、同決定をいったん保留とすることとなる⁵⁶。JCS は、極東軍、極東海軍総司令官、極東空軍総司令官および海兵隊総司令官による沖縄現地調査の結果をもって、最終的な決定を下すことにし、ウィルソンにその旨を報告した⁵⁷。

その約一週間後の 9 月 3 日・4 日、中国軍は金門島への大規模な砲撃を行った。これに対する米国政府内の反応は二つに割れた。9 月 9 日・12 日の NSC にて、リッジウェイ (Matthew Ridgway) 陸軍参謀総長の意見として、金門諸島に台湾防衛上の戦略的価値はないとの見解が紹介され、ウィルソンも、中国沿岸島嶼を中国の一部として認めるべきだと述べた。一方、ラドフォードを筆頭に JCS の大多数は、米国による沿岸島嶼の全面防衛と中国への核攻撃を主張した。他方で、大統領は、中国沿岸の島嶼の喪失が国府に与える心理的打撃を懸念しつつも、沿岸島嶼のために第三次世界大戦を起こしたり、米軍に再び朝鮮戦争のような経験をさせたりすることは考えられないと主張する。そこで、ダレスは、沿海島嶼から撤退せず、中国軍に反撃もしない折衷案を提案した⁵⁸。

そして、ダレスは 10 月 14 日の NSC にて、米華相互防衛条約と国連を通じた停戦交渉によって、台湾海峡の現状維持を目指す方針を提案し、大統領の同意を得る。中国軍が、11 月に入って空軍機による大陳島爆撃を開始すると、米国政府は、沿海島嶼を条約の適用範囲としないことを条件に、国府が求める米華相互防衛条約の締結に応じた⁵⁹。このように、アイゼンハワー政権は、国府の島嶼防衛への関与そのものには消極的だった⁶⁰。

その一方で、米国政府は台湾海峡情勢への対応として、1954 年末までに沖縄への最初の核配備を決定し、まもなく実施した⁶¹。中国大陸沿岸部までわずか 400 マイルの距離にあり、台湾海峡まで爆撃機で一時間以内で到達できる沖縄は、「米中戦争勃発後 2 時間で北京を灰

燼に帰す」という核の脅しを、中国に与えるための拠点とされたのである⁶²。とはいえ、アイゼンハワー自身は、実際にはアジア有事での核使用は困難だと認識していた。大統領の狙いは、核カードの効果的な利用によって、米国政府の中国への対決姿勢を国内世論に強調すると同時に、中国軍との直接衝突を回避しながらその膨張を阻止することにあったとされる⁶³。

しかし、アイゼンハワーとダレスが、核による恫喝と外交交渉を織り交ぜた手段によって、第一次台湾海峡危機の解決を目指したのに反して、米国政府内には、ラドフォード JCS 議長らを中心に「巻き返し」論が台頭していた。在韓米軍撤退に伴う韓国軍増強の適正水準に関する調査のため、東アジアの同盟諸国に派遣されたヴァンフリート (James A. Van Fleet) 元第八軍司令官が、1954 年 10 月 4 日、大統領に提出した報告書は、「巻き返し」論の急先鋒となった。同報告書は、中国が冒険主義的で短期的にはソ連よりも脅威であるとの前提に立ち、台湾や韓国と連携した中国への攻撃を唱え、台韓両国の大幅な軍備増強を要求する内容であった⁶⁴。

ただし、ヴァンフリート調査団が先行して 6 月 3 日に提出した中間報告に対しては、6 月 29 日、ハル極東軍総司令官が反論を加えている。ハルは、韓国軍を人数の面では縮小する一方で装備の面で補強するという独自の再編案と、在韓米軍を完全撤退させ沖縄・ハワイに移転させる案を JCS へ提出した。彼は、ヴァンフリートとは異なり、中国軍の撤退によって朝鮮半島において軍事バランスが好転、戦争再発の可能性が低下しているとの見方をとっており、米国のアジアへの関与縮小と負担軽減を重視したのである⁶⁵。

ヴァンフリート報告は、10 月 28 日の NSC において検討されたが、大統領は同報告をヴァンフリートの個人的見解として取扱い、「巻き返し」論に与しなかった。この背景には、前述の大統領の対中方針に加え、米国の国防予算自体の全体的削減という問題が存在したため、極東の兵力増強は現実問題として困難だという事情が存在した⁶⁶。

第一次台湾海峡危機をめぐる政府内の議論が盛り上がる中、1954 年 10 月 18 日、海兵隊総司令官は、第三海兵師団の沖縄移転を勧告する現地調査結果をウィルソンに提出した。同報告書は、海兵隊が最初に沖縄移転を提案したのではないと留保しつつ、極東米軍再編の目的から考えて海兵隊の沖縄配備は適切だと述べた。その目的とは、日本と韓国から米陸上兵力を撤退させ、同盟国の陸上兵力を補完する形で、米空海軍の機動兵力に依存した水陸両用能力を極東・西太平洋地域に有し、空陸即応機動部隊に日本からインドネシアまで連なる「島嶼地帯」を防衛させることである。海兵隊であれば、同盟国またはその他の陸上兵力に空と海からの援護射撃を行うために、効果的な組織力を提供する能力を有している、というのが報告書の主張であった⁶⁷。

その一方で、海兵隊の沖縄移転の焦点であった基地建設の可否について、海兵隊総司令官は、最大の問題である土地の確保には触れず、極東軍が 10 月 8 日に提出した報告書で批判した、海兵隊の高い移転コストの問題は解決できるとする試算を報告書に添付した。9 月 20 日の海軍長官提出時には、第一海兵航空団については、第三海兵師団の沖縄移転後に移

転先・日程を再検討するという提案を盛り込んだのが、国防長官提出時には消え、原案通りに第一海兵航空団は第三海兵師団と同時に沖縄に移転する内容に戻されている⁶⁸。これは、JCS がハルに対して 10 月 6 日、極東米軍再編の実施にあたり、日本本土と沖縄に駐留する米軍の規模を調整する権限を与えたので⁶⁹、第一海兵航空団の再配備に関する検討を極東軍に委ねた結果だと思われる。

だが、極東軍に加えて JCS も、海兵隊の沖縄移転に異議を唱えるようになっていた。JCS の統合戦略計画委員会（以下 JSPC）は 11 月 5 日、米ソ全面戦争時には、第一海兵師団は開戦後三カ月以内に、第三海兵師団は即時欧州へ移転する計画となっているので、第三海兵師団の沖縄配備は現実的ではないとして、陸軍一個師団の沖縄配備を勧告したのである⁷⁰。

しかし、ウィルソンが下した判断は、極東米軍再編計画の貫徹であった。彼は 12 月 9 日、軍事における「最大限の技術革新と最小限の人員」を求める大統領の指示に従い、韓国に駐留する第一海兵師団の本国引き揚げと、その穴埋めとしての第二四歩兵師団の韓国再配備を命じた。ウィルソンは、これに加えて極東米軍の追加削減計画の早急な作成を JCS に指示した。同時に、日本本土に駐留する第三海兵師団のうち一個連隊以下規模の部隊を、早急に沖縄に移転させるよう要求する⁷¹。

ハルは依然として、沖縄での海兵隊基地建设は困難だとして、第三海兵師団の韓国移転を主張した⁷²。だが、1955 年 3 月に在韓米軍の一部施設の使用が終了するにあたって、韓国政府との使用延長をめぐる協議が難航していたため⁷³、韓国に新たな米軍部隊を受け入れる環境にはなかった。

このため、JCS は、ウィルソンの指示に従い、前述の JSPC 案を破棄することとしたが、同時に、極東軍司令部の見解を考慮し、計画変更が最小限で済むとして海兵隊第三師団の本国引き揚げを検討した⁷⁴。また、各軍および極東軍司令部との協議をへて 12 月 31 日に提出した暫定的回答の中で、第一海兵師団と共に韓国から撤退した第一海兵航空団を、日本、ハワイ、本国に分散移転させることを提案して、ウィルソンの了承を得た。JCS は翌 1955 年 1 月 11 日には、極東に駐留する陸軍を 2 個師団まで削減することを具申し、これも承認された⁷⁵。残留する二個師団は、最終的に韓国に駐留することとなった⁷⁶。

3 海兵隊の沖縄移転

台湾政府は、1955 年 2 月、第一次台湾海峡危機を収束させるための米国の提案に従って、大陳島から自軍を撤退させた。その際、第三海兵師団・第一海兵航空団が海軍第七艦隊と共に、24 時間以内の台湾兵・住民の引き揚げを支援した⁷⁷。

しかし、中国の次の目標が金門・馬祖諸島であると考えられたことから、台湾防衛に関する米国政府内の議論は継続され、同年 3 月 10 日の NSC では、中国への核兵器使用の検討も始まる⁷⁸。さらに、米国の台湾防衛の意志を示すため、ラドフォード JCS 議長は、極東陸軍削減中止の発表と同時に、海兵隊一個師団を台湾本島に派遣し、さらに海兵航空団を太平洋上に配備する案を提案した。ウィルソン国防長官も、これを支持した⁷⁹。

海兵隊の台湾本島派遣案が浮上した背景として、次の二点が挙げられる。第一に、極東軍司令部がついに、海兵隊の沖縄移転を受け入れた。ハルは 2 月 7 日、海兵隊の沖縄移転の必要性を認める姿勢に転じたのである。その契機となったのは、「日本国内の自衛隊基地が不足している」ため、「第三海兵師団の連隊付上陸団が日本で使用している施設を明け渡して譲渡するよう、日本政府から非常に強い圧力がかかることが予想される」状況であった⁸⁰。極東軍は日本に防衛力増強を要求している立場上、米軍基地の自衛隊移管の要求を断ることは難しかった。ハルの予想は、次節で後述するように現実のものとなる。

第二に、1954 年 11 月の中間選挙で議会を制した民主党が、ニュールックへの批判的姿勢を示すため、翌年 1 月 17 日に提出された軍事予算案に対し、海兵隊予算および空軍の B52 建造予算を上乗せした⁸¹。海兵隊の沖縄移転の問題は、少なくとも予算に関しては解消されたのである。

ただし、ハルは、ウィルソンが先に指示した連隊付上陸団のみの沖縄移転は、運用上の効率性が下がるため、第三海兵師団全部隊（第四連隊除く）の現地宿舎の建設が完了した時点で、同師団を沖縄に移転させるよう勧告する。ハルが問題視したのは、日本本土よりも訓練施設の劣悪な沖縄に連隊付上陸団のみを移すと、第三海兵師団が一つの部隊として訓練を行えない点であった。陸軍参謀総長もこれに同意して JCS に検討を求め、JSPC もハルの見解に賛意を示した⁸²。

だが、ウィルソンは 4 月に再度、第三海兵師団の連隊付上陸団の早急な沖縄移転を要求し、一個連隊用の宿舎を沖縄に建設する費用の支出を承認したため、JCS はこれに従った⁸³。米国政府関係者が 2 月に、「中国との軍事衝突の際には、地理的に台湾に近接した沖縄の米軍基地を大々的に利用することになる」と語ったとの記録もあり⁸⁴、国府の大陳島放棄と前後して、海兵隊を沖縄に駐留させた上で台湾に派遣する案が浮上したと考えられる。

問題は、海兵隊の台湾本島派遣案は、島嶼防衛に米国を関与させたい蒋介石の意に反しており、国府が、米軍が台湾本島・澎湖諸島のみを防衛することを受け入れるかどうかという点にあった。国府は、米華相互防衛条約における米国側の適用地域が、米国「管轄下」の「西太平洋諸島」となっていることに注目し、同諸島の中で最も重要なのは沖縄であること、国府も沖縄防衛に協力する用意があることを、国民党機関紙「中央日報」で主張していたのである。国府の狙いは、金門島等の防衛のために、琉球諸島の中で台湾に最も近い宮古・八重山諸島を、国府軍が基地として使用することであった⁸⁵。

ウィルソンが、海兵隊の沖縄移転を急いだのは、こうした国府の動きを警戒したことも大きかったのではないかと。彼は、蒋介石の姿勢を考慮せずに台湾本島への海兵隊派遣を検討すべきだと主張し、ダレスも台湾本島への米軍派遣には賛成した⁸⁶。

そこで、ダレスは、4 月下旬にラドフォードらを訪台させ、国府が金門・馬祖から撤退すれば、台湾・澎湖諸島を拠点に大陸沿岸部を封鎖する共同作戦を実施するという提案を行わせたが、蒋介石が金門・馬祖防衛に固執して交渉は失敗する。これ以降、米国政府は、台湾防衛ではなく、中国との大使級会談による外交的解決の方に活路を求めていくことに

なり、中国側も同時期のアジア・アフリカ会議を皮切りに、金門・馬祖の軍事攻略をいったん断念して平和攻勢へ転じた⁸⁷。

にもかかわらず、第三海兵師団第九連隊が同年 7 月、大阪府の堺から沖縄のキャンプ・ナプンジャ（ヘーグ）に移転し⁸⁸、9 月には第三海兵師団の沖縄移転のための基地建設計画が承認されたのは⁸⁹、新たに東南アジア情勢への対応任務を課せられたためであった。同時期、米国政府はタイにおける共産主義の脅威が高まっていると認識し、第九連隊の拠点を沖縄に移した上で、危機が去るまでタイのウドンターニーに一時駐留させたのである⁹⁰。

第一次台湾海峡危機をめぐる状況が変化しても、ウィルソンが、海兵隊の沖縄移転の決定を覆さなかった背景として、東南アジア情勢のみならず、同時期、日本本土の反基地運動が激化していたことも挙げられる。旧安保下では、日米行政協定にもとづき、米軍の日本配備は米国の無期限の権利として認められており、しかも日本側が、米軍基地のために土地を接収するなどして、基地を提供する義務を有していた。しかし、日本政府は、米国側の要求に従って、立川・横田・木更津・新潟・小牧の米軍飛行場周辺の土地を新規接収しようとしたところ、地元住民・自治体の強い抵抗を受けることになった。中でも、立川周辺住民が展開した「砂川闘争」は、1955 年に入ると、労働者・学生等の支援団体や革新政党の応援を受けたばかりか、日本政府の測量を阻止しようとした人々に対する警察の暴力が批判的に報じられて、世論の支持を得る。結局、日本政府は、横田以外のすべての場所での軍用地接収に失敗した⁹¹。

こうした日本国内の政治状況を鑑みて、1955 年 4 月に決定されたアイゼンハワー政権の新対日方針 NSC5516/1 では、米陸上兵力の日本撤退が明記された。もっとも、その時期や規模などの具体的な内容は、同方針には明記されていなかった⁹²。だが、6 月に入ると、NSC において、極東では陸軍二個師団のみを韓国に残留させ、在日米陸軍は撤退させる計画が承認された。ここでダレスは、政治的に在日米軍の維持がますます困難になっていることを強調し、大統領も、「外国に占領軍を維持することに伴う困難」に理解を示した⁹³。海兵隊の沖縄移転の開始は、陸軍の日本撤退の決定と軌を一にしていたと考えてよいだろう。

ところが、第三海兵師団第九連隊の沖縄移転後、第三海兵師団第三連隊および第一海兵航空団の沖縄移転は容易には確定しなかった。海兵隊の沖縄移駐は、大規模な新基地の建設を意味したが、米軍による基地建設地の強制接収と低額な地代の一括支払いに対し、沖縄住民の反対闘争が激化したからである。1955 年 10 月の企画調整委員会（以下、OCB）報告は、「日本から沖縄への地上兵力の再配備は、米軍が使用する追加の土地を要するようになったため、沖縄で深刻な問題となっており、それが日本にも波及している（＝沖縄施政権返還の要求が高まっている）」と指摘している⁹⁴。

そのため、今度は、ウィルソン自らが、第三海兵隊第三連隊および第一海兵航空団の移転先を、沖縄にこだわらずに再検討するようになった。1956 年 12 月、ウィルソンは、第一海兵航空団の沖縄移転のために予定されていた海軍の与那原飛行場の拡張計画をとりやめ、当時は空軍管理下にあった普天間飛行場を、海軍にも使用させるよう調整を命じる。

これは、1956年6月、地代一括支払いを支持する米議会調査団の「プライス勧告」発表を契機に、沖縄において、「島ぐるみ闘争」が勃発したことを受けて、米国民政府・極東軍・国務省が与那原飛行場建設計画に反対したことが原因であった。その後、与那原飛行場は地元に戻還されることになる⁹⁵。

さらに1957年4月、ウィルソンは、JCSから送付された次の覚書に、「現在、大部分を実行中」との頭書きをつけ、「大統領が読みたいかもしれないから」と、グッドパスター（Andrew Goodpaster）大統領補佐官に回覧した。覚書には、現時点で沖縄には海兵隊の二陸上戦闘連隊を配備予定だが、沖縄にこれ以上の基地を建設するのは賢明ではないという、ラドフォードの見解が記されていた。その上で、「軍事的観点からは海兵隊の部隊を極東、特に東南アジアの紛争の起こりやすい地域に迅速に再配備できることが望ましい。この点、グアムなら可能性があり、検討すべきだ。」との提言が盛り込まれていた⁹⁶。実行前提の覚書を大統領に渡したということから、ウィルソン自身が、まだ日本本土に留まっている海兵隊のグアム移転に前向きであったことは間違いないだろう。ウィルソンは、これまで海兵隊の沖縄移転に積極的であったが、第一次台湾海峡危機の収束が見えてきたことで、「島ぐるみ闘争」など悪化する沖縄現地の政治情勢に鑑みて、移転実施を疑問視し始めたのである。

この頃、反基地運動は、日本政府の対米姿勢にも影響を及ぼすようになっていた。1955年8月末に訪米した、鳩山内閣外相の重光葵は、旧安保の相互防衛条約への改変を申し入れたが、その際、将来的な米軍の日本からの全面撤退と基地使用の制限を条約案に盛り込んだ。重光構想は、ダレスの全面的な拒否と反論に遭ったが、在日米軍に対する日本国内の風当たりが強まる一方である事実を表していた⁹⁷。

そこで、1956年7月12日のNSCにて、ウィルソンは、日本に置かれた極東軍司令部の廃止とハワイの太平洋軍司令部への統合、極東軍司令部が兼ねていた国連軍司令部の韓国移転を決定したと報告した。同措置の目的は、米軍指揮系統の効率化であったが、彼は、国連軍司令部の韓国移転には、「日本国内にはびこる、日本はまだ米国の占領下にあるという考え」を打ち壊す意図があり、これに失敗すれば在日米軍基地をすべて失うことになると述べた⁹⁸。

ところが、こうした状況において、日本国内の反米・反基地感情を一層悪化させる事件が起きる。1957年1月30日に発生した、群馬県相馬が原演習場にて米兵が薬莢拾いをしていた日本人女性を射殺した、いわゆる「ジラード（William S. Girard）事件」である。同事件に触発され、その前後に起きた、福岡県板付飛行場や北海道の千歳飛行場での米兵による日本人への射撃事件にも、負傷者は出なかったものの注目が集まった。また、1956年9月7日に静岡県東富士演習場で、第三海兵師団第三連隊の兵士が、薬莢拾いに来た日本人女性を撃ち重傷を負わせた事件についても、ジラード事件を契機に国会で野党が取り上げるようになり、日本政府が遅まきながら調査を始めざるを得なくなった⁹⁹。

ジラード事件勃発時、日本では石橋湛山が内閣を率いていたが、石橋は病のため、就任

直後から政権運営を岸信介に預けざるを得ない状態にあった。そうした状況で、1957 年 2 月 15 日に着任したマッカーサー駐日大使は 25 日、後継首相に予定されていた岸に、訪米の招待状を手渡した。首相に就任した岸は早速、6 月の訪米を希望すると共に、日米首脳会談で取り上げたい議題に日米間の安全保障・防衛問題の解決を含めること、訪米に備えて駐日大使館との間で複数回の会談を行いたい旨を申し入れる¹⁰⁰。

そして、5 月 8 日の安川壮・外務省欧米局第二課長とスナイダー (Richard L. Sneider) 駐日大使館書記官との間の会談にて、日本側は、「在日米軍陸上兵力の全撤退」、具体的には、陸軍第一機甲師団および第三海兵師団第三連隊の日本撤退を要請した¹⁰¹。当時、日本政府は、ジラード事件に対する世論の激しい批判を無視できず、米軍が事件勃発時にジラードは公務中だったとして第一次裁判権を主張したのに抗して、日米安全保障条約調印後初めて日本側の裁判権を主張するに至っていた（ただし、実際には日米政府間で、可能な限り刑が軽くなる容疑で起訴するという密約を交わし、執行猶予付き判決後ただちにジラードを帰国させた）¹⁰²。

大統領は、ジラード事件に対する日本国内の反応を知ると、「現地の戦闘兵力の数を削減する迅速で抜本的な策をとらねば、反米感情の醸成は不可避」だという懸念をダレスに示した¹⁰³。そして、大統領は、6 月下旬に予定されていた岸首相の訪米に合わせ、撤退の具体的内容を検討するよう指示する¹⁰⁴。

そこで、6 月 6 日に、大統領、ダレス、ウィルソンの間で三者会談が行われた。会談の席上で、大統領とダレスは、在日陸上兵力の削減は政治的に可能であり、また実際に望ましいとして、「なぜ、もっと多くの兵力が削減されていないのか、理解できない」とウィルソンを責めた。実際には、1955 年 6 月 9 日の NSC における極東米軍配置転換計画の決定に伴い、極東軍司令部は、まずは 1956 年 6 月 30 日までに在日陸軍戦闘兵力を一個師団、約一万人へと削減し、兵站支援部隊約 3 万 3000 人と合わせて 4 万 3000 人を残留させる計画を策定していた¹⁰⁵。しかし、JCS はその後、いつの時点で残りの在日米陸軍を撤退すべきかの研究を始めていなかった¹⁰⁶。ダレスは、一週間後の日米首脳会談までに具体的な在日米軍地上兵力の削減計画を決定するよう、大統領と共にウィルソンに迫る¹⁰⁷。その結果、国防総省は 6 月 18 日までに、日本本土に駐留する陸軍戦闘部隊および海兵隊の全撤退と、在日米軍全体の 50%削減を決定したのである（実際には 40%削減を実施）¹⁰⁸。

この決定と前後して、極東軍・国連軍司令部は、JCS に対し、在日米軍基地の中でも空軍飛行場を順次返還するための具体的計画を提出した。大型爆撃機の導入に必要な滑走路の延長が困難な以上、日本本土の空軍飛行場を削減するのはやむをえない措置であった。また、同計画には、第一次台湾海峡危機後、日本駐留の第五空軍が、対ソ核攻撃だけではなく、中国空軍に対抗して、朝鮮・台湾有事に備えた戦術核による対空防衛態勢をも課されたことから、日本防空任務を航空自衛隊に移管し、極東有事に専念するという目的もあった¹⁰⁹。

同計画の添付の行程表には、木更津・新潟・伊丹・小牧飛行場を中心に、日本本土 17 か

所の空軍飛行場を段階的に一部または全面的に返還する期限が明記された。具体的な協議は（この直後の日米首脳会談で設置が合意される）日米安全保障委員会でなされること、決定は行政協定によって担保されることも盛り込まれていた¹¹⁰。

これらの決定の結果、1958 年末までに米陸軍施設のうち 82 か所が日本政府に返還され、陸軍兵力も補給部隊を残して戦闘部隊はすべて撤退した。また、漸進的な空軍飛行場の返還に伴い、1957 年の時点で 47,363 人駐留していた空軍兵力も、1960 年までに 27,433 人にまで削減された¹¹¹。

4 在日・在沖米軍基地の役割の変化

1957 年に入ると、米国政府内では、海兵隊の新しい戦略的価値が共有されるようになっていた。1957 年 3 月初頭、「海兵隊の即応性に注目して戦闘部隊の機能と兵力を補う」という海軍作戦部の新方針が、海軍作戦部長からホワイトハウスの大統領補佐官達へ、また同時に JCS からウィルソンへ伝えられた。具体的な新奇性は、海兵航空団の持つ、海軍と連携して上陸作戦を遂行する能力を今後重視するという点にあった。ウィルソンは、この考え方が記された覚書を、同様に「実行中」と記してグッドパスターに回覧している¹¹²。

もっとも、ウィルソンが国防長官として大統領から課された最重要課題は、依然として陸上兵力削減であったため、この時点では、彼にとっては海兵隊も削減対象であった。当時、議会が 1958・59 年の国防予算を政府計上額の約 3 分の 2 しか認めない状況において、国防総省は、今後 2 年間で全世界の米兵力数を 30 万名、極東では約 5 万名削減する必要性に迫られていたという緊急事情もあった¹¹³。そこで、ウィルソンは、1957 年 7 月の NSC にて、今後 4 年間の国防予算は、陸軍と海兵隊を合わせた陸上兵力を削減して、海軍を重視するという考え方にもとづくと説明した¹¹⁴。

ところが、同じ NSC での議論において、ダレス国務長官は、ウィルソンに異を唱え、海兵隊の役割を重視する意見を述べる。ダレスは、これから起こる紛争に対応する上で、海軍だけではなく海兵隊の機動性には高い価値があると述べたのである¹¹⁵。アイゼンハワー政権の安全保障戦略に占めるダレスの重みを踏まえると、彼の意見は、海兵隊に対する同政権の方針に大きな意味を持ったであろう。そして、JCS は事実、海兵隊の即応性や機動性を踏まえ、西太平洋での海兵隊の新たな戦略的役割を決定することになる。

1957 年半ばまで、日本政府が、自衛隊基地確保のために、特に米陸軍第一機甲師団および第三海兵師団第三連隊の撤退を求めていたのに対し、JCS は、陸軍の日本撤退は早々に実施する一方、海兵隊は海軍戦力の一部として日本本土に留めるつもりであった。しかし、6 月 22 日の日米共同声明で、海兵隊も含めた米陸上戦闘兵力の撤退が合意されると、JCS は、第三海兵師団第三連隊の新たな戦略的役割とそれに従った再配備を検討することになる¹¹⁶。

しかも、大統領は、日米間の合意を確実に履行する意志を岸首相に示すべく、早々に米陸上戦闘兵力の日本本土撤退の発表を行うよう、ウィルソンに求めたため、ウィルソンは

いったん 7 月 25～26 日の公式発表を決断する¹¹⁷。ただし、実際の発表は 8 月 7 日に延期された。これは、当時の沖縄にて、米国民政府の圧力で不信任に追い込まれた瀬長亀次郎・那覇市長が、市議会を解散して行った選挙の日程が 8 月 4 日となったので、海兵隊移転の発表が選挙に与える影響を恐れた、スナイダー米国駐日大使館書記官の助言による措置であった¹¹⁸。

いずれにしても、米軍部は早急な海兵隊移転計画の策定を迫られた。その結果、1957 年 8 月 8 日、海軍作戦部長は、第三海兵師団第三連隊全部隊を日本本土から沖縄に移転させる指令を下した。同年 3 月に第三連隊の一部が沖縄のキャンプ瑞慶覧に来ていたが、いまだ日本本土に残留していた「地上部隊」も沖縄に移転させ、第三連隊をすべて沖縄に集結させることとなったのである。これは、第三連隊をすでに沖縄に配備されている第九連隊と共に、第七艦隊の水陸両用戦隊の指揮下に組み込むための措置とされた¹¹⁹。さらに、ウィルソンは同年 8 月 14 日、日本本土に駐留する海兵第一航空団の沖縄移転をあらためて承認する。同部隊の再配備の理由は、インドシナ上陸作戦において海兵第一航空団に第七艦隊と連携する役割を負わせることだとされる¹²⁰。

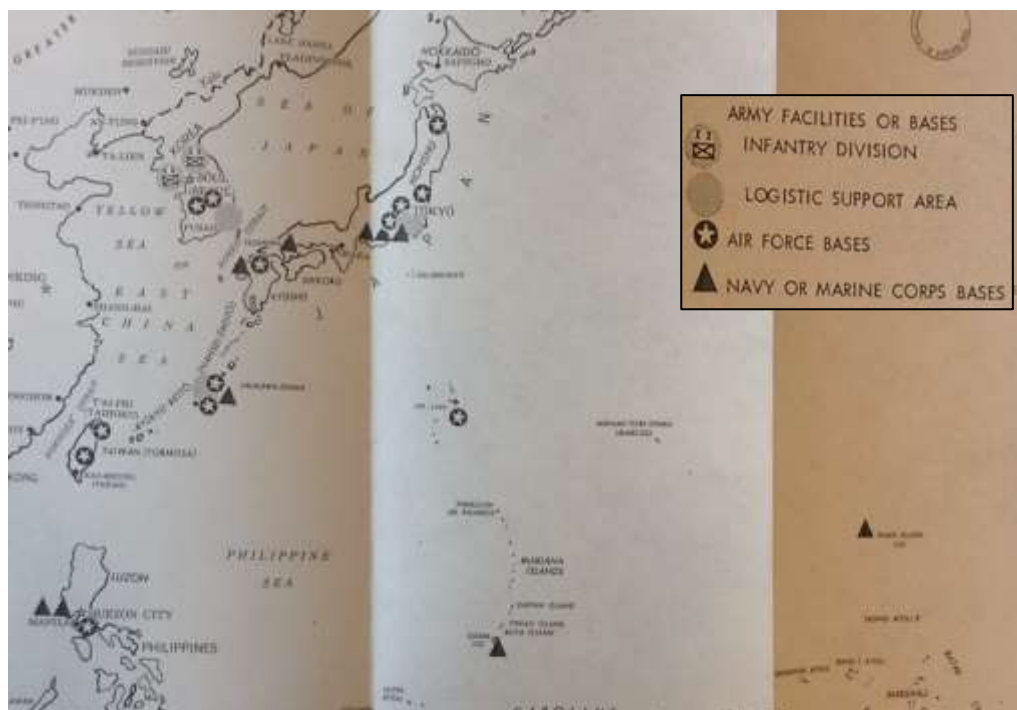
そして、JSPC が策定し、JCS が 8 月 21 日に正式決定した、第三海兵師団・第一海兵航空団の沖縄集結の戦略的目的は、「南ベトナムへのベトミンの侵略に対する反撃と、ラオスにおいて共産主義勢力を鎮圧しようとしているラオス国軍に対する支援」となった。インドシナ情勢に対応し、「西太平洋における全面戦争の際、局地攻撃に反撃し、かつ主導的役割を果たせる戦略的場所から、作戦を即時に実施できるよう、即応部隊を前方展開」させることが、米国の新たなアジア戦略となったのである¹²¹。

ただし、1957 年 8 月の第一海兵航空団の沖縄移転決定後も、海軍作戦本部が、普天間飛行場ではなく同じく空軍管理下の嘉手納基地もしくは那覇空港を、第一海兵航空団に使うよう要求したため、空軍が難色を示し、軍部内で再検討が繰り返されることになる。第一海兵航空団の再配備が難航した背景には、同時期、それまで空軍が保有する厚木・岩国両基地の管轄が海軍に移り、板付・木更津・三沢・横田基地、そして普天間・那覇も海軍が共同利用するようになったのに対し、空軍が反発していたという事情もあった¹²²。

空軍は、第一海兵航空団の韓国もしくは普天間への配備を主張したが、海軍作戦本部は、韓国は紛争地域への即時出撃地としても、第三海兵隊との共同訓練の上でも、コスト面でも不相当だと反論し、嘉手納・那覇とフィリピンのクラーク基地への分散配備を提案した¹²³。海軍作戦本部は、分散配備先として神奈川県の高木基地も候補に挙げていたが、最終的には沖縄でも北谷のハンビー飛行場と、山口県の岩国基地への、第一海兵航空団の分散移転が確定する。同部隊が普天間飛行場に移るのは、同飛行場が空軍から海兵隊に移管された 1960 年である¹²⁴。

1950 年代を通じた極東米軍再編では、最終的に 5 万 1 千の兵力が削減されたが、削減されたのは主に日本・韓国に駐留する陸上兵力であり、核攻撃を担う空・海軍はひきつづき重視された¹²⁵。次の図は、極東米軍再編完了後の極東米軍基地の位置を示したものである。

【極東米軍基地群一覧】



出典：Review of United States Overseas Military Bases, April 1960¹²⁶

1960年の時点で、海軍および海兵隊は極東地域に4空母航空団、15航空中隊（海兵航空団含む）、2/3海兵師団を展開させ、艦船約143隻（主に攻撃用空母や掃海艇）を保有していたが、その約3割が日本本土、約6割が沖縄を拠点とするようになった。また、米空軍は極東地域に41戦術・戦術支援航空中隊を配備していたが、その約55%が日本本土、約2割が沖縄を拠点とするに至った。米軍再編をへて、極東空海軍の約8割が日本本土と沖縄に集中するようになったのである。

そして、より重要なのは、兵力分布である。次に示すのは、極東米軍再編を通じた日本本土・沖縄の米軍各軍の兵力数の推移の一覧表である。

年度	日本本土の米軍兵力数					沖縄の米軍兵力数					総計
	陸軍	海軍	海兵隊	空軍	合計	陸軍	海軍	海兵隊	空軍	合計	
1953	108,461	14,145	2,926	60,297	185,829	12,223	582	—	10,520	23,325	209,154
1954	63,831	43,385	25,873	52,616	185,705	11,701	786	—	12,043	24,530	210,235
1955	53,104	42,358	13,918	52,695	162,075	9,808	903	6,223	10,844	27,778	189,853
1956	31,736	45,691	13,845	50,100	141,372	5,397	2,835	9,938	8,987	27,157	168,529
1957	21,563	40,015	12,678	47,363	121,619	5,181	2,533	11,237	10,285	29,236	150,855
1958	9,576	19,091	5,496	34,508	68,671	5,553	9,218	14,124	10,049	38,944	107,615
1959	5,321	7,907	6,367	32,857	52,452	4,890	3,308	14,873	9,843	32,914	85,366
1960	5,528	7,873	5,461	27,433	46,295	8,995	2,932	15,250	9,965	37,142	83,437

出典：Active Duty Military Personnel Strength¹²⁷

日本本土・沖縄の総兵力数が最も多い 1954 年には、全体の約 88%が日本本土に集中していたのが、1960 年には、沖縄に日本本土・沖縄の米軍兵力の約 44%が駐留するようになっている。(沖縄の駐留米軍兵力数が日本本土のそれを上回るのは、トンキン湾事件を契機に米国がベトナム戦争に本格的に介入する 1964 年である。)

この表だけからは、1960 年の時点での、日本本土と沖縄における米軍基地の負担は変わらないように見えるが、実際にはそうではない。同時期に極東地域に駐留していた海軍兵力(海兵隊含む)総勢約 5 万 6 千人のうち、現地住民との間に摩擦を引き起こしやすい戦闘兵力は約 3 万人であり、残りは千人の米国民と 2 万 5 千人の外国人従業員であった。そして、極東の海軍戦闘兵力の出撃拠点となる 17 の基地のうち、5 基地が日本本土に、9 基地が沖縄に存在するようになった(その他、フィリピンに 2 基地、グアムに 1 基地)。つまり、1960 年には、極東の海軍戦闘兵力の約 3 割が日本本土に駐留していたのに対して、沖縄には海兵隊を含めた海軍戦闘兵力の約半数が駐留するようになっていたのである¹²⁸。

さらに、1957 年の時点で沖縄に 1 万 285 人駐留していた空軍兵力は、1964 年までに 1 万 2 千 118 人へと増加した¹²⁹。これは、1958 年に第二次台湾海峡危機が勃発すると、第五空軍が、沖縄から台湾海峡に即時出撃できる態勢を整え、第七艦隊と連携して中国軍への攻撃を行う任務を課されるようになったためである。ただし、核兵器による攻撃は検討されたが採用されなかった¹³⁰。

こうした再配備の結果、在沖米軍基地は、インドシナ・台湾有事の際の空軍および海兵隊の出撃拠点となった。米国政府は当時、フィリピンにスービック空軍基地、クラーク海軍基地も有していたが、フィリピンは現地の政治経済上の脆弱性から極めて問題があると考え、グアムや沖縄への基地重点化を図った。そうした事情もあって、この時期、沖縄の米軍基地は強化された¹³¹。もっとも、在沖米軍基地だけでは、修理能力、核弾頭を除いて膨大な貯蔵能力を持つ在日米軍基地と代替することはできないとされ、在日・在沖米軍基地の機能は一体のものとして見なされていた¹³²。

他方で、在日米軍基地は極東米軍再編後、空・海軍の兵站・補給基地として重視されるようになり、特に、太平洋軍司令部のおかれたハワイを中心に西太平洋一帯を巡回する第七艦隊にとって、最も重要な燃料補給拠点となった¹³³。極東軍の全兵力の 3 分の 1 を占める在日米軍の 3 万 3 千の兵站支援部隊は、日本、沖縄、韓国に駐留する米軍のみならず、自衛隊と韓国軍を支援するのに不可欠だとされた¹³⁴。また、在日米軍基地の具体的な役割は、主に、日本各地から調達した弾薬の予備など戦闘上重要な補給物資を貯蔵し、韓国陸軍および在韓米軍、台湾陸軍、ベトナム陸軍に対して供給することとされた¹³⁵。

50 年代に在日米軍基地の位置づけが変化したことは、後に、日本政府によっても認められている。1970 年の日米安全保障条約更新に備え、1968 年に外務省が作成した「日米安保体制をめぐる論争点」という文書には、以下のように記されている。

在日米軍基地は、朝鮮戦争時及び休戦成立後も動乱再発に備えて在日基地は作戦基地

又は作戦予備基地としての重要な機能を果たしていた。その後、1956年中頃国連軍として駐留していた英連邦軍も在日施設の全部を返還して帰国し、又、翌57年6月にはワシントンで発表された岸・アイゼンハワー共同声明により、在日米軍の漸次削減が表明されるに至つて、在日基地はその作戦予備基地としての性格を薄め、次第に後方支援基地的性格を明確にして行つた。今日における在日米軍基地は米国の **Forward Strategy** を基調とする後方支援基地の性格を有し続けているものとみられ、ヴェトナム戦争に関連してその重要な機能を実証しているものと考えられる¹³⁶。

このように、朝鮮戦争終結後、極東米軍再編をへて、1957年の陸上戦闘兵力撤退の決定が最大の転機となって、在日米軍基地の戦略的役割は変化を遂げたのである。

小括

本章では、アイゼンハワー政権が、陸上兵力削減を主眼とする極東米軍再編の過程で、朝鮮半島から台湾海峡やインドシナ半島へと主戦場が転じたアジア冷戦への対応、日本本土・沖縄での反基地闘争の高揚といった課題に直面したことを論じた。しかも、極東米軍再編、アジア冷戦の変化、そして日本全体での反基地感情の盛り上がりが同時並行的に展開されたため、米軍再編計画は度重なる修正を要求されることになった。以下の年表は、本章で扱った重要な出来事を時系列で俯瞰できるように作成したものである。

海兵隊の配備／極東米軍再編	アジア冷戦	日本本土・沖縄での反基地の動き
50年9月 第一海兵師団、韓国配備 53年8・10月 第三海兵師団、日本配備 54年4月 米軍再編計画策定 →海兵隊1個師団撤退命令 54年7月 米軍再編計画修正① →海兵隊2個師団残留指示 +第三海兵師団、沖縄移転の指示（保留） 54年12月 米軍再編計画修正② →第一海兵師団、撤退指示 +第三海兵師団1個連隊、沖縄先行配備の指示 +第一海兵航空団の一部、日本移転 55年6月 NSCにて極東陸軍は韓国に2個師団のみ残留の決定 55年7月 第三海兵師団第九連隊、沖縄移転 56年7月 NSCにて日本にある極東軍司令部廃止&国連軍司令部の韓国移転を決定 57年4月 第三海兵師団のグアム移転案の検討 57年6月 在日陸軍戦闘兵力、撤退決定 →第三海兵師団・第一海兵航空団、沖縄移転の指示	53年7月 朝鮮戦争休戦協定成立 54年5月 デイェンペン陥落 第一次台湾海峡危機勃発 54年7月 ジュネーブ協定成立 54年9月 中国軍、金門島砲撃 54年11月 中国軍、大陳列島空爆 55年2月 国府、大陳列島放棄 55年4月 国府、米国の金門・馬祖放棄の提案を拒否 55年7月 米国、タイへの共産主義勢力の浸透を懸念して第三海兵師団第九連隊を派遣 57年8月 第三海兵師団・第一海兵航空団、インドシナ有事対応任務を担う	54年3月 米国、日本に在日米空軍5基地の拡張を要求 →地元の反対闘争展開 55年8月 重光外相訪米、安保改定&在日米軍全撤退提案 55年9月 沖縄の海兵隊基地建設計画、承認 56年6月 沖縄で島ぐるみ闘争展開 56年10月 立川基地拡張の測量打切 57年1月 ジラード事件発生 57年5月 岸内閣、在日陸軍・第三海兵師団の撤退を要請 57年6月 岸首相、訪米して在日陸上兵力撤退を要請 →日米共同声明で合意

年表から分かるように、海兵隊の日本本土から沖縄への移転は、米国政府が複数の政策課題を同時に解決しようと、調整を繰り返した結果であった。

国防総省が、日本本土の海兵隊の沖縄移転を検討するようになった契機は、第一次台湾海峡危機の勃発であった。国防総省は、「島嶼地帯」防衛の拠点として沖縄を重視したのである。ウィルソン国防長官は同危機の間、海兵隊が沖縄から台湾へただちに出動できるよう、一貫して海兵隊の沖縄移転の実施を求めた。海兵隊も、自らの存在意義を自国・同盟国の陸軍兵力を補完できる機動性に求め、沖縄移転に積極的であった。しかし、極東軍司令部が、沖縄に海兵隊基地の建設場所がないとして反対したため、海兵隊の沖縄移転はすぐには実現しなかった。極東軍司令部が、国防総省案に同意するに至るのは、日本政府から海兵隊基地を自衛隊に明け渡すよう要求されることが、予想されるようになったためである。

だが、第一次台湾海峡危機収束後、ラドフォード JCS 議長とウィルソンは逆に沖縄現地情勢に配慮するようになり、海兵隊のグアム移転案を検討する。この際、海兵隊の出動先として新たに想定されたのは東南アジアであり、海兵隊の任務は変化していた。また、米国政府内での海兵隊をめぐる認識も、上陸作戦も行う陸上兵力という曖昧な位置づけから、海軍と共に機動性を有し、地域紛争に対応できる即応部隊という位置づけへと変わっていくことで、陸軍とは逆に戦略上も予算上も重視されていくことになる。

そして、大統領とダレス国務長官の主導で、ジラード事件への対応として日本本土の陸軍戦闘兵力・海兵隊を早急に撤退させる必要が生じると、インドシナ有事に備えて第三海兵師団・第一海兵航空団を沖縄に集結させ、第七艦隊の下で即応態勢をとるという、JCS の新たな戦略が採用されたのである。

ここから、極東米軍再編が、朝鮮半島・日本の陸上兵力削減だけではなく、アジア冷戦の主戦場が朝鮮半島から台湾海峡・インドシナに移っていく過程で、即応部隊を潜在的な紛争地域に再配備する措置としても、大きな意味を持っていたことが分かる。そして、このような極東米軍再編の中で、水陸両方部隊を有する海兵隊が、朝鮮半島に近接した日本本土から、太平洋沿岸の「島嶼地帯」へ前方展開できる沖縄に移転していったことは、アジア冷戦の変化と密接な関わりを持っていたといえる。同時に、在日米軍縮小に伴って米空・海軍の重要拠点が変化し、在日米軍基地は両軍の兵站・補給拠点に、在沖米軍基地は、インドシナ・台湾有事の際の出撃拠点となっていたことも、アジア冷戦の変化への対応といえる。50 年代を通じて、在日米軍基地は、アジア有事の出撃拠点としての役割を低下させていった。これに対し、在沖米軍基地は、この時期、海兵隊のみならず、核兵器が配備されたり空軍部隊が強化されたりするなど、台湾海峡からインドシナといった新たなアジア冷戦の主戦場をにらむ出撃基地として、強化されていったのだ。

だが、同時に強調すべきは、極東米軍再編が、ニュールックや、中ソをはじめとする共産主義の脅威という要素のみによって、決定されなかったという点である。確かに、海兵

隊の沖縄移転の検討は、第一次台湾海峡危機への対応の一環として始まったが、沖縄現地の基地の過密状態や島ぐるみ闘争を考慮して、軍部内で計画の再検討が繰り返された。また、最終的に海兵隊の日本本土から沖縄への集結が実現した要因は、ジラード事件への対応という対日政治配慮であった。最終的には、米軍基地を受け入れる国・地域との関係性が、極東米軍再編計画の内容を決定づけたのである。

第2章 米国の海外基地政策の再検討

はじめに

本章の目的は、アイゼンハワー政権による海外基地政策の一環として、米国政府内で安保改定が検討されるようになる過程を、明らかにすることにある。

前章では、日本本土における強い反基地感情に考慮したアイゼンハワー政権が、極東米軍再編の過程で、陸軍戦闘部隊および海兵隊を日本本土から撤退させ、さらに在日空軍基地・兵力も削減したことを論じた。しかし、その後も、日本国内には、米軍基地およびその運用を定めた旧安保に対する根強い不満が残り続けた。そのため、岸内閣は、旧安保が、日本にとって不平等な内容であり、米国への従属を強いるものであるとして、在日米軍削減について旧安保の見直しを求めている。

実は、米軍基地をめぐるこうした相克は、日米関係特有のものではなく、基地を受け入れた同盟国との間で常に生じていた。したがって、アイゼンハワー政権は、発足当初から、NATO 諸国やアジアの同盟国との間で、米軍基地・兵力の削減をへて、最終的には基地協定の再検討にも取り組まざるをえなかった。

同政権は、米軍再編同様、各同盟国との基地協定の改定も個別に進めるのではなく、問題を総合的に把握し、政府としての方針を確立した上で、同時並行的に解決を図ろうとした。1959年8月に西ドイツとの間でドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定が、同年10月にフィリピンとの間でボーレン・セラノ協定が、そして1960年1月には日本との間で新日米安全保障条約が調印されたことは、海外基地政策の見直しが包括的に進められたことを示している。

そして、大統領がナッシュ元国防次官補に世界中の米軍基地の調査と研究を命じた、いわゆるナッシュ・レポートこそは、体系的・包括的な海外基地政策の再検討の試みであった。本章では、海外基地問題に対する米国政府内の体系的な動きを検証する中で、ナッシュの調査開始を契機に、軍部と国務省がそれぞれの問題意識から安保改定の研究に入る過程を解明する。

また、オーストラリア政府が当時、日本政府の旧安保見直しの動きをどのように見ていたのかについても分析する。オーストラリアの外交関係者は、日本国内の反基地・反核運動に強い関心を持ち、こうした動きが日米関係に強い影響を投げかけていると考えていた。本章では、彼らの分析を手掛かりにして、50年代の日米関係における在日米軍基地をめぐる争点を再考察する。

1 アイゼンハワー政権における基地協定の再検討

アイゼンハワー政権において、海外基地問題はおおむね次の三点として認識されていた。第一に、イギリスや日本のように、米軍基地の運用の自由度が高い同盟国との間に起こる問題であり、特に日本との間では、米軍の自由使用は、敗戦後の占領統治の実質的継続と

見なされて争点となった。アイゼンハワー政権はまず、米軍基地・兵力の削減でもってこれに対処しようとした。第二に、海外米軍基地への核持ち込みおよび有事の米軍の核使用の問題であり、イギリスやカナダ、日本は、核戦争への巻き込まれを恐れて事前協議制度を求めたが、米国政府は、事前協議を米軍の核使用の条件とすることを認めなかった。第三に、米兵犯罪をめぐる刑事裁判権の問題であり、基地受け入れ国が米兵犯罪を審理できない実態に対する各国世論の批判が、同盟国政府を基地協定改定に向かわせる圧力となりやすかった。以下、各論点をめぐってアイゼンハワー政権が直面していた状況と米国側の対応を説明する。

(1) 米軍基地の運用

アイゼンハワーは大統領として、就任当初から海外の米軍基地が引き起こす問題に強い関心を有していた。任期初年の1953年6月、彼は、海外の米空軍基地協定の実態と問題点を把握しようと、国防総省に報告を命じている。これは、航空機のジェット化、大型化を進める上で、同盟国との間に起こりうる問題を知るためであった。当時、米国が同盟国と締結していた空軍基地協定は、三つのタイプに大別された。イギリスのように米軍の自由使用を許しているもの、その他のNATO諸国のように、受け入れ国が戦争への巻き込まれを恐れ、敵の脅威が明確な場合にのみ協議をへて米軍に施設使用を許すもの、それ以外の取り決め（公開史料の該当部分が墨塗りのため不明）である¹³⁷。

日本の場合、日米行政協定にもとづき、米軍の日本配備は米国の無期限の権利として認められており、しかも日本側が、米軍基地のために土地を接収するなどして基地を提供する義務を有していた。したがって、アイゼンハワー政権からすれば、基地協定上は、在日米空軍基地への大型ジェット機配備と、そのための滑走路拡張に必要な土地の接収には何の問題もなかった。だが、第1章でも述べたように、米国政府から、立川・横田・木更津・新潟・小牧の米軍飛行場周辺の土地接収を要請された日本政府は、住民が補償に応じた横田を除いて、地元住民・自治体の反対のために計画を実施できなかった。日米行政協定を日本国民が支持していない以上、運用が困難であることが明らかになったのである。

日本国内のこうした動きは、旧安保では米国の長期的な基地保有権が担保されないという問題を、米国政府に意識させることになる。そこで、1955年4月7日、新たな対日政策であるNSC5516/1が採択された際、その原案には、旧安保に代わる相互防衛条約を結ぶ過程で米軍の駐留権の明確化を盛り込むことを目指し、将来的に交渉に入る意思を米国から日本に示すという行動指針が盛り込まれた。しかし、NSCの場でダレスが、米国側からの提案という形をとれば、日本は米韓・米比相互防衛条約を参照するだろうから、米国は逆に「兵力と基地を日本とその周辺に維持する権利」を捨てる結果になるとして反対したため、同指針の段落は文書から削除された¹³⁸。

とはいえ、日本本土に米軍基地を長期的に確保する権利は、ひきつづき米国政府にとって課題とされた。1956年4月4日の極東軍・米国駐日大使館間の協議委員会では、極東軍側が日本政府との相互防衛条約の交渉を通じた基地権の確保を主張し、大使館側も同意し

ている¹³⁹。

OCB が同年 6 月末にまとめた、NSC5516/1 の進捗報告においても、日本政府が相互防衛条約実現のために努力するようになれば、米国にとって新たに相互防衛条約を締結することは利益になると書かれた。ただし、OCB 報告は同時に、日本が防衛力増強に消極的な場合、米国は現行条約の修正を迫られ、難しい決断に直面すると指摘している。米国としては、日本国内の巨大な兵站施設と空軍基地を維持し続ける必要があり、「日本側の目的と米国側の長期的な基地上の目的とを調整するには」、日本の兵站面での防衛努力と同時に、米国側が対日要求を引き下げねばならないというのが、OCB の見解であった。なお、このとき、対日要求の内容の再検討は、国防総省に委ねられていた¹⁴⁰。

(2) 米軍基地への核持ち込み

海外米軍基地の存在ゆえに、同盟国が米ソの核戦争に巻き込まれる可能性をめぐる、米国と同盟国との間の対立は深刻であった。

立川飛行場の拡張に反対する砂川闘争は、実は、反核の論理を掲げて展開された初の反基地運動であった。1954 年 3 月に起きたビキニ被爆事件を受け、闘争の主体を担った住民は、これを積極的に反核運動の一環と位置づけたのである¹⁴¹。

オーストラリア駐日大使館は当時、他の在日米軍基地と比べて立川飛行場の軍事的重要性が高くないにもかかわらず、砂川闘争で日本政府が測量中止に追い込まれた理由を分析し、次の二点を挙げている。第一に、基地周辺住民は、反米感情というよりもむしろ、戦前に軍部から受けた苦痛に由来する政府協力への拒絶感によって、基地拡張のための土地接収に立ち向かった。しかし、鳩山内閣は、米軍基地が将来返還されて日本が使えるようになれば国益になる、という論理で住民を説得しようとして失敗したとする。第二に、社会党・総評と共産党は、基地拡張で核を搭載した爆撃機が日本本土に常駐するようになれば、日本は核戦争に巻き込まれるという論陣を張ったため、首都に近い立川基地の砂川闘争は、広範な支持を得たというのであった¹⁴²。

しかも、反基地運動が反核の論理を内包するようになったことで、鳩山内閣以降の日本政府は、在日米軍基地の拡張を進めることが難しくなったばかりか、基地への核持ち込みに反対の立場をとらざるをえなくなった。ビキニ被爆後、保守勢力も参加した超党派の反核運動が展開されたため、自民党も、反核世論に配慮しなけりなかつたのである¹⁴³。

しかも、1957 年に入ると、日本政府は核問題で一層苦しい立場に立たされていく。1 月 17 日、新聞各紙がワシントン発 UP 電の情報として、国防総省は陸軍第一機甲師団の日本本土撤退後、原子力機動部隊 (Atomic Task Force) の日本本土配備を検討していると報道したからである。国務省・国防総省は二日後のプレス発表でこれを否定したが、1 月 23 日には再び、ワシントン発 UP 電が、当時首相であった石橋湛山の訪米時に、日米両政府は同部隊の配備について話し合う予定だと報じる。外務省は、火消しのために事実関係を米国駐日大使館に問い合わせたが、米国政府は、プレス発表以上の言質を与えなかつた¹⁴⁴。

2 月 7 日には、米国防総省が日本政府の要請に応じてミサイル供与を行う、というワシン

トン発外電の報道がなされ、日本政府は国会審議上さらなる窮地に追い込まれた。岸外相は、米国大使館と極東軍司令部に対し、きわめてタイミングの悪い報道によって国会運営は深刻な事態になるだろうと述べ、今後はいかなる発表でも国務省が事前に日本と協議することを要請した¹⁴⁵。事実、米国政府の働きかけで国会提出予定であった秘密保護法案に対し、野党がミサイル供与報道と結びつけて批判を展開したため、日本政府は同法案の国会提出を断念せざるをえなくなる。

岸は事態を收拾すべく、2月11日の国会で野党の質問に対し、国内に米国の核兵器は存在しないし、日米間には、日本の承諾なしに核を持ち込まないという「重光＝アリソン合意」もあり、また日本政府も核配備には反対すると説明して、報道の事実関係を否定した。しかし、1955年の同合意は、実際には重光の虚言であり、当時の米国大使館の配慮により米国側は口頭での抗議に留め、以後も公の場では沈黙を守っていたものの、アイゼンハワー政権の政策に反していた¹⁴⁶。

このように、核持ち込みをめぐる問題で危うい立場にあった日本政府は、ビキニ被爆以後の強い反核世論に配慮して、米国との間に核持ち込みに関する取り決めの必要とするようになっていくのである。

核戦争への巻き込まれに対する西側同盟国の懸念は、米国の基地受け入れに最も協力的な同盟国であるイギリスでさえ、米国に対して有事の核使用はイギリスとの事前協議を条件とするよう要求するという形で現れた。アイゼンハワー政権は、自国の核使用へのNATO諸国の事前同意を得る努力をする方針を採ったが、それを絶対的条件とすることは拒んだ¹⁴⁷。

(3) 基地協定と刑事裁判権

アイゼンハワー政権が、同盟国との間の基地協定の見直しに着手したきっかけは、1953年に発効したNATO軍地位協定の刑事裁判権の規定が、同盟国に不利な内容だという批判の高まりであった。国務省は1955年7月19日、米兵犯罪をめぐる刑事裁判権に対するNATO諸国の不満が抑えがたいものになっているとして、NATO軍地位協定の改定の検討を軍部に要請した。マーフィー(Robert D. Murphy)国務次官代理は、次のような言葉で、米国政府にとっての海外基地問題のジレンマを端的に表現している。すなわち、米軍は同盟国内では好ましい存在ではない。しかし、米軍が同盟国を手助けするためだけにそこにいるかのように振る舞うことは馬鹿げているが、米国人が法を超越した存在でいられないのなら引き上げる、と言うこともできない。米国は海外基地の撤去を望んでいないからである¹⁴⁸。

ちなみに、NATO地位協定では、犯罪が基地の内外で起きたかに関係なく、加害者が派遣国(米国)の軍人・軍属で、①派遣国・同国財産に対する犯罪または、②被害者が派遣国軍人・軍属の場合、あるいは③軍務遂行中に行われた犯罪については、派遣国に第一次裁判権を認め、他の場合は受け入れ国に第一次裁判権を認めていた。問題は、一つには、米軍が軍務遂行中だと主張すれば受け入れ国は大抵それを認めざるを得ず、もう一つには、

両国が互いの要請に「好意的配慮 (sympathetic consideration)」を示せば、権利を放棄して相手国に裁判権を譲ることも可能だとされていた点であった。米軍は、ほぼすべての米兵犯罪において、受け入れ国に裁判権放棄の圧力をかけたからである。たとえば、1958 年の受け入れ国の第一次裁判権放棄率は、フランスで 88%、イタリアで 68%であった。オランダやギリシア、西ドイツのように、個別協定であらかじめ第一次裁判権を一括放棄するよう取り決めている場合もあった¹⁴⁹。

自国が受け入れている米軍基地に関する取り決めに不満を抱いていたのは、NATO 諸国だけではなく、NATO 諸国よりも不利な基地協定を米国と結んでいた、極東・東南アジアの同盟国の不満は、より一層強いものであった。

日本でも、1957 年 1 月末に米兵が日本人主婦を射殺した「ジラード事件」が起ると、2 月 25 日に発足した岸信介政権は、「手遅れにならないうちに」、「社会党が反対できないような」旧安保見直しを考えるようになる¹⁵⁰。ただし、日本政府の場合、米兵犯罪に対する改善策の検討は、刑事裁判権の見直しよりもむしろ米軍そのものの撤退の要求につながった。また、アイゼンハワー政権も、第 1 章で論じたように、陸上戦闘兵力の日本本土撤退でもってジラード事件後の対日関係改善を図った。

フィリピン政府も同時期、1947 年に米比間で締結した基地協定では多くの米兵犯罪をフィリピン側が訴追できず、米軍基地の自由使用が認められ、また協定期限が 99 カ年に設定されていること等を問題視し、基地協定の改定を米国政府に要求していた。当時、フィリピン世論が特に批判していたのは、米兵犯罪にかかわる刑事裁判権に関し、フィリピンが著しく不利な地位におかれていた状況であり、NATO 地位協定の成立は、マグサイサイ (Ramón Magsaysay) 政権与党のナショナリスト党の有力政治家達を強く刺激した。そこで、1956 年 7 月、米比両政府は基地協定改定交渉の開始に合意し、1959 年には相互防衛会議の創設、不要な基地の返還、土地所有権の問題の解決、協定期限の 25 年間への短縮等が実現した。しかし、フィリピン政府は、さらなる基地協定改定を求め、1965 年に NATO 地位協定・日米地位協定並みの刑事裁判権の改善を達成することになる¹⁵¹。

(4) 海外米軍基地の見直し

こうした状況を鑑みて、遅くとも 1956 年 5 月までには、国防総省と国務省との間で、NATO 諸国内の米軍基地に留まらず、世界中の米軍基地が同盟国との間にもたらす摩擦や対立を解決するために、世界中の米軍事施設および作戦権に関する検討が開始された¹⁵²。

翌 6 月には、ダレス国務長官がウィルソン国防長官に対し、アイゼンハワー以上に海外米軍基地の運用や施設の問題に精通し、適切な判断を下せる人物はおらず、大統領を交えて共に協議する場を設けるべきだと提案している。ダレスは、同盟国の間で、ソ連の平和攻勢を受けて脅威が低下したという認識、米軍基地がソ連の核攻撃の目標になることへの恐怖、米軍基地を国家主権の侵害とみなすナショナリズムの増大等が見られると指摘した。そして、同盟国の敵対化・中立化を阻止し、海外基地を維持するには、海外基地・権利に関する協定や手続きの修正を検討すべきだとの問題提起を行ったのである¹⁵³。

しかし、両省の話し合いには進捗が見られず¹⁵⁴、ダレスは同年 8 月、大統領とウィルソンに対し、ナッシュ元国防次官補に海外米軍基地の問題を調査させ、「米国の基地保有権がより自立的・耐久的になり、基地撤退の回避につながる」解決策を検討させるよう提案する。ダレスは両人の賛意を得て、ナッシュの承諾も取りつけたが、国防総省がナッシュの研究に干渉するのではないかと疑っており、ウィルソンの否定にもかかわらずチェック体制をとる必要性を感じていた¹⁵⁵。そこで、ナッシュは、国務省と国防総省からそれぞれ支援スタッフを派遣され、両省庁と協力しながら各国の在外公館、各地域を管轄する軍司令部を訪問することになった¹⁵⁶。

アイゼンハワーは 1956 年 10 月、ナッシュに対して、全世界の海外基地の見直し作業を正式に依頼した。大統領も、「侵略の危険は減少したという一般的印象、外国に駐留する多数の部隊が当然引き起こす軋轢、今日の激しいナショナリズムが結びついて、死活的に重要な米軍基地・施設に対する、非共産主義者までも含む現地の反発を招いている」状況を危惧していた¹⁵⁷。

2 日米両政府における安保改定検討

(1) 米国政府内の安保改定検討

ダレスの前述の懸念は必ずしも杞憂ではなかった。大統領のナッシュへの指示に触発されて、軍部は日米安保改定の研究に入っていた。1956 年末、レムニッツァー（Lyman Lemnitzer）極東軍司令官は、「旧安保および行政協定に代わる取り決めのために、近い将来、日本人と交渉に入る必要性が生じるかもしれない」として、「日本への長期的要求を準備する」よう部下に命じる。レムニッツァーは、ナッシュ・レポートが在日米軍基地の運用に変化を及ぼす可能性を危惧し、軍部の意見をナッシュ・レポートに反映させようとしたのである。それを受け、国防総省も、極東軍に対して対日要求の原則に関する問い合わせを行った¹⁵⁸。

極東軍は当時、高い修理能力、貯蔵能力を有する在日米軍基地の兵站支援機能を、日本、沖縄、韓国の米軍のみならず、日本の自衛隊と韓国軍を支援するために不可欠であり、在沖米軍基地では代替不可能だと考えていた¹⁵⁹。特に、佐世保、横須賀といった在日海軍基地が使用できない場合、極東で第七艦隊を維持するには、現状の約 2.5 倍の艦艇が必要となると試算していた¹⁶⁰。したがって、極東軍は、在日米軍基地の現状の運用に変更が生じるような安保改定を、ナッシュが提言することのないよう、先手を打とうとしたといえる。

極東軍がナッシュの調査に敏感に反応した背景として、軍部の中で将来的な安保改定は不可避だという認識が生まれつつあったことが挙げられる。JCS は 1957 年 5 月までに、米国が安保改定の主導権をとることは自国の不利益になるとしながらも、「安保条約・行政協定の改定という文脈以外では長期的な在日基地権を日本から獲得できない」と認識するに至っていた¹⁶¹。

国務省極東局は、極東軍のこのような動きを知り、極東軍と国防総省のやりとりを記し

た電報のコピーを入手して、「彼らが、持てるものをすべて必要だと言おうとしている」ことに危惧を覚えた。極東局は、ナッシュの研究に、在日米軍基地に関するすべての既得権益を温存しようとする極東軍の要求が反映されると、国務省が日本の「政治的現実」を考慮してなしうるすべてのことが無駄になるという恐れを抱いた¹⁶²。

実は、極東局は、1956年9月に米国駐日大使館から、対日関係の再検討を求める二つの報告書を受け取り¹⁶³、同年12月には局内で、『日本における米国の軍事姿勢の再検討』と題した提言書を作成・回覧していた。駐日大使館は、米軍基地が日本人に歓迎されていない事実を指摘し、「旧安保が安全の基盤でない」と日本政府が考える前に、対等な同盟関係に基づく新たな安全保障の取り決めへと導くようにと勧告してきた。だが、『日本における米国の軍事姿勢の再検討』を作成したグリーン（Marshall Green）は、駐日大使館の見解に必ずしも同意しなかった。グリーンは、日本人が在日米軍の存在を占領の継続と見なし、核戦争等に日本を巻き込むものだと考えているため、近い将来に在日米軍の軍事行動や能力を制限する可能性があるとしながらも、在日米軍の削減と基地の自衛隊への移譲等で対処することを提案した。そして、日本側が相互防衛条約を強く求めるのであれば、条約交渉に進む前に、日米合同司令部（自衛隊を米軍の指揮下におくことが目的であった）を設置し、安全保障上のパートナーシップや相互利益を確立するのが先だと論じたのである¹⁶⁴。

ところが、極東軍がナッシュの研究に対し、在日米軍基地に関する軍部の要求を反映させようとしていることが発覚した後、極東局内の安保改定に関する見解は明確な変化を見せている。現時点で、極東軍の安保改定研究開始が、国務省の安保改定に関する姿勢を変化させた直接的な理由であることを示す史料は、管見の限り見出せないが、時期的にはちょうど符号している。

1957年1月7日、ロバートソン（Walter S. Robertson）国務次官補（極東問題担当）がダレスに送った対日政策文書は、日本の指導者達が、安保条約の改定や在日米軍基地削減を繰り返し主張する状況を鑑み、対日政策の再調整を行うべきだと論じていた。ロバートソンは、喫緊の課題として、戦争犯罪人、小笠原・沖縄の返還問題、旧安保、在日米軍基地、日中関係を挙げ、旧安保について、大統領の指示下にて国務省と国防総省が最小限の目的を決め、旧安保とは異なる相互的、自己利益的な長期的取り決めを検討すべきだとした。日米間の政治的、軍事的に強力な長期的紐帯につながり、また集団の防衛に日本が責任を負う結果となるのであれば、米国は日本に対して譲歩すべきだというのが、ロバートソンの見解であった¹⁶⁵。

1月16日にダレス、ロバートソン、マッカーサー（Douglas MacArthur II）次期駐日大使、パーソンズ（J. Graham Parsons）北東アジア部長等が会合を持った際、戦争犯罪人の釈放および小笠原への旧日本人住民の帰還は、すぐさま着手されることになった。沖縄の施政権返還および日米安保の改定については、解決を迫られている問題だという認識が共有された一方で、結論は出なかった¹⁶⁶。

他方、ロバートソン国務次官補は1月29日、2月15日から米国駐日大使館に着任予定

のマッカーサーに対し、駐日大使としてナッシュ調査団に何を伝えるべきかを指示した。彼は、国防総省の下でレムニッツァー極東軍司令官が、極東における現状の配備と将来の再配備、日米の共同作戦行動、想定しうる敵の意図・能力・戦術と新兵器そしてその運搬能力および戦略的概念、予算上の考慮に関する研究を主導しているだろうと述べた。そして、国防総省が考えている、現在および将来にわたって極東で適切な軍事態勢を維持できるような軍事的要求を、日本に対して行うことは適切ではないと批判した。ロバートソンは、「重要なのは、日本の政治的、経済的、心理的要因を考慮して、基地を維持できる最小限の要求に留めること」だというのが国務省の立場だとして、それをナッシュに要請するようマッカーサーに指示する¹⁶⁷。

2月6日にOCBがまとめたNSC5516/1進捗報告では、1956年6月以来の沖縄の島ぐるみ闘争と、1955年5月から始まり9月には流血の衝突に至った砂川闘争の継続によって、日本が集団的安全保障に参加するための憲法改正は不可能になったとの見解が提示された。にもかかわらず、日本政府は、相互防衛条約の前提となる防衛力増強が不十分であることは認識しながらも、米国との「より対等な関係」のための調整について真剣に論じていることを、OCB報告は指摘した。そして、同報告は、米国政府の各省が、日米の相互防衛関係の達成に必要な段階について研究するつもりであることを明記した¹⁶⁸。

このように、ナッシュの調査は、1957年6月に訪米した岸信介首相が旧安保見直しを提案するより半年も前に、極東軍や国務省が安保改定の検討に取り組む契機となったのである。より正確に言えば、重光訪米後、再び日本政府内で安保改定の機運が高まるよりも早く、米国政府が安保改定に関する方針を形成する端緒となったといえる。

(2) 日本政府の旧安保見直しの動きとダレスの対応

1957年1月30日にジラード事件が起けると、日本国内の旧安保に対する批判は野党を中心に一気に高まる。岸は、2月末に首相に就任すると、5月に予定されていた訪米に向けた準備を外務省に命じるが、その中心的作業は旧安保の見直しであった。外務省も、手遅れにならないうちに、社会党が反対できないような「変化したことがわかる」改定が行われるべきだと考えていた¹⁶⁹。

そして、岸は、6月19日から21日にかけての米国政府とのワシントン会談において、次の点から旧安保の見直しを要求した。すなわち、在日米軍の配備および基地の使用についての事前協議、安保条約と国連の関係の明確化、そして条約に5年間の期限を設けることの三点である。岸は加えて、米陸上兵力の日本本土からの全面撤退も含めて、可能な限り最大限の米軍を日本本土から撤退させることも要求した¹⁷⁰。

先行研究は、この時期のダレスは「日米の安全保障関係全体を危険にするような包括的な条約改定」を警戒して、安保改定に時期尚早との立場であり¹⁷¹、極東局も日本の防衛力への不満や事前協議制度への反発から、反対であったとするが¹⁷²、必ずしもそうではなかった。ダレスは、岸との会談に臨む直前に大統領と話し合った際、日本側が日米首脳会談にて提示する予定の要求を吟味した後、次のように打ち合わせている。

米国は、(旧安保が発効した) 1952 年から状況が変わったことを認識しており、現行の安全保障上の取り決めに再調整しなければならないことに賛成する。しかし、岸が提案する条約の修正は短期間のものだ。上院が条約修正を承認する必要があるので、それでは深刻な問題が生じることになる。現行の安保条約をいま 2, 3 修正した結果、後にさらなる変更をしなければならないだけでなく、我々はそれは望んでいない。したがって、米国としては、まず両国の長期的関係がどのようにあるべきかについて論じ、それから、日本に防衛を提供し、様々な戦略的な政治・経済考慮が含まれるような、何らかの形の長期的な相互防衛関係に向けた作業をする可能性を考慮すべきだ。我々は、岸の訪問中に彼と率直にこの可能性について討議したい。さらなる議論は、東京で岸とマッカーサー大使の間で進めればよい¹⁷³。

すなわち、ダレスは、安保改定の必要性は認めていたものの、岸の考える部分的見直しではその後に別の改定要求を生むだけだとして、日本側の不満を解消するだけではなく、長期的な日米関係の維持に寄与するような、抜本的な安保改定を望んでいたのである。

その一方で、大統領とダレスは、岸の訪米時の要請を米国駐日大使館から知らされると、在日陸上戦闘兵力の全撤退を決定している。

つまり、ダレスは、短期的にはグリーン提案に沿って、在日米軍の削減と基地の自衛隊への移譲でもって日本側の不満を鎮め、長期的にはロバートソンの提案の通り、旧安保とは異なる相互的、自己利益的な長期的取り決めに実現しようとしたのだといえる。

日米首脳会談後、米国側は、旧安保の国連との関係については交換公文で明文化した。一方、在日米軍の配置と使用に関する事前協議は「実行可能なときはいつでも」との条件付きで、条約期限も「そのままの形で永久に存続することを意図せず」という表現で、共同声明に入れることを認めたにすぎなかった。他方、すでに明らかにしたように、米国は、あらかじめ準備していた米陸上戦闘兵力の日本本土撤退について、岸の要請を受け入れ、1958 年中の撤退を共同声明にて発表した。さらに、安保改定に代わる妥協策として、日本側が望んでいた、旧安保をめぐる問題を検討する政府間の委員会、すなわち「安全保障に関する日米委員会」(以下、日米安保委員会)の設置を受け入れた¹⁷⁴。

こうした措置が、日本側の旧安保見直しの要求に対する暫定的な対応にすぎないことは、米国政府内で明確に認識されていた。OCB が 9 月 25 日にまとめた NSC5516/1 進捗報告は、岸訪米以来、米国が直面している主要問題の一つとして安保改定を挙げている。OCB は、米国政府としては、安保改定もしくは新条約への移行に関する議論を拒否はせずとも、拙速を避けるために延期すべきだが、これが日本国内の政治問題の焦点となっている以上、日本人は条約修正に向けた主張を強めてくることが予想されるとした¹⁷⁵。

3 オーストラリアから見た日米関係

1950年代半ばから、オーストラリア政府は、対日政策の目標を、軍国主義化の阻止から西側陣営の一員化へと変化させていた。そのオーストラリアの懸案は、日本における中立主義的傾向の高まりであった。1956年の日ソ国交回復後、日本国内には日中関係改善、とりわけ日中貿易の復活を望む声が経済界を中心に高まっていたからである。合わせて、日ソ国交回復と引き換えに加盟を果たした国連の場を利用し、日本が中立主義を掲げるAA会議に接近したことも、同国の警戒をあおった。しかも、同国は、ジラード事件で高まった反米感情が、日本世論の中立主義的傾向を一層強める可能性があると見ていた¹⁷⁶。

また、オーストラリアは、鳩山・岸内閣が、国連の場において核実験停止提案を行った、米国に実験中止を求める特使を送ったりするなど、反核外交を展開していることを憂慮していた。同国にとって、冷戦の中で西側陣営諸国が米国の核に依存することは不可避であり、自国の安全保障のためには、米国の核兵器の技術革新を進める核実験は不可欠であった。よって、日本の反核外交とそれを後押しする反核世論は、「実現するに必要な力を持たない日本が十分な決意もなしに行ったもの」であり、日本の政策を「米国の主導する自由世界のそれに合致させる」必要があると考えられる¹⁷⁷。これは、米国の対日方針とも完全に一致する考え方であった。

そうした状況において、1957年の日米首脳会談にて在日米軍削減の合意がなされると、オーストラリア外務省は詳細を知ろうと、駐日・駐米大使館を通じて情報収集にあたる。そして、日米首脳会談の決定内容と日本本土から撤退する米軍部隊に加え、日本の新聞各紙が総じてこの出来事を歓迎し、津島壽一防衛庁長官が在日陸上戦闘部隊の撤退に「謝意」を表明したと報じたことが、本国政府に報告された¹⁷⁸。

オーストラリア政府はとりわけ、日米首脳会談で設置が合意された、日米安保委員会に注目した。同国は、「旧安保が調印当時の時代状況が反映されたものであり、日本の平和維持に貢献するという目的をよく果たしてはいるものの、日本国内の世論を必ずしも満足させていない」ことを認識するようになっていた。よって、「現在の日本の国内外の状況と一致するように」、安保改定を行うべきだと考えるに至ったのである¹⁷⁹。オーストラリアから見て、日本国内の不安定な政治状況はそれほどまでに深刻なものであった。そこで、オーストラリアは、日米安保委員会が安保改定交渉の端緒となることを期待し、毎回の議題や話し合いの内容についての情報収集を開始する¹⁸⁰。

同時に、同国は、日本政府への直接的な働きかけも試みる。岸首相就任直後の1957年4月、メンジース（Robert G. Menzies）豪首相は、「オーストラリアという国家が存在しており、この国との友好関係の維持が日本の利益になり、またオーストラリアの政策や利益は日本にも影響を及ぼすことを」理解させるべく訪日した。岸にオーストラリアという国家の存在を印象づけることが、メンジースの訪日の目的であったため、このときの首脳会談の主な議題は、日豪通商協定の締結等の経済問題であった¹⁸¹。

そして、1957年12月、今度は岸が日本の首相として初めてオーストラリアを訪問する。メンジース首相は首脳会談にて、近年の日本外交に見られる「懸念すべき兆候」を取り上

げ、外交政策上の最優先課題は何よりも自由世界の力の強化であるはずで、これを損ないかねない AA グループへの接近や核実験禁止提案等は控えるべきだと指摘した。これに対し、岸は、日本の外交の背景にある国内政治状況を説明した¹⁸²。岸には、旧安保見直し同様、国内の野党勢力とりわけ社会党が反核世論を取り込まないように、率先して核実験反対を表明せざるをえないという事情があった¹⁸³。

このように、オーストラリア政府は、一方では、日本国内の反基地感情が中立主義的志向の促進要因となっているという危機感を持ち、この連環を断ち切るために、米国が安保改定に応じることを期待した。また、他方では、世論の中立主義的傾向や反核感情に同調する日本政府の外交姿勢を憂慮し、これを西側陣営に協調的なものへと正そうとした。

こうした中、定期的で開催された日米安保委員会では、主に米軍陸上戦闘兵力の撤退に伴う基地の返還と自衛隊への移管や、米空軍の漸進的削減に伴う航空自衛隊への防空任務移管などが話し合われ、安保改定は議題とならなかった。岸首相が、在日米軍の配備・使用と安保改定について話し合う場として、同委員会を構想したのに対し、米国側は、NATO の機関と類似した協議機関を日本との間に設けることで、日米同盟の相互性を提供し、安保改定の必要性を薄められると考えていたからである。そのため、日本側が、同委員会は広範な問題を話し合うチャンネルだという印象を、日本世論に与えることが望ましいと主張したにもかかわらず、米国側は、委員会の目的を「(現行の) 安全保障条約に関して生じる問題を検討する」ことに限定していた¹⁸⁴。日本の思惑やオーストラリアの期待は、裏切られる形となったのである。

4 安保改定の障害

1957 年の日米首脳会談が、安保改定交渉につながらなかった要因として、主に米軍部が、安保改定の障害もしくは前提条件として、次の三点がクリアされない限りは安保改定交渉には同意しないとの立場をとっていたことが挙げられる。

(1) 日本の防衛力増強の遅れ

国務省は、岸訪米にあたって事前に、日本の防衛力増強が不十分であり、集団的自衛権も行使できない状態にあることを理由に、安保改定交渉の開始には応じられないことを日本側に伝えていた¹⁸⁵。そこで、岸は、訪米にあたっての土産として、「防衛六カ年計画」の後半三年分を転用した第一次防衛力整備計画を防衛庁に作成させ、旧安保見直し要求を米国に受け入れさせる交渉材料にすべく準備した¹⁸⁶。だが、岸との会談において、ダレスおよびラドフォード JCS 議長は、日本の防衛力増強の遅れを厳しく批判した。ラドフォードは、「日本は求められた速度で防衛力を増強していない」述べ、「日本の国内政治目的に資するならば、日本からすべての軍事力を引き上げることができる」と発言して岸に揺さぶりをかける。ダレスも、防衛費が GNP2%では、日本が防衛義務を軽く考えていると見なさざるをえないと述べた¹⁸⁷。

アイゼンハワー政権が 1955 年 4 月に策定した対日政策 NSC5516/1 は、日本に対して防

衛力増強の圧力をかけることを控え、日本国内の政治的・経済的安定を優先するという方針が採用されたことで有名である。しかし、中島信吾が指摘しているように、米軍部は実際には、NSC5516/1 採用後もひきつづき、自衛隊の兵力目標を、それ以前と変わらない陸上兵力 15 個師団 34 万 8 千人に設定しており、日本の防衛力増強の進捗の遅れに対する不満を強く持っていた¹⁸⁸。

そのため、極東軍・国連軍司令部は、岸訪米とその目的を知ると、「日本の防衛責任の引き受け」と題する覚書を作成し、日本の防衛力増強の達成段階に応じて在日米軍を削減することを提言した¹⁸⁹。

これを受けて、JCS も 6 月 13 日、国防総省に対して「将来の日米関係」と題する覚書を提出した。JCS は同覚書にて、米国の目的は、同盟国日本のみならず太平洋地域の防衛を行うことであり、日米の安全保障上の利益を一致させる形で、日本が防衛力増強の長期的計画を進めるのと同時に、米軍の段階的な日本本土撤退を実施して、同目的を達成すべきだとした。ただし、JCS は、自衛隊がすぐに、全面戦争まではいかなない軍事紛争を迅速かつ成功裡に収束させるため、米軍を日本の領土の外で支援する任務に従事する能力を獲得できるとは思えないと指摘する。JCS の日本専門家によれば、日本は、独力で防衛力を大幅に増強する能力があるのに、公式の長期防衛計画を発展させてこなかった。防衛庁が鳩山政権期に作成した「防衛六カ年計画」は、日本政府から公に認められたものではなく、その中で示された兵力数は米国の考える兵力目標（陸上 18 万人）に満たず、しかも日本はそれさえ予定通りに成し遂げていないとされた。国防総省も、JCS の主張を支持した¹⁹⁰。

1957 年の時点で、米軍部は安保改定に必ずしも反対だったわけではない。極東軍司令部は 5 月 20 日、陸軍省への覚書にて、日本の国民感情が中立主義を志向していること、日本との安全保障上の紐帯を強める必要があることから、日米安全保障条約の見直しには一定の理解を示している¹⁹¹。つまり、米軍部は、在日米軍削減や安保改定を、日本の防衛力増強を強化させる梃子として活用しようとしたと見ることができる。

ところが、ジラード事件後の日本国内の反米感情を懸念する大統領が、日米首脳会談に合わせ、早々に米陸上戦闘兵力の日本本土撤退を行うようウィルソンに求めたため、実際に、日本の防衛力増強に応じて段階的に削減されるのは、在日空軍基地に限定されることになる¹⁹²。

(2) 米軍が撤退した基地の再使用の問題

大統領のこの指示は、かえって米軍部が安保改定に応じる上での障害となった。なぜなら、軍部は、安保改定によって、日本における長期的な基地保有権を獲得するのと合わせ、返還した基地への有事の再入権（entry and re-entry rights）の獲得を目指していた。ところが、米陸上戦闘兵力の一年以内の日本撤退が決定されたことで、再入権が確保されないまま、大量の基地を日本側に返還せねばならなくなったのである。

朝鮮有事の際、在日米軍基地は、朝鮮半島への出撃基地として使用されることが想定されていた。そのため、緊急時に速やかに日本へ米軍を追加配備できるよう、日本に返還し

た米軍基地を必要な際に再び使用する権利を持つことは、米軍部にとって不可欠だった。

米軍部が再入権にこだわっていたより大きな理由は、日本政府に対する、米軍から返還された基地の大部分を、民生利用したり民間の地主に返還したりするのではないかという不信感であった。1955 年 4 月の NSC5516/1 策定直前、陸軍省は、日本政府が自衛隊の基地確保を理由に在日米陸軍の撤退を要求しているが、明け渡した施設は、自衛隊には使いこなす能力も予算もないため大して活用されず、日本政府によって非軍事用に使われることになるかと撤退に反対している¹⁹³。

日本側も、米軍部が基地の再入権を重視していることは認識していた。外務省は岸訪米前の 5 月 8 日、在日米軍の削減を促進し、また米軍基地の自衛隊への移管を進めるためにも、特定の基地に限って緊急時の米軍の再入権を認めることを、米国駐日大使館に提案している。安川壯・外務省欧米局第二課長は、行政協定を一部改訂し、米軍に自衛隊基地の使用を認めるようにすることで、米軍の基地再入権を確保できるとした¹⁹⁴。

しかし、在日米軍司令部は 1957 年 12 月末、太平洋軍司令部に宛てて送った覚書で、米軍の基地再使用権の確保が見込めない状況を指摘している。同覚書によれば、日本政府は基地の跡地を個々の地主に返還しているため、米軍が緊急時に、昔使用していた基地を再使用できる可能性は下がっているとされた。また、日本政府との間で、緊急時には直前の通告のみで米軍即応部隊が日本本土に上陸し、追加の施設を使用する取り決めを結べる見込みも薄いと見られた。在日米軍司令部は、こうした状況を理由に、米軍の再配備、基地の再使用を無制限に担保している旧安保の維持を主張する¹⁹⁵。

実際、たとえば石川県の内灘試験場は、1952 年 9 月に日米合同委員会で米軍用の砲弾試験場として接收が決定され、翌年 4 月には日本政府によって無期限使用の方針が提示されたが、1957 年に米軍が使用を打ち切ると、内灘町に全面返還されて海水浴場等になった¹⁹⁶。

そこで、海軍作戦本部は、太平洋軍司令部と共有する見解として、JCS に対して 1958 年 4 月 3 日、在日米軍基地の地位は、現在および中長期的な特定の施設、兵力水準、撤退後の基地の再使用の権利、兵器持ち込みに配慮して維持されねばならないと具申した¹⁹⁷。

(3) 沖縄の施政権の問題

岸首相は、日米首脳会談に備えて 1957 年 4 月、新任のマッカーサー米国駐日大使と数度にわたり予備的な会談を行った。初回の会談で岸は、現在の日米関係を損なっている原因として、①米国の対日軍事政策、②旧安保の下での日本の片務的・従属的な地位、③領土問題、④米国国内の日本製品輸出に対する扱いと対共産中国に対する貿易制限、の 4 点を挙げた。この③とは、琉球・小笠原諸島が米軍占領下におかれていることを指していた。岸は、琉球・小笠原諸島は日本固有の領土であって、日本人は知識人も含め、米国がなぜ同諸島の施政権を全面的に行使しなければいけないのかに疑問を持っており、領土不拡大原則を遵守しない米国に失望しているとの見解を示した。そして、沖縄の戦略的重要性は理解できるとしながらも、琉球・小笠原諸島のすべての権利を 10 年後に日本に返還するよう要請する¹⁹⁸。

マッカーサーから岸の提案について報告を受けた国務省は、世界情勢に関する認識が米国と日本とではまったく異なることを指摘し、同じ領土問題でも、ソ連による北方領土問題を日本人がなぜもっと問題にしないのか、という点を取り上げるよう指示した。また、日本は沖縄地域を防衛する能力がないので、返還に期限を設けることは困難だとの見解を示した。しかし、マッカーサーからこの点を問われた岸は、沖縄には北方領土とは異なり80万人の日本人が住んでいて、この問題は日本の国内政治上、争点となっていると強調した¹⁹⁹。

岸の主張の背景には、海兵隊の沖縄移転を契機に、米軍が沖縄で新規接収した軍用地の地代を低額で一括支払いする方針をとり、米議会も「プライス勧告」でそれを支持したのに対して、1956年6月から沖縄住民が「島ぐるみ闘争」を展開していたことがあった。沖縄の政治指導者たちは、超党派の議員からなる代表団を日本本土に派遣し、外務省、重光外相と面会して、日本政府が米国政府に働きかけて地代の一括支払い方針を撤回させるよう陳情し、外務省もこれに同意して、積極的に米国駐日大使館との間で協議を行った。しかし、国防総省は一括支払い方針の実施を延期しながらも、方針転換は拒否し続けたため、日米間の交渉は長期化し、1957年3月には、日本の国会議員および外務省担当者からなる視察団が、沖縄を訪問して現地調査を行うなどした²⁰⁰。こうした状況で、日本国内では、米軍の沖縄統治に対する批判が急速に高まっていたのである。

岸の沖縄施政権返還の要請は、駐日米国大使館から極東軍司令部、そこから陸軍省、さらにJCSへと伝えられた。極東米軍司令部は5月20日、陸軍省への覚書にて、日米安保条約の見直しの問題と沖縄施政権問題という二つの問題のうち、沖縄問題についての日本側の要請に応じることの方が、安保条約問題よりも困難だという見解を明らかにした。極東軍司令部は、安保改定によって、在日米軍基地の自由使用は難しくなることが予想され、そうなれば、在沖米軍基地は、朝鮮・台湾有事の際に米軍が頼れる唯一の基地となることを理由に、沖縄における米国の地位のいかなる変更にも反対する。これを受けてJCSは、アイゼンハワー大統領に対して、日米首脳会談で沖縄問題を取り上げないように要請した²⁰¹。

しかし、アイゼンハワーは日米首脳会談において、領土問題をダレス国務長官、ラドフォードJCS議長と岸との間で協議するように取り計らった。そこで、ラドフォードは岸に対し、日本政府が米陸上戦闘兵力の日本本土撤退を要求したことを引き合いに出し、これを実施するためにも琉球・小笠原諸島の現状変更の余地はないと発言した。岸は、米国が琉球・小笠原諸島を安全保障上必要としていることに理解を示した上で、安全保障上の問題なら、施政権の全面的維持は不要ではないかと指摘したが、それに対してダレスは、国際情勢に変化がない限り、沖縄返還の可能性はないと言い切る²⁰²。

つまり、岸は日米首脳会談で、旧安保の見直しおよび在日米軍の削減と、沖縄の施政権返還という二つの問題を、「占領からの脱却」「独立の完成」という問題意識から、同列の要求として米国側に提示した。しかし、米国政府にとって、補完関係にある在日・在沖米

軍基地をめぐるこれらの問題は、軍事戦略上ゼロ・サムの関係にあったため、両方に応じるといことは到底考えられなかった。

小括

本章では、以下の事実を確認・解明した。

第一に、アイゼンハワー政権は、①基地の運用、②核の持ち込み、③米兵犯罪をめぐる刑事裁判権の不公平さが、米軍基地を受け入れる同盟諸国の不満を招いている状況を打開するという課題を抱えていた。日本でも、これらの問題が旧安保に対する国内世論の強い不満につながっており、日本政府が在日米軍の削減や安保改定を望む理由となっていた。

第二に、米国政府、特に軍部は、日本国内の反基地運動が米軍基地の拡張を困難に追い込んだことに危機感を抱き、旧安保に代わる相互防衛条約を日本との間で結んで、米軍の長期の駐留権を明文化する必要性を認識した。ただし、その実現方法については、外交の責任者であるダレスが、交渉戦術上、日本から旧安保の改定を切り出させる必要があるとの見解を示したことで、基地保有権の獲得は政権の長期的課題とされることになる。

第三に、同政権は、各国との基地協定を見直すべく、ナッシュに海外基地調査を依頼したが、それを契機として、極東軍司令部がナッシュの報告書への反映を目的とした安保改定研究に着手し、それを危惧した国務省極東局も安保改定の検討を開始した。これらの動きは、ジラード事件をきっかけに、日本政府が米国側に旧安保見直しを要請するよりも半年以上早く起こったものであった。

同時に、本章では、1957年の日米首脳会談が安保改定交渉につながらなかった理由として、①日本の防衛力増強の遅れ、②米軍が、返還した基地を有事に再使用できる保証がないという問題、③沖縄の施政権をめぐる日米間の対立、が存在したことを明らかにした。

そこで、次章以降で論じるべき課題は次の三点である。

第一に、米軍部は安保改定交渉の開始までに、いかなる理由から日本の防衛力の増強という条件を取り下げたのだろうか。言い換えれば、軍部が日本の防衛力の増強よりも優先すべき課題として、何が起きた結果、軍部は安保改定交渉の開始に同意したのであろうか。

第二に、軍部が安保改定を認めるためには、日米首脳会談で大幅な削減が決定された在日米軍が、撤退後も緊急時に日本本土の基地を再使用できるかどうかという問題を、クリアしなければならなかった。この問題は、その後どのように論じられていったのだろうか。

第三に、日本政府が安保改定を実現させるには、当面、沖縄の施政権返還を断念する必要があった。安保改定に向け、日本政府はこの点をどのように理解していったのだろうか。また、米国政府側の見解はその後、何かしらの変化を見せたのだろうか。

これらの論点をふまえ、次章では、米国政府が安保改定交渉の開始に同意するまでの過程を論じたい。

第3章 ナッシュ・レポートとスプートニク・ショック

はじめに

本章の目的は、1957年11・12月に完成したナッシュ・レポートをめぐる米国政府内の議論と関連づけながら、米国側が安保改定交渉の開始を決定するに至るまでの検討過程を明らかにすることである。海外基地政策をめぐる米国政府内の検討過程で、在日・在沖米軍基地に関するどのような議論がなされたのか、また、それに対して軍部がどのように動いたのかを明らかにすることが、本章の狙いである。

また、本章では、冷戦状況の変化が、ナッシュ・レポートをめぐる議論にどのような影響を与えたのかを解明する。1957年には、米国にとって衝撃的な出来事が起きた。まず、8月下旬に、ソ連が大陸間弾道ミサイル（ICBM）の実験に成功した。そして、3週間後の10月4日には、ソ連は世界で初めて、無人の人工衛星スプートニクの打ち上げを実施し、さらにその一か月後には、犬が搭乗した二番目の人工衛星の打ち上げにも成功したのである。いわゆるスプートニク・ショックと呼ばれる出来事である。

先行研究は、スプートニク・ショックが、米国内でいわゆるミサイル・ギャップ論争を引き起こしたこと²⁰³、フランスによる核兵器の独自開発や独仏の核共有の動きを招いたこと²⁰⁴、イギリスやカナダに米軍の核使用の事前協議制を要求させるに至ったことを論じてきた²⁰⁵。

ミサイル・ギャップ論争とは、ソ連のミサイル開発が米国に先行していると考え、ミサイル開発計画の強化を要求する米国議会・政権閣僚と、米国の軍事的な対ソ優位を確信し、予算の問題からこれに抵抗するアイゼンハワー大統領・ダレスとの間の対立である。先行研究は、実際には大統領・ダレスの見解が正しく、米国は50年代にはソ連に核兵器で質量共に勝っていたが、この論争を契機に、大統領たちはニュールックの支柱であった大量報復戦略を、見直さざるを得なくなったことを指摘している。しかし、先行研究の議論では、大量報復戦略の再検討の過程で、同戦略を支える海外基地群がどのように見直しされたのかについては、まったく触れられてこなかった。

他方、スプートニク・ショックが、NATO 諸国に米ソ核戦争への巻き込まれの恐怖を与え、独自核による自衛や、事前協議制による米軍の核使用の制限等の対処策を模索させたことは、日本が安保改定によって事前協議制を実現しようとしたことと軌を一にしている。

この点、安保改定の先行研究は、スプートニク・ショックが安保改定に与えた影響について、ダレスが同事件を契機に、同盟国の間で米国に対する信頼が低下し、中立主義的志向が強まることを恐れて、対日・沖縄政策の見直しを開始したことを指摘してきた²⁰⁶。

だが、日本のみならず NATO 諸国の間でも、スプートニク・ショックによって、自国の米軍基地の存在による巻き込まれの恐怖が一気に高まったのなら、同盟国の動揺に対する米国の対応策も、各国・地域別ではなく、包括的に政府内で議論されたはずである。スプートニク・ショック直後に完成したナッシュ・レポートはまさに、同出来事をふまえて海

外基地群のあり方を総合的に再考した報告書であり、NSC や OCB での同報告書をめぐる議論も、同盟国の動揺の深刻さを受け、海外基地政策を広く軌道修正しようとするものとなった。

そこで、本章では、ナッシュ・レポートの分析を通じて、スプートニク・ショックの同盟国に対する影響が米国政府内でどのように認識され、それが安保改定にどのようにつながっていったのかを明らかにする。

1 ナッシュ・レポート

(1) ナッシュ・レポートの問題意識

ナッシュ (Frank C. Nash) は、1957 年 11 月に国別レポートを、12 月に全体レポートを大統領に提出した後に急死した。ナッシュ・レポートの完成直前に、スプートニク・ショックが起きたことは、米国が、同年 12 月に予定していた初の人工衛星ヴァンガードの打ち上げを、度々延期した挙句失敗したことも重なり、米国がミサイル開発でソ連に後れをとっているという印象を米国内外に与えることになった²⁰⁷。したがって、ナッシュ・レポートには、スプートニク・ショックが海外基地の維持・運用に及ぼす影響の分析も盛り込まれた。

大統領は、ナッシュ・レポートを NSC および OCB の場で検討させることにした。

1958 年 1 月に NSC 企画委員会へと提出された、ナッシュ調査団が用意した「米軍海外基地に関する大統領へのフランク・C・ナッシュの報告書要約」の本文は、次の文章から始まる。

朝鮮戦争勃発以来、何年にもわたり大いに発展した、巨大な米軍海外基地システムは、米国の国際的な軍事姿勢の主要要素となったばかりではなく、米国の対外関係の主要要素ともなった。様々な重要性による新たな要請から、現在も調整は続けられている。しかしながら、大規模な（基地）拡大の時期はもはや過ぎた。必要な調整の多くは、各国が、他国との間で締結している協定と同程度の、その国に有利な（基地）協定を主張するという顕著な傾向によって、より一層困難になっている。このため、米軍が配備されているすべての国における、我々の基地および米国の行動を調整する効果的手段の進展に関して、米国の政策の明確な定義づけを余儀なくされている²⁰⁸。

これこそが、ナッシュ・レポートが作成された理由であった。すなわち、米国政府は、米国と基地を受け入れる同盟国との間の協定が、受け入れ側にとって不利であるという同盟国側の不満に対し、新たな海外基地運営・維持の方針を打ち立てる必要に迫られているという認識を有していたのである。

ナッシュ・レポートは前提として、米国の安全保障が「前方展開戦略と適切に配備・分散された海外軍事基地システムおよび作戦施設に依存」しているという認識を示した。ス

プートニク・ショックによっても、海外基地群の重要性は変わらないというのがナッシュの主張であった²⁰⁹。

しかし、そうした確信に相反して、ナッシュの海外基地に関する現状分析は悲観的であった。すべての海外米軍基地が抱える共通の問題として、ナッシュが挙げたのは、①基地協定の相互性、②核兵器の運用、そして③米兵犯罪に対する刑事裁判権の取り扱い、の三点である。まず、基地協定の相互性について、ナッシュは、相互防衛条約のための共同・協調的努力としての米軍のプレゼンスが、十分に意義づけられていないとする。また、核兵器について、陸海空三軍の核装備の漸進的な規格統一が、海外基地への核の持ち込み、貯蔵、および使用をめぐる問題を生み出した事実を指摘した。そして、米兵犯罪に対する刑事裁判権については、NATO 諸国との間では法的対等性が担保されているが、法制度が米国の水準に達していない同盟国との間では米国側の裁判権を優先せざるをえず、問題が生じているとした。

しかも、スプートニク・ショックは海外基地問題を複雑にした。ナッシュによれば、今後、米国政府に対して、ソ連の核の脅威に対抗するために ICBM 配備に傾注し、その代わり海外基地を削減すべきだという圧力が増大することが予想された。しかし、海外基地は、①全面戦争に対する抑止および抑止力としての軍の適切な分散配置、②局地侵略に対処するための戦術兵力の維持、③米国の政治的目的の促進、のために米国にとって不可欠であった。ICBM への依存だけでは②③はかなわないというのが、ナッシュの見解であった。そこで、ナッシュの勧告は、スプートニク・ショックが米国世論および同盟国に与えた動揺に対処するには、海外基地を維持しながら各国に中距離核ミサイル (IRBM) を配備するのが望ましいというものであった。

(2) 在日米軍基地の問題点

つづいて、地域別、国別の海外米軍基地をめぐる課題として、ナッシュ・レポートが最も問題視したのは、極東の米軍基地群が、現地の政情不安や配備上の問題から安定した運用からは程遠い状況にある事実であった。ナッシュは、極東において「中立主義とナショナリズムはほとんどのアジア諸国で強い潮流となって」といると指摘する²¹⁰。同盟国ごとに米軍基地が抱える問題は次の通りであった。

極東の米軍基地関係は、NATO によって提供されるような安定性を欠いており、我々の現状の防衛網の連結は明らかに弱い。日本では、日本（の安全保障）に直接関わらない限り、韓国やその他の場所での戦争行為を支援すべく、兵站施設や空軍基地を全面的に使用できる見込みがない。沖縄は、軍事基地が極度に集中しすぎていて、空や潜水艦からの攻撃に対して著しく脆弱である。蒋介石の死は中華民国の意思を弱め、中共との歩み寄りに向かうだろう。フィリピンにおける我々の基地の安全保障は、最近の選挙の結果にもかかわらず、まったく安定的ではない内政の土台に拠っている。韓国は特殊な状況にあり、我々の大規模な地上部隊は特定の任務に縛りつけられているため、配備上

の柔軟性がまったくない²¹¹。

極東の米軍基地群は、兵站・支援拠点としての日本と攻撃拠点としての沖縄が重点的拠点とされ、その他に海軍・空軍が駐留するフィリピン、朝鮮半島の停戦・分断状態を維持すべく陸軍が駐留する韓国からなっていたが、どれも長期間の安定的運用に耐えられる見込みがなかったのである。台湾には米軍基地は置かれていなかったが、小規模な米軍部隊が駐在しており、1957年5月に米兵が現地住民を射殺した事件が、台湾住民の間に反米感情を引き起こしていた。

とりわけ、「軍事的観点から、太平洋地域で最も価値のある基地群」である日本について、ナッシュは、「戦争や重大な危機の際、作戦・兵站基地として頼りにならないかもしれない、〔中略〕代替地を見つけることが望ましいのではないかと指摘した。日本は、核戦争への巻き込まれを恐れて、米国との条約上の義務を果たすよりも中立を志向しているというのが、その理由である。だが、在日米軍基地は、アジアの戦術航空部隊の多くの駐留、陸・海軍の修理施設の保有、韓国・台湾・東南アジアへの兵站支援を行なえることなどの点から、アジア戦略上は最も重要な拠点であった。こうした役割を代替できる基地がおける同盟国として、ナッシュは、オーストラリアを挙げる。ただし、ナッシュは、オーストラリアへの基地の全面移転は、日米同盟を弱体化させる恐れがあることと、同国はアジア大陸から距離があり北東アジアでの作戦展開には問題があることから、オーストラリアを追加・補助的基地として確保するよう勧告した²¹²。

在日米軍基地が、日本の中立化志向のために有事の使用が保証されない状況であるにもかかわらず、日本との同盟関係を悪化させるような基地の移転は望ましくないのであれば、対日関係の改善によって在日米軍基地を安定化させる他はない。そこで、ナッシュは、極東基地全般について、次のように提案した。

日本とは、より相互的な方向に安全保障条約を改定し、同時に、日本人に対し、より多くの防衛上の負担を受け入れるように圧力をかけるべきである。我々が、永久に小笠原・琉球諸島に留まるつもりであるという事実を、はっきりさせねばならない。沖縄本島でこれ以上の大規模な土地の要求は避けるべきであり、また、琉球経済の脆弱性を防ぐために、原子力送電網の建設などの特別な措置をとらねばならない。本島以外の琉球諸島には、可能であれば IRBM の設置を検討すべきだ。台湾では、外交上の訴追免除に与る米国人の数を最小限に留め、台北地域へのこれ以上の集中を避けることによって、5月の暴動が再発しうる危険性を減らすための、あらゆる努力がなされるべきである。フィリピンでは、安全保障上の利益の相互依存や目的づけという考え方を、フィリピン人とともに育てていくことが特に重要だ。彼らに我々の基地運営に対する責任と参加を与えるためのあらゆる機会を逃してはならない²¹³。

ナッシュは、その中で、在日米軍基地を安定的に使用できるようになるための施策として、安保改定を提案する。ただし、それは、米軍の支援なしで日本防衛の責任を果たすには「不十分」な防衛力しか有さず、当面、東アジア全体の防衛に貢献することもないと見られる、自衛隊の防衛力増強と引き換えであった。また、ナッシュは、安保改定交渉時の米国の立場を強めるためだとして、在日米軍の削減をも勧告している。岸首相が、1957年の日米首脳会談で、陸上兵力の全撤退を含む在日米軍削減を要求したことに鑑み、在日米軍の削減は、一つには社会党の反基地運動を弱めることができ、もう一つには長期的な基地の保有権をめぐる交渉で米国側が有利な立場に立てるとした²¹⁴。

安保改定と抱き合わせで日本により多くの防衛上の負担分担を受け入れさせる、という考え方自体は、1956年末時点の国務省極東局内の主張でもあり、目新しいものではない。しかし、ナッシュ・レポートが、現状では、有事に在日米軍基地を使用できる見込みがないことを指摘し、安保改定を提言したことは、日本との間の基地問題を解決するには安保改定が不可欠であるという認識が、米国政府内で共有されつつあることを示していた。

この時期、太平洋軍司令部は、米国にとって利益にならないのであれば、安保改定交渉に入るべきではないとの姿勢をとっていた。しかし、ナッシュ・レポートは、日本と新たな条約関係に入らなければ、緊急時に米軍が日本国内の基地を使用できないことを指摘した。この点こそが、軍部が安保改定に対する立場を変えていく重要な要素となるのである²¹⁵。

(3) 在沖米軍基地の問題点

ナッシュは、沖縄が①軍事基地の過度の集中による脆弱性、②日本による施政権返還要求と沖縄住民による日本への復帰願望、③基地拡大のための土地接収に対する現地の反対運動、④現地経済の脆弱性、といった問題を抱えていると考えた。

そのため、ナッシュは、まず①については、他の極東地域に基地を分散移転するよう提言した。日本本土から沖縄に移転した海兵隊についても、一つの場所に集結しているために、本来の能力である機動性を欠いていることを問題視した。②に関しては先に述べた通り、米国が「永久に琉球・小笠原諸島に留まるつもりであるという事実を、はっきりさせることが肝要だとする。そして、沖縄住民の反米・反基地感情を緩和するために、既述の通り、土地のこれ以上の接収を控え、原子力送電網の建設などによって雇用を創設することを目指すべきだ」との方針を示した²¹⁶。

ナッシュは、沖縄に駐留する米軍は太平洋防衛上の主要線であり、同地域の安全にとり米軍の無期限の沖縄駐留は不可欠なため、日本と交渉する余地はないとの立場をとった²¹⁷。しかも、スプートニク・ショックによって、在沖米軍基地は IRBM はじめ核ミサイルの配備地としての重要性も持つようになった。ナッシュが勧告した先島群島への IRBM 配備は結局実現しなかったが²¹⁸、1959年1月には高空迎撃ミサイル「ナイキ・ハーキューリーズ」が配備され、1960年3月には低空迎撃ミサイル「ホーク」の発射台建設、同年5月には戦術地対地巡航ミサイル「メース B」の沖縄配備が発表される²¹⁹。日本が在日米軍基地への核兵器の持ち込みを拒否している状況において、在沖米軍基地に次々とミサイルが配備さ

れたことは、沖縄が極東の核基地として重要な役割を果たしている以上、日本に沖縄の施政権を返還することは不可能だという米軍部の主張を一層強めることになった。

2 スプートニク・ショックに対する日本の反応

スプートニク・ショックは、同盟国の間に二つの反応を呼び起こした。そのいずれも、米国の核抑止の信頼性に疑いを抱き、巻き込まれの恐怖に対処しようとするものであったが、一つには、NATO 諸国による核兵器の独自開発を検討する動きが見られた。他方では、イギリスやカナダ、日本による、自国の米軍基地の核運用を管理しようとする動きが強まった。フランスに至っては、自国の米軍基地からの核兵器撤去を要求した。さらに 1958 年 3 月末、ソ連が一方的に核実験停止を発表すると、ダレスは、同盟国が独自にソ連との関係改善を試みたり、中立主義的志向を強めたりすることを恐れた²²⁰。

ダレスの危機意識は、従来の核戦略の見直しへと彼を向かわせた。1958 年 3 月、ダレスは、ソ連との核軍縮交渉の開始を主張し始める²²¹。また、同年 4 月には、ダレスは、アイゼンハワーとの会談で、限定戦争のための戦略を至急研究する必要があると訴えた。これは、議会が政府に対し、ソ連との全面核戦争を進んで招こうとしているとして、大量報復戦略への激しい批判を加えるようになったことが理由であった。大統領もこれに合意して、政府高官からなる少人数のグループに検討を命じている²²²。

結果からいえば、ダレスの試みはいずれも失敗した。核軍縮交渉は、1959 年のダレスの死によって挫折し、また、限定戦争戦略も、1959 年 8 月に大統領が NSC5906/1 として新たな戦略を承認したものの、軍部の反対とアイゼンハワーの曖昧な態度によって、具体化されずに終わった²²³。したがって、核軍縮交渉や限定戦争戦略についてはここでは論じない。

アイゼンハワー政権は、ナッシュの勧告通り、海外米軍基地の核戦力の共有と IRBM の配備によって、スプートニク・ショック後の自国の核抑止力の信頼性を回復しようとしたが²²⁴、問題は、米軍の核の運用の取り決めに関する同盟国の要求であった。特に、日本政府は、スプートニク・ショックを機に、在日米軍基地への核持ち込みに関する事前協議制度の創設を含んだ、旧安保見直しの検討を真剣に行うようになった。しかし、1958 年初頭から、アイゼンハワー政権は、米軍が所有する核コンポーネントの所在を否定も肯定もしない NCND 政策を採っており²²⁵、日本側が望む事前協議制度はこれと真っ向から対立するものであった。

同政権は、1953 年から核搭載艦船を日本の港に寄港させていた一方で、1954 年から在日米軍基地内には、核のコア部分を切り離した核弾頭である非核コンポーネントを貯蔵開始し、日本政府もこれらの事実を知っていたとされる²²⁶。

また、1957 年の訪米時に岸が行った旧安保見直し要求は、あくまで一部修正を求める内容であり、首脳会談で合意された内容も、日本側の要求を一部受け入れた内容ではあったが、安保改定交渉の開始を意味するものではなかった。

にもかかわらず、1958年6月、日本政府は再度の旧安保修正の対米打診を行った。同年5月の外務省文書は、日本側の動きの背景と動機を端的に記している。

ソ連が大陸弾道弾と人口衛星に依って軍事科学技術の進歩を誇示して以来、共産側は、一方に於て自由陣営の抑制力の中心たる米国の軍事力に疑惑を生ぜしめる様、又同時に局地戦争を否定して中途半端な軍備は無意味であるとの観念を醸成する様宣伝を一段と強化した。〔中略〕其の後共産圏諸国の非核武装地帯設置の提唱やソ連の条件付一方的核実験中止声明等のこともあつた。我国に関しては、以上の如き世界的事情に加へ、在日米軍撤退の進行に由り基地問題が漸く下火になつて来たこともあつて社会党其の他の左翼勢力が其の攻撃の矛先を核兵器問題に集中して居り、従つて此の問題には特に敏感である我国輿論は更に刺戟されている実情である²²⁷。

すなわち、スプートニク・ショックやソ連の核実験停止によって、米国の核政策に対する社会党の批判は一層強まり、日本政府は核持ち込み禁止決議を迫られるなど国会で守勢に立たされたのである。7月末にマッカーサー駐日米大使と会談した藤山愛一郎外相は、旧安保の見直しが必要な理由として、スプートニク・ショックを背景に、ソ連が米国の抑止力への疑念を生じさせるため大規模な心理攻勢をかけていることを挙げている²²⁸。

外務省によれば、こうした政治的守勢から脱するべく、日本政府が旧安保見直しで特に重視する点は次の通りであつた。

我国の輿論は之を尊重しなければならず、今後益々強化されると予想される共産圏の心理戦に対し、〔中略〕米国は日本の意向に拘りなく核兵器を日本に持込み得ることとなつて居り、若し此の点に就て国民が懸念を持つとすれば、〔中略〕両政府間に何等かの了解を遂げ置くことが全般的に考て得策であると考えらる。斯る意味の了解として、「米国は日本政府の同意なくしては、核兵器を日本に持込まず又弾道弾基地を日本に設けない」と云う趣旨を理解することが適當であると思ふ²²⁹。

つまり、日本政府は、スプートニク・ショックによって高まった国内の「巻き込まれ」論を鎮静化させるため、米国との間で核持ち込みに関する事前協議制度を整えることを必要と考えるようになった。これこそが、岸内閣が1958年にあらためて米国側に旧安保見直しを要請した最大の動機だったのである。もちろん、事前協議制度の創設のみが、日本政府にとっての安保改定の目的だったわけではない。外務省は、安保改定の交渉方針として次の三点の不平等性の是正を目指した。第一に、「米国は軍隊駐留の権利のみを有して日本防衛の義務を負っていないこと」である。第二に、「米国は在日米軍をその一方的決定に依り日本区域外において使用し得、従つて日本が知らぬ間に戦争に捲込まれる危険があるということ」である。そして第三が、「核兵器持込に付不安があること」であつた²³⁰。

もっとも、事前協議制度によって社会党が納得するとは、外務省は考えていなかった。事前協議制度によって核戦争への「巻き込まれ」を阻止できるわけではなく、日本に米軍基地があるかぎり「巻き込まれ」論は不可避だというのが、外務省の認識であった。なぜなら、「巻き込まれ」論は、サンフランシスコ講和条約締結をめぐる、全面講和か片面講和かの議論に端を発する問題だったからである。したがって、安保改定は「中立主義を主張する勢力との決定的政治闘争となるものと判断」された²³¹。

にもかかわらず、外務省と藤山外相が旧安保の修正を、最終的に岸首相が旧安保の全面改定を決断したのは、1958年5月の総選挙での自民党の勝利が決め手であった。岸は、国民の大多数が自民党を支持しているので、社会党の旧安保見直しに関する批判を突破できると判断したのである²³²。

マッカーサー大使は8月25日、岸首相から、外務省が想定していた旧安保の部分的修正ではなく、その全面改定を望む旨を初めて明言された。岸によれば、安定した政権基盤を踏まえ、国会で野党勢力に積極的に論戦を挑むことによってこそ、日米関係の安定が得られるのであった²³³。

3 米国政府内のナッシュ・レポート検討と安保改定

(1) ナッシュ・レポートの政府内検討

ナッシュ・レポートは、1958年初頭から、まずNSC企画委員会で、それからNSCにおいて検討され、OCBの間でも議論された。NSC企画委員会での討議をへてNSCに提出された、「ナッシュ・レポートの主要論点」は、次の通りである。すなわち、①海外基地システムの現状と今後、②中ソ周辺へのIRBM配備、③地中海両岸諸国との条約、④中央アフリカでの基地獲得、⑤極東基地の代替肢、⑥オーストラリアへの核貯蔵、⑦ラテンアメリカ諸国の集団安全保障体制、⑧米兵犯罪をめぐる刑事裁判権、⑨カナダとの防衛責任の分担であった。NSC企画委員会で検討されたが、NSCに原案を提出する段階で削除された論点としては、NATO地域への限定的侵略の際の協力、基地の価値を共有させるための外交、沖縄問題、基地受け入れ国の防衛負担があった²³⁴。

沖縄問題がNSCでの議題から削除された背景には、沖縄の占領統治を維持したい軍部の強い反発が存在した。OCBスタッフが、カトラー（Robert Cutler）大統領特別補佐官（国家安全保障問題担当）に提出した覚書によれば、ナッシュ・レポートが沖縄について触れている次の段落が、NSC提出の際に削除された。第一に、在沖米軍基地の削減の提言、第二に、沖縄で長期的に米軍が経済的・政治的負債に直面するという見通し、そして最後に、琉球諸島をミサイル基地の候補として検討することである²³⁵。

上述の最初の二つの点は、沖縄の排他的占領統治にこだわる軍部にとって不利な内容であったため、削除されたと考えられる。他方、沖縄本島以外の琉球諸島へのIRBM配備案が、JCSが1957年11月29日に作成した覚書と同内容であったにもかかわらず、NSC提出時に他の沖縄に関する提言と共に外された背景には、この是非をめぐり国防総省と国務

省が鋭く対立していたという事情があった。沖縄であれば現地の同意が不要であることが、JCS が沖縄を IRBM 配備の候補地に選んだ理由であったが、国務省は、米国駐日大使館の勧告をもとに、沖縄に IRBM を配備するのであれば、事前に日本政府に通告する必要があるとの立場をとった。また同省は、在沖米軍基地に核を持ち込むことに反対する日本人の圧力を考えると、沖縄以外の場所にミサイル基地を作ることを検討すべきだと主張していた。だが、JCS は、沖縄にミサイル基地を作れば、日本国内の政治状況に影響を与えることは認めながらも、近い将来、日本に核を持ち込める見込みがない以上、沖縄の IRBM 基地の重要性は増していくとして、国務省の見解に歩み寄らなかった²³⁶。

上述⑤の極東基地問題も、削除こそされなかったものの、NSC 提出にあたって論争的な議題となった。ナッシュ・レポートは、極東の米軍基地、特に在日米軍基地を分散移転させ、政治的に安定している地域に基地を建設するよう勧告したからである。

これは、国務省極東局の見解と軌を一にしていた。大統領への正式な提出より早い 1957 年 8 月に、ナッシュ・レポートの草案を入手したグリーンは、ロバートソンへの内容報告の中で、次のように述べている。すなわち、最低今後 10 年間、米国の物的安全と世界における地位および影響力を維持できるかどうかは、海外基地および使用中の軍事施設群を適切な地域に、適度に分散できるかどうかにかかっているというのは、我々の考え方であり、特に極東に当てはまるというのであった²³⁷。

NSC 企画委員会は、1958 年 2 月 13 日の会合に向けて作成した原案では、ナッシュ・レポートの主張に沿った提言を用意していた。しかし、JCS が基地の分散移転という考え方に反発したことから、最終的な文言はナッシュ・レポートよりも抑制的な見解へと変貌した。まず、極東基地の分散移転は費用がかさむのに加え、それによって、「米国要塞」が西太平洋から撤退する印象を与えることの犠牲は大きいと指摘された。また、米軍の極東からの全面撤退は、同盟国に対し彼らが見捨てられたと思わせ、中立主義を保ちながら共産主義陣営に譲歩することを強いるので問題外だとされた。重要なのは、基地の受け入れ国の政治情勢が、米軍撤退という決定につながった場合の保険として、小笠原諸島、マリアナ諸島、ウリチ島、北ボルネオ島、ブルネイ、オーストラリアを確保しておくことだというのが、NSC 企画委員会の主張となったのである²³⁸。

NSC 企画委員会は NSC に対し、極東の防衛網の脆弱さとソ連ミサイルの脅威の増大から、国防総省はひきつづき、最も政治的に安定した地域に基地を分散させる場合の、現状の極東基地の代替肢の望ましさと妥当性を研究すべきだとする、文言の採択を提言した。3 月 13 日の NSC の結論は、この通りのものとなった²³⁹。

しかし、同盟国間のスプートニク・ショックの大きさは、米国政府の予想を上回っていた。ダレスは 1958 年 1 月、「日本と沖縄における現在の米国の姿勢を安定的に維持できると思わない。もし単に条約上の権利の上に居座ろうとするだけであれば、我々は、敵対的で、親共産主義ではないにせよ中立主義的な感情を持つ日本政府に導かれた、大衆の感情に吹き飛ばされてしまうだろう」と記したメモを作成した²⁴⁰。また、3 月 19 日の大統領と

の会合でも、直近のマニラでの SEATO 理事会出席の折、極東の新聞が米国を「好戦的な」イメージで描いていたことに懸念を表明した²⁴¹。彼は、4 月に入ると、ソ連の一方的な核実験停止を受けて、何らかの対ソ行動を起こさなければ「今後数年間で日本、西ドイツ、英国を失うかもしれない」という危機感を抱くようになる²⁴²。

OCB も 8 月 20 日、スプートニク・ショックが同盟国に与えた衝撃と海外基地への悪影響を指摘している。すなわち、1957 年の間に米国の海外基地の地位は一層論争的なものとなったが、米軍基地の存在がその国を核戦争に巻き込むという共産主義者・中立主義者の宣伝は、今後多くの地域で米軍基地の維持という問題を悪化させることは明白であった。この問題の重要性を鑑み、OCB の場では、現状のもしくは今後計画されている海外基地群のうち、今後数年間でその維持が危うくなる可能性がある基地について、代替の選択肢の研究の検討を考慮するよう、大統領に勧告すべきかが討議された²⁴³。当然、代替基地にとって代わられる可能性が高いのは極東の米軍基地群であった。スプートニク・ショックは、JCS が葬り去ろうとした、極東基地の分散移転というナッシュ・レポートの提言を、再び現実的課題として浮上させたのである。

(2) 安保改定の検討作業

ロバートソン国務次官補は、スプートニク・ショックによる同盟国の動揺に対するダレスの危機感を受け、1958 年 1 月末、ダレスのメモをもとに国務省内での対日政策の再検討を指示していた²⁴⁴。

彼は 4 月 21 日、対日政策の再評価および日米関係改善のための勧告をとりまとめ、ダレスに提出した。その中の「旧安保に対する日本の不満」という項目には、まず、去年の岸訪米時に、日米安全保障委員会の設立と米陸上戦闘兵力の撤退について、日米両政府が合意したことで、日本側の安保改定の圧力は鎮静化したと述べられていた。にもかかわらず、極東局の結論は、「岸が政権の座にいる間に、日本人がより受け入れやすいように条約関係の調整を模索し、現在は失われている、我々の日本における地位を安定化させることが、米国の最大の利益であることが明白になりつつある」というものとなった²⁴⁵。つまり、日本が再度、旧安保の見直しを要請してくるよりも早く、極東局は、岸が首相の間に安保改定交渉に踏み切る必要があると判断したことになる。

ただし、どの時点で安保改定を行うのかについて、すぐにでも全面改定を行うべきだと主張する米国駐日大使館と、日本側の提案を待ち、提案を受けても日本の安全保障上の目的が米国と一致するまで決断しようとしないう国務省極東局の間で、見解の相違が存在した²⁴⁶。極東局の慎重姿勢は、安全保障政策に関わる問題である以上、日本政府の求める安保改定の条件に国防総省が同意しない限り、実際の交渉に入れないことが理由であった。

だが、現状の海外基地を維持したい軍部にとっても、米国政府内の議論は、前述の通り、スプートニク・ショックによって望ましくない方向へ向かおうとしていた。軍部がついに方針転換を行ったのは、日本側が再度、旧安保見直しの提案を行ったときである。太平洋軍司令部は 6 月 19・20 日に、藤山・岸が、「安保改定を含め、基本的な安全保障問題につ

いての真剣な、内密の議論」を行いたい旨伝えてきた、との報告をマッカーサー大使から受け、7月1日、安保改定の研究報告を海軍作戦本部とJCSに送った。この報告の内容は、太平洋軍としての基本的立場を明らかにしたものである。実際の交渉に対する同軍の立場、具体的にいえば、旧安保の部分修正か全面改定か、それとも新条約が望ましいのかに関する見解は、あらためて8月20日に太平洋軍司令官發文書としてJCSに送られた。

7月1日に送った報告にて、太平洋軍司令部は、駐日大使の情報をもとに、日本政府としては、米国との間で相互防衛を行うだけの実力が、日本にまだないことは認識しているが、政治的圧力の下、岸改造内閣において安保改定に取り組む予定だと述べた。そして、駐日大使としても、安保改定の機は熟したと考えていると説明した。また、同軍司令部は、前年の日米首脳会談での合意を受けて、この6月末までに在日米軍陸上戦闘兵力の撤退完了が予定されており、日本側は今後さらなる米軍削減の要求をしそうにないので、安保改定交渉では在日米軍の削減は議題とならないだろうと述べた。その上で、旧安保で日本一帯への米軍配備や基地使用に関する無制限の権限を得ていても、有事に日本政府・国民の協力がなければ、部隊の追加配備やそのための施設確保は不可能であり、日本側の協力が期待できぬ現状では、既得権益の温存は最優先課題ではないと指摘した。これは、ナッシュ・レポートの指摘と同じものであった。そして、太平洋軍司令部は、安保改定交渉は米国が軍事的に不利益をこうむるものではなく、いかなる改定でも旧安保下の特権に制約をもたらすことを理解した上で、日本側の要請を受け入れて安保改定交渉に入るべきだと結論づけたのである²⁴⁷。

同時に、太平洋軍司令部は、安保改定交渉にいくつかの条件を課していた。

主な条件は、これまでと変わらぬ米軍の駐留の保証と、緊急時の在日米軍およびその施設の使用、そして、それらに対する日本側の支援であり、これが満たされるのであれば、日本政府が望む米国の対日防衛義務や、有事の日米協議を受け入れられるとした²⁴⁸。

また、日本の防衛力増強が遅れているので、その達成度に合わせて予定されている在日米軍の撤退を行うとした²⁴⁹。軍部はかねてから、日本の防衛力が不十分であることを理由に安保改定に反対してきたが、ここで、自衛隊の増強と歩調を合わせて、在日米軍の撤退を段階的に行うという方針に転換したのである。

だが、安保改定の最大の問題である、在日米軍基地への核持ち込みをめぐる事前協議制について、太平洋軍司令部は、米軍が日本に核を持ち込まないという保証を与えることは、絶対にすべきではないと主張した。ただし、アイゼンハワーと岸が、秘密議定書によって、「日本防衛に核兵器が不可欠だと米国が考える場合には、核兵器の密かな持ち込みを認める」のであれば、口頭で米軍は核を持ち込まないという保証を行ってもよいと判断している。さらに、安保改定交渉を沖縄施政権返還と結びつけることは、一切認められないとの立場をとった²⁵⁰。

海軍作戦本部は、7月1日に太平洋軍司令部から研究報告を受け取ると、7月31日にはJCSに対して、同文書の見解に賛意を示した²⁵¹。

同時に、7月31日とその翌日に、マッカーサー大使から藤山外相との会談報告を受けた国防総省は、JCSに対して8月8日、次の点について意見を求めた。まず一点目として、現行条約の変更を認めるべきか、二点目として、条約・行政協定両方の再交渉を認めるべきか、そして最後に、現行条約・協定の全面改定もしくは部分修正、または新条約の作成のいずれが望ましいか、という問題の照会がなされた²⁵²。

8月20日には太平洋軍司令部からJCSに、安保改定の具体的内容に関する提言が届いた。太平洋軍司令部は、行政協定の修正につながる等の理由から、一から新しい相互防衛条約を作ることには反対したが、部分修正では現状の問題の解決にならないとして、米国側が用意した草案にもとづいて交渉することを前提とした、旧安保の全面改定を提案した²⁵³。

JCSは9月5日、国防総省の指示を受けて安保改定に関する見解をまとめた報告書を作成し、9月10日に正式に国防総省に提出した。ただし、9月11日にダレスと藤山の会談が持たれることになり、スプレイグ (Mansfield D. Sprague) NSC 顧問が、ダレスに国防総省の見解を伝えるために至急JCSの検討結果を提出するよう指示して、JCSは9月8日にいったん報告書を提出している²⁵⁴。

JCSは9月8日に提出した報告書にて、以下の三点を条件に、現行条約の変更に同意した。第一に、米軍は自らの判断で日本から撤退でき、また自衛隊の防衛力の漸進的増強と合わせて撤退するとの諒解の下で、日本に駐留しているすべての米軍のひきつづきの駐留と作戦行動を認めることである。第二に、行政協定は修正しないことである。最後に、アジアの自由主義諸国に対する共産主義者の侵略を日本の脅威と見なし、そうした脅威に対する日本国内の米軍およびその施設の使用を認めることであつた。これは、国連の下での軍事行動の場合でも同様だとされた²⁵⁵。

その上で、JCSとしては、「議会の同意が必要ない現行条約の修正に留めることを、国防総省の見解とすべきだと考えているが、適切な見返りが得られるのであれば、新たな条約に向けた交渉を行う上で決定的な軍事的障害は存在しない」と提言した。日本側が求めている事前協議の創設について、JCSは、在日米軍の再配備や作戦行動に関する日本との事前協議は認められるとしたが、日本側に拒否権を与えることはできないとの見解を提示した。最後に、最大の関門である、核搭載艦船の寄港も含めた核兵器の日本持ち込みについて、JCSは「日米双方が満足できる解決策はない」と分析した。そして、「現状維持」、すなわち、核爆弾から核弾頭を除いた非核コンポーネントの貯蔵と核搭載艦船の寄港を、日本政府が黙認している現状を、続行することが望ましいと結論づけたのである²⁵⁶。

国防総省側は、JCSの文書の正式な提出を待たずに9月9日、国務省との話し合いにおいて、ダレスが11日の藤山外相との会談で、米国は相互防衛条約と関連協定の検討の準備ができたと保証してもよいと述べた²⁵⁷。

それを受けてダレスは、藤山との会談当日、アイゼンハワーに対して、国務省と国防総省が旧安保の再交渉に関して合意に達したことを説明し、安保改定は「日米関係を強化し、耐久的・恒久的土台を築くことになる」と強調した²⁵⁸。そして、藤山との会談において、

自分は現行条約を交渉して成立させた人間だが、何かより良いものができるのであれば、条約の変更に尽力しないつもりはないと、安保改定交渉に応じることを告げたのである²⁵⁹。

4 在日米軍基地の再定義

太平洋軍司令部および海軍作戦本部は、日本との安保改定交渉に対する立場を明確にする作業と並行して、今後の中長期的な在日米軍基地に関する方針を提示するよう JCS に求めていた。そこで、JCS は、1958 年 2 月、8 月の海軍作戦本部のそうした要請に応じて、同年 9 月 26 日、「日本における基地権上の要求」と題した研究内容をまとめ、太平洋軍司令官に送った²⁶⁰。

同研究は、①個々の米軍施設、②米軍の兵力水準、③一度撤退した基地の再入権 (entry or re-entry rights)、④核兵器の持ち込みに関して、在日米軍基地がどのように維持されるべきかを検討したものである²⁶¹。このうち、軍部の安保改定に関する判断に関わった③④について見ていきたい。

まず、基地の再入権について、JCS は、安保条約が効力を保っている限り、そのような権利の利益は短期的なものであり、微々たるものにすぎないと指摘した。JCS は、中長期的には、基地の再入権の維持は、安保条約の有無にかかわらずむしろ不利益になるという。まず、一度退去した軍事施設は、戦略、兵器、機動性、そして部隊の分散配置上、役に立たない可能性が大きい。次に、そうした権利の維持は、米軍が退去した施設を日本の自衛隊や民間機関が再利用できる幅を制限することになり、在日米軍の削減によって日本に防衛力増強を促すという目的の失敗につながる。さらに、権利を維持するには、施設の保全計画に米国が関わらねばならなくなる²⁶²。

JCS が強調したのはむしろ、燃料の貯蔵施設や弾薬庫、その他極東地域への供給・備蓄源となる施設等を維持する権利の重要性であり、日本以外の極東地域のためにこうした貯蔵を維持できる、安保条約上の条項を得ることが建設的努力の名に値するのであった²⁶³。在日米軍司令部等は、1957 年 6 月の日米首脳会談で決まった日本の米陸上戦闘兵力削減・撤退の条件として、基地の再入権にこだわり続けてきたが、JCS はその軍事的意義をここで明確に否定したのである。

次に、日本への核兵器の持ち込みについて、JCS は次のような立場を明らかにした。すなわち、NSC の方針は、米国の核兵器が自由世界の総合的武器であり、必要性に応じて迅速かつ選択的に使用することを、同盟国に認めさせる努力を継続するというものだが、現時点で日本に核兵器を搬入する予定はない。現在の日本の政治情勢下では、予測できる将来、日本への核持ち込みが可能になると考えるのは楽観的すぎる。そこで、海上施設もしくは米国管理の下で核兵器の貯蔵・配備ができるような場所、具体的には日本本土の港に寄港している空母に、核兵器を配備する予定であるというものである²⁶⁴。事実、50 年代初期から、横須賀、神戸、佐世保といった港に寄港した空母には通常、核兵器が搭載されていた。さらに、空母が率いる機動部隊を構成する駆逐艦や巡洋艦も、核を装備し、有事に

は中国領内の核攻撃目標に大量の核兵器を発射する任務を負っていたのである²⁶⁵。

JCS が示した新たな方針は、在日米軍基地の役割をより限定的に定義したという点で画期的であった。折しも、8月末に第二次台湾海峡危機が勃発していたこの時期に、在日米軍基地の再入権の重要性を否定したということは、アジア有事の際、日本に出撃部隊となる戦闘兵力を追加配備する可能性が、限りなく低くなったことを意味した。すなわち、JCS は、在日米軍基地の役割を基本的には兵站・補給基地だと位置づけたのである。

在日米軍基地が、アジア有事の際の出撃基地としての役割を相対的に低下させたことで、日本国内への核の貯蔵も不可欠ではなくなった。在日米軍基地は、核搭載艦船が補給を行うために寄港する拠点としての役割を果たせればよいとされた。

JCS による在日米軍基地の再定義は、第 1 章で論じた通り、極東米軍再編の過程で、陸上戦闘兵力がすべて日本から撤退し、また、第二次台湾海峡危機を受けて、日本本土に駐留していた米空軍が出撃拠点を沖縄に移す中で、可能になったとあってよい。米軍部が、安保改定に関する方針転換を決断したのは、ナッシュ・レポートで提言された極東基地群の分散移転案が、政府内で政策上の選択肢となることの回避策であったが、合わせて在日米軍基地の再定義にまで至るには、極東米軍再編がなければ難しかったであろう。

これによって、在日米軍基地の維持という問題は一応の解決を見ることになった。日米両政府間で安保改定交渉が開始してまもない 1958 年 11 月、国務省は、多くの基地が返還されて日本における深刻な土地問題がもはや存在せず、安保改定交渉も進んでいる以上、在日基地の代替基地の議論は不要となったとの認識を示している²⁶⁶。安保改定は、米国政府にとって、在日米軍基地の安定維持を図る最善の政策として、受け入れられたのである。

米国政府が安保改定交渉に入ると決断したことを歓迎したのは、日本政府以上にオーストラリア政府であった。1957 年 9 月、オーストラリア外務省のブレナン (Keith Brennan) 外務審議官は、訪米してダレスと会談し、ダレスが「日本の立場を完全に理解し、安保改定のための公開討議に同意して、交渉を主導」しようとしていることを支持した。だが、ブレナンは、翌 10 月、今度は東京のマッカーサー駐日大使と会談して、日本国内の動きが交渉の妨げとなる可能性を懸念する。彼から見て、問題は、日本が、米国との間に対等な権利を求めながらも、あくまで現行憲法の枠内でしか安全保障上の義務を負えないことにあると思われた。それでも、ブレナンは、米国側が日本側の事情を理解しているために、最終的に交渉は妥結するだろうと結論づけた²⁶⁷。ブレナンの予想は、非常に的確であった。

小括

本章では、ナッシュ・レポートが提起した、海外米軍基地が同盟国との間に引き起こしている諸問題をめぐる政府内の対立の様相を、在日・在沖米軍基地の問題を中心的に取り上げた。

ナッシュ・レポートが、不安定な極東基地群の分散移転を提言したことは、国務省には支持されたが、極東の戦略的重点拠点である在日・在沖米軍基地を維持したい JCS には受

け入れがたかった。そのため、JCS は、いったんは NSC にて、ナッシュ・レポートの極東基地群の分散移転案に否定的な見解を採用させることに成功した。だが、スプートニク・ショックによる動揺が、日本をはじめとする同盟国の間に広がり始めると、今後数年間でその維持が危うくなる可能性がある基地を別の場所に移すことが、OCB で議論されるに至る。そして、真っ先に移転の対象となる公算が大きいのは、ナッシュ・レポートが最も脆弱だと評した極東基地群であったのである。

これこそが、軍部が安保改定を容認する決定的要因となった。軍部にとって、旧安保の既得権益を維持することよりも、既得権益を損なっても日本との間の基地問題を解決し、在日米軍基地の移転の可能性を排除することの方が重要となったからである。安全保障政策の拒否権を持つ軍部が、安保改定を在日米軍基地維持のためには不可欠と見なしたことで初めて、国務省は日本政府の要請に応じて安保改定交渉に入ることができたといえよう。

また、JCS が安保改定承認の決断と合わせ、在日米軍基地の再定義を行ったことは、次の二点から、米国政府が安保改定交渉に入る上で重大な意味を持っていた。

第一に、在日米軍基地の重要性を限定したことで、米軍部にとっての安保改定の目的が、それ以前に考えていた、いかに米国側の軍事的利益を獲得するかということから、いかに米軍基地に対する日本側の不満を解消するかということに変化した。原や植村は、米軍部にとっての安保改定の目的は在日米軍基地の維持にすぎなかったとするが、第 2 章と本章で論じてきたように、米軍部は一貫してそうした考え方だったわけではなかったのである。

第二に、在日米軍基地の役割が、基本的に兵站・補給基地であることが明確になったことは、安保改定交渉で最大の焦点となる事前協議制や行政協定の全面改定をめぐり、米国側の譲歩を可能にした。

そして、これらの変化は、極東米軍再編がなければ起きなかった。アジア冷戦の変化、日本や沖縄における反基地・反核感情の盛り上がり、そして、米ソの力関係に対する同盟国の認識を変えたスプートニク・ショックといった要素が、総合的に絡み合った結果、安保改定交渉が開始されたのである。

第4章 安保改定交渉の帰結

はじめに

本章では、1958年10月から始まった安保改定交渉について、行政協定改定と事前協議制における日本側の拒否権という二つの問題を中心にすえ、これらをめぐる日米両政府内の対立と、それが1960年1月の新日米安全保障条約の調印へと収斂していく過程を論じる。

上記の二つの問題は、米軍部が安保改定を受け入れるにあたって、当初受け入れられないとしていたものである。また、岸内閣も、交渉開始時はこれらを争点とするつもりがなかった。ところが、1959年に入ると、岸政権は、行政協定の全面的な改定と、事前協議制における日本側の拒否権の明記を、米国側に求めざるをえなくなる。最終的には、行政協定は日米地位協定へと全面的に改定され、また、新条約調印時の日米共同声明には、「事前協議にかかる事項については、米国政府は、日本国民の意思に反して行動する意図のないことを保証した」という一文が挿入された。

先行研究では、行政協定の全面改定が実現した理由を、日本国内の政治状況や外務省の巧みな交渉手腕に求めているため、米国政府内でどのような検討がなされたのか論じてこなかった。そのため、米軍部が、交渉開始時に行政協定改定に反対していたにもかかわらず、なぜ、米国政府が最終的に、日本側の要請を受け入れたのかは分かっていない。

他方、事前協議制については、米国側が、密約と引き換えに日本側の要求をのんだとされてきたが、密約の存在だけで、日米共同声明に日本側の意思を尊重する一文が入ったことを説明してよいのだろうか。

したがって、本章では、これらの疑問を解明するために、特に、米国政府内でこれらの問題をめぐってどのような議論が行われたのか論じる。

また、安保改定交渉の時期に、在沖米軍基地をめぐって日米両国でどのような議論がなされたのかについても、二次文献を用いながら叙述する。1957年に訪米した岸首相が、米国政府に対し、旧安保の見直しと沖縄施政権返還を同時に求めたのは、彼にとってこれらの二つの問題が、国内政治上の論理からすれば、どちらも「占領からの脱却」の象徴となりえるものだからであった。だが、米軍部にとっては、安保改定によって在日米軍基地の運用がそれ以前よりも制限されることで、米軍の直接占領下にあつて基地を自由に使える沖縄の重要性はいやが上にも増した。したがって、安保改定は、かえって米軍部が沖縄の排他的統治を強化し、在沖米軍基地を拡充する動機となったのである。

そこで、本章では、安保改定交渉の過程で、沖縄施政権返還の問題がいかにして切り離されていったのかについても、確認することとしたい。

1 安保改定交渉の流れ

まずは、個別の論点に入っていく前に、安保改定交渉の全体的な流れを概観したい。

1958年10月4日に米国側から日本側に安保改定案が渡され、両国間の交渉が開始した

後、第一関門となったのは、新安保条約第3条の防衛力増強の義務に関する規定であった。米国政府の草案は、米国が同盟国との間で集団的防衛関係に入る条件として、同盟国に「継続的、かつ効果的な自助および相互援助」の義務を課すという、米上院が定めたヴァンデンバーグ決議の内容を盛り込んで相互防衛の形式をとった。それに対して、外務省は11月21日、マッカーサー米国駐日大使に提示した最初の対案で、ヴァンデンバーグ条項の削除を試みた。しかし、大使が、それならば改定交渉をやめるとまで言ったため、日本側は、翌年3月までに米国側の要求に従った修正を余儀なくされる²⁶⁸。

第3条と呼応する第5条における条約区域の規定も問題となった。米国政府の草案は、新安保条約の適用範囲を「太平洋地域」とし、同地域での米国に対する武力攻撃を共通の危険と認めて対処することを定めていた。しかし、日本政府は1954年に自衛隊を創設するにあたって、憲法第9条が海外出兵を禁じているため集団的自衛権は行使できない、という政府見解を打ち出し、歴代政権の下で踏襲してきた。そこで、海外派兵をたやすく連想させる「太平洋地域」は、日本政府の要求で「日本国の施政下にある領域」に改められ、「日米いずれか一方に対する武力攻撃」を共通の危険と見なして、「憲法の規定と手続きに従い」対処することとされた。一方、岸首相が当初希望していた、沖縄・小笠原諸島を条約区域に含めるという日本政府の構想は、同論点をめぐる国会の与野党対立が憲法問題にまで発展したため、岸首相自らこれを取り下げることとなる²⁶⁹。

第5条をめぐる議論の影響を受けたのが、第6条の基地許与に関する規定である。国防総省は、日米両政府が安保改定交渉に入るにあたって、9月29日にマッカーサー大使へ3項目からなる同省の立場を指示した。その一つが、「アジアにおける共産主義者の侵略の際の在日米軍基地使用は、日本にとっての脅威（への対応）と見なすこと」であった²⁷⁰。

したがって、マッカーサーおよび国務省は、集団的自衛権を行使できるのは「日本国の施政下にある領域」に限定する（ただし、日本政府は現在に至るまでこれを「個別的自衛権」として説明している）代わり、在日米軍基地の使用の対象地域を制限させまいとした。米国側は当初、第6条に「太平洋地域」防衛のために米国が日本の基地を使用できる、という文言を入れようと試みたが、日本政府がこれを断固拒否したため、太平洋に替えて「極東」という概念を採用することで妥協する²⁷¹。

交渉最大の難関となったのは、事前協議制度に関する日本側の拒否権の明記と、行政協定の全面改定という二つの問題であり、1959年に入ってから、自民党反岸派の批判によってこれらが交渉の俎上に上がったことは、交渉の中断と予想外の長期化につながった。

すなわち、当初、米国側が、日本への核持ち込みと有事の在日米軍基地使用を事前協議の対象とし、また、事前協議の方式に関する取り決めは条文ではなく、交換公文に明記することを提案したのに対して、岸・藤山は基本的に了承していた。米国側は交渉の中で、海軍艦船の定期的な出入り等の「米軍や装備の配置に関する現行の手続き」が、事前協議の対象とならない点を日本政府に確認し、日本側はこれについても異議を唱えることなく同意していた²⁷²。また、マッカーサー大使が交渉序盤で、行政協定の改定は交渉の長期化

につながると警告したこともあり、岸政権は当初、行政協定の改定は要求しない交渉方針をとっていた²⁷³。

ところが、1959 年に入り、河野一郎、三木武夫ら自民党内の反岸派が、行政協定の全面改定および事前協議制度の日本側拒否権が実現しなければ安保改定を支持しないと言い出し、岸政権は、行政協定改定と事前協議制度の再交渉を米国側に求めざるをえなくなった²⁷⁴。

日本政府が米国側に行政協定の全面改定を要請するのは 1959 年 3 月、事前協議制度における日本側の拒否権の明確化を要請するのは同年 10 月となり、さらに、事前協議制度をめぐり米国政府との間に妥協が成立するのは、1960 年 1 月の調印直前までずれこんだ。最終的には、岸・アイゼンハワー共同声明に、「事前協議にかかる事項については、米国政府は日本国民の意思に反して行動する意図のないことを保証した」という一文を挿入することで、折り合いがついたのである²⁷⁵。

2 安保条約の沖縄への適用

ここでは、安保改定交渉において沖縄問題がどのように関わったのかを論じる。

1957 年 6 月 18 日、沖縄の現地米軍当局は、「ナイキ・ハーキュリーズ」の基地を新設するために沖縄本島南部の知念、佐敷、具志頭、中北部の読谷、恩納、金武、具志川、勝連、与那城、宜野湾一帯で軍用地の新規接收を行うことを発表した。ナイキは、通常兵器と核兵器の使い分けができる核非核両用の高空迎撃ミサイルである。ナッシュ・レポートでは、日本人に核兵器を受け入れさせるのに最適な兵器として、日本配備も勧告されている²⁷⁶。結局、日本本土へのナイキ配備は実現しなかったが、沖縄へは 1959 年から配備された。

島ぐるみ闘争の最中の大規模な新規軍用地接收は、反対運動の激化をもたらし、1958 年 1 月の那覇市長選挙で、反米主義者と見なされていた兼次佐一が当選することにもつながる。前市長の瀬長亀次郎が、反米主義者とされて米軍の介入で二度も市長の座を追われ、瀬長の後任を決める市長選にも米軍が干渉したにもかかわらず、兼次が当選したことは、ダレス国務長官と国務省に衝撃を与え、沖縄の占領統治政策の見直しに着手させるきっかけとなった²⁷⁷。

ダレスは 1958 年 4 月 1 日、アイゼンハワー大統領に対して、沖縄本島内で米軍が占有する「飛び地」を確保した上で、残りの地域を日本に返還するという、「飛び地返還」案を提起した。ダレスは、大統領の同案への支持を得て、ロバートソン国務次官補（極東問題担当）に具体的な検討を命じる²⁷⁸。

一方、米軍部は同時期、国務省の動きとは逆に在沖米軍基地の強化を進めようとした。JCS は 1957 年 11 月末、スプートニク・ショックへの対応策として、沖縄を中距離弾道ミサイル（IRBM）の配備候補先として検討し始めたのである。1958 年後半までに米国政府による IRBM の実用化が成功し、早速イギリスへの IRBM 配備が始まると、沖縄への IRBM 配備の検討も本格化した。これに対して国務省は、沖縄への IRBM 配備には日本への通告が必要との立場をとり、日本が沖縄への核兵器持ち込みに反対していることから、沖縄以

外の場所へ IRBM を配備するよう求める。だが、JCS は、譲歩の余地がないという姿勢をとった²⁷⁹。

そこで、ロバートソンは 1958 年 4 月 11 日、沖縄の施政権返還について一から検討した結果として、軍部への配慮という観点からも、ダレスの飛び地返還構想を支持した。ロバートソンは、施政権返還の場合には、日本人が沖縄での米軍の権利を本土並みに制限せよとの圧力を強めること、IRBM の沖縄配備に日本側が強く反発するのが予想されること等から、飛び地返還が望ましいという見解を示したのである。ただし、飛び地返還の場合には、新規の軍用地接收が可能な仕組みを合わせてつくることが前提とされた²⁸⁰。

一方、ダレスから飛び地返還案についてのコメントを求められたマッカーサー大使は、4 月 15 日に返答し、同案は長期的に検討すべきだとの立場を打ち出した。彼は、日本政府が同案に同意する可能性は高いとしながらも、日本政府が米国側に軍用地の接收権を認める可能性は低いので、まずは島ぐるみ闘争の原因である軍用地地の一括支払い政策の中止が先であり、沖縄返還は時間をかけて検討すべきと進言した²⁸¹。

ダレスは、彼らの見解を両方とも採用した。そして、アイゼンハワーに対して、4 月 17 日、軍部が沖縄の飛び地返還を実施するための 3～5 か年計画を作成し、準備を進めるべきだとの提案を行った。そこで、大統領はダレスに対して、自分が沖縄返還準備を承認しており、これを実行しなければ沖縄情勢が悪化することを、マッケルロイ (Neil H. McElroy) 国防長官に伝えるよう指示する。大統領が恐れていたのは沖縄の「キプロス化」、すなわち、当時イギリスの植民地であったキプロス島で、ギリシア系住民、トルコ系住民が独立を求めて激しい反英運動を展開していた状況が、沖縄でも起こることであった。ダレスから大統領の見解を伝えられ、米軍基地を沖縄本島のどこか一か所に集中させるよう提案されたマッケルロイは、これに理解を示し、飛び地返還案の具体的検討を陸軍省に命じた²⁸²。

しかし、軍部の姿勢は強硬であった。5 月 1 日に JCS が国防総省宛てに作成した、「沖縄の戦略的重要性」と題する覚書は、以前に作成されたものの焼き直しだが、軍部の沖縄に関する見解が集約された内容といえる。

JCS によれば、太平洋地域の戦略的支配を効果的に維持しなければならない米軍が、防衛および攻撃を自由に展開できる作戦基地が沖縄であった。外国の主権を政治的に処理する必要のない沖縄があればこそ、米軍は核攻撃を要する全面戦争やその他の緊急事態において、何の拘束も受けずに迅速に出撃できる。もし、沖縄が日本に返還されると、(在日米軍基地同様に) 最も大事な場面で米軍が基地を使えない事態が生じかねない。核兵器についても、日本政府との交渉が不要であることが沖縄に IRBM を配備する理由であり、近い将来に日本への核持ち込みが可能になるとは思われない以上、核基地として米軍が沖縄を確保する必要があるというのであった²⁸³。

沖縄占領にこだわる軍部は、日本側が前年に続いて 1958 年 6 月に再度、旧安保見直しの提案を行うと、「安保改定交渉を沖縄施政権返還と一切結びつけない」ことを、交渉開始の条件の一つに提示した²⁸⁴。また、沖縄住民に対する軍用地地一括支払い方針を放棄し、住

民が望んでいた土地の賃貸借契約を結んで賃料を毎年支払う方針に転換した一方、同年 9 月には、沖縄で使用する通貨を B 型軍票（B 円）から米ドルに切り替え、日本と沖縄の経済・文化関係を断とうとした²⁸⁵。

こうした状況下で、10 月から始まった安保改定交渉において、早々に沖縄が問題となったのは、新安保条約の条約区域に同地域を含めるかどうかという点においてであった。

というのも、最初の米国草案では、条約区域は「太平洋地域」とされていたが、交渉開始後、日本側は集団的自衛権との関連でこれに難色を示した。そこで、マッカーサー大使は一度は、日本側の希望する「日本本土と沖縄・小笠原」に条約区域を変更することを考え、ダレスに働きかけた。だが、そうした最中、岸は国会で、「沖縄・小笠原が条約の防衛範囲に入る」ととられる答弁を行ったことで、安保改定批判の糸口を探す野党から、米軍統治下にあつて現状では日本の領土ではない、沖縄・小笠原に対する日米共同防衛は憲法違反だとの追及を受ける。岸が、野党の追及をかわすために、沖縄・小笠原を防衛すれば「米国の施政権がそれだけへこむ」と釈明すると、マッカーサーは警戒した。岸が、条約区域に沖縄・小笠原を含めることで、施政権返還を目指しているのではないかと疑ったのである。そのため、マッカーサーは今度は本国政府に対し、逆に、条約区域に沖縄・小笠原を含めないよう具申するに至る。外務省や岸も、国会論争のこれ以上の紛糾を避けようとマッカーサーの方針に同意したため、最終的に、条約区域は「日本国の施政下にある領域」と定義された²⁸⁶。

国務省極東局のグリーンは、日本政府が、当初は条約区域に沖縄・小笠原を含めることを希望していたのに、結局はその除外を望むようになった最大の理由は、国会論争が白熱して、沖縄が米軍の核基地であることに議論が及ぶのを恐れたからだと見ていた²⁸⁷。グリーンの見解の背景には、社会党が当時、「核非武装地帯決議案」の成立を目指していたという政治状況が存在した。社会党は、日本の核武装および米国の核兵器の日本持ち込みを禁止すると同時に、沖縄・小笠原に関しては、新安保条約の防衛範囲に入るかどうかを議論するのではなく、返還そのものを米国に要求すべきだとの主張を打ち出していたのである²⁸⁸。岸政権が、社会党によって、当時から公然の事実であつた在沖米軍基地の核兵器の存在を追及され、その撤去と沖縄施政権返還を要求されることで、安保改定交渉に支障をきたすのを回避しようとしたというのは、十分に考えられることである。

一方、新安保条約の条約区域に沖縄・小笠原を含めるか否かに関する、マッカーサーの方針転換を決定づけたのは、米軍部の強い反対であつた。海軍作戦本部は、日本本土以外の地域で、日本が米国に対する「危険」を排除するために「行動」することが、日本国憲法で制限されている以上、日本が防衛責任を果たせない沖縄・小笠原を、安保条約に含めるべきではないと主張した²⁸⁹。JCS も、岸の国会での発言に注目しており、沖縄・小笠原を条約区域に含めることは、日本がこれらの諸島に対する施政権を取り戻すための政治的梃子となる、という理由から、沖縄・小笠原を条約区域から外すよう国防総省に進言したのである²⁹⁰。

沖縄の政治指導者たちが、条約区域に沖縄を含めるよう動いたことも、米国政府側の警戒心を煽ったといえる。現地政府の行政主席であった当間重剛や民主党は、沖縄を条約区域に含めることで施政権返還の足がかりを作ることができる、という考えを持ち、経団連や米国那覇総領事館に訴えていた²⁹¹。

しかも、1959 年に入ると、沖縄問題に対する国務省の発言力は弱まっていったと思われる。国務省の長というだけではなく、アイゼンハワー政権の外交・安全保障政策の策定から実行までを一身に担い、政権の実質的 No.2 であったダレスが、病気で政務に専念できなくなったからである。彼は、1959 年 4 月にはついに国務長官の職を辞し、5 月に死去した。

ダレスの死から間もない 6 月 5 日、ブース (Donald P. Booth) 琉球軍司令官は、ダレスが提案した飛び地返還案の検討結果を報告したが、同案に対してきわめて否定的な評価を下した内容となっていた。JCS はこれを支持する旨をマッケルロイ国防長官に伝え、マッケルロイは大統領に対し、飛び地返還案には、大規模な住民移動・土地接収・建設コストが必要となるといった問題があると報告した。それによって、アイゼンハワーは同案を断念するに至る²⁹²。

こうして、安保改定交渉の進展の中で、沖縄は、ひきつづき安保条約の枠外に置かれることが確定し、しかも日本本土との経済・文化関係も極力排除されて、米軍の核基地として整備されていくのである。

3 事前協議制

安保改定交渉を開始するにあたり、米国政府内では、事前協議制の対象や取り決め方法をどのようにするかについて、米軍部と国務省、米国駐日大使館の間で綿密な話し合いが持たれた。

マッカーサー大使は、日本政府が、米国に日本国内へと核兵器を持ち込まないことを公約させることが、事前協議制の創設を求めている理由であることを、本国に説明した。そこで、JCS が最初に提案したのは、「緊急時の」米軍および装備の配備は事前協議の対象となることと、米艦船の寄港は「事前協議の対象とはならない」ことを、交換公文にうたう方式であった。しかし、スプレイグ (Mansfield D. Sprague) 国防次官補は、ロバートソン国務次官補と協議した結果、事前協議制の適用を「緊急時」に限定するのでは、いかなる場合でも核兵器の配備に異議を唱えたい日本側の要請に答えていない、という見解で一致した²⁹³。

これをふまえ、国務省が提案したのは、米艦船の寄港が事前協議の対象外であることに「言及しない」という方法であった。ロバートソンは、米軍はこれまでも、日本政府から異議を唱えられることなく、日米間で協議を行わないまま米艦船を日本の港に寄港させてきたし、マッカーサー大使も将来も日本政府が異議を唱えることはないと保証している、とスプレイグに対して説明した。スプレイグは、この方式を支持し、マッケルロイにも受け入れるよう勧告した。また、両者は、核兵器と主要部隊の配備をのぞいて、米軍および

装備の配備に事前協議は適用されないことで、日本側と合意できるだろうという点でも意見が一致した。二人は、一時的な部隊の配備についても、事前協議の適用は要求されないだろうと見込んだ²⁹⁴。

スプレイグの勧告を受けたマッケルロイ国防長官は、米軍およびその装備の再配備に関する事前協議は緊急時のみ認めること、米艦船の日本寄港を事前協議の対象外とすることについて、明文化された協定で特に取り決めないことに同意した。ただし、スプレイグは同時に、この問題を安保改定交渉の中で提起し、同問題をめぐる米国の利益と日本側の反応を記録に反映させる必要があると考えた。彼は、日本側の反応には現状維持、すなわち、これは日本に関係のない問題であり現在の満足すべき取り決めが続くこと、への了解が反映されるのが望ましいとした。国務省もこれに同意することになる²⁹⁵。

10月4日の藤山外相とマッカーサー大使との会談をもって始まった、安保改定交渉において、マッカーサーは、核兵器の持ち込み問題と在日米軍の日本領域外使用の解決のためとして、二項からなる「フォーミュラ案」を日本側に提示した。同案は、「基地への米軍の配置と装備、緊急事態における基地の作戦的使用（operational use）は、その時の状況に照らして両国政府の共同協議事項となる」ことを取り決める内容となっていた。マッカーサーは日本側に対し、「装備」には核兵器と通常兵器の両方が想定されるが、フォーミュラでは核兵器のみを指すものと米国政府は了解していると述べた。また、あえて核兵器という言葉を使わない理由は、米国では核兵器と通常兵器は一体のものとされているからだと説明した²⁹⁶。

このフォーミュラ案は、基地への「装備」＝核兵器の持ち込みは「共同協議事項」の対象であることを明確にした上で、基地の作戦的使用は「緊急事態」のみ「共同協議事項」となることを意味していた。国務省とマッカーサーは、日本側が事前協議制の創設によって望んでいるのは、日本国内への米軍の核兵器持ち込みの制限なので、この点さえ明確にすれば、基地の作戦的使用に関する「共同協議」を緊急時に限定しても、日本側は反対しないとふんだのである。

米国側の読み通り、日本政府は、基地の作戦的使用をめぐる事前協議を、緊急時に限定することには異を唱えなかった。日本側が求めたのは、むしろ、「緊急事態における基地の作戦的使用」とは、新安保条約第5条で定めた「日本国の施政の下にある領域」以外での、米軍の戦闘行動を指すことを明確にすることであった。これには、第6条の「極東」防衛のために米軍が日本の基地を使用する規定が、極東の紛争に日本が巻き込まれる恐れがあるという野党の批判を招いていたため、「極東」有事で米軍が日本から出撃する場合は事前協議の対象とすることで、野党の追及をかわす狙いがあった。日本政府はその他に、「その時の状況に照らして」という文言は野党の追及を招くので削除すること、「共同協議」という言葉を「事前協議」に改めることを要請し、いずれも最終的に米国側の了解を得た²⁹⁷。

他方、1959年3月末から、マッカーサー大使は、事前協議制に関する以下の4点について、繰り返し日本側に確認するようになった。すなわち、①米軍の日本出入りに関する現

行の手續きに変更がないこと、②装備は核兵器のみを指すこと、③撤退は事前協議の対象とならないこと、④日本国の「施設及び区域」の作戦的使用とは、戦闘作戦行動のため直接出撃することのみを指すこと、である。特に、③の日本からの米軍撤退が対象外であることを、マッカーサーは一連の会談で再三強調した²⁹⁸。

これには、1958年8～10月の第二次台湾海峡危機の際、日本から第五空軍が撤退して、沖縄に対中攻撃部隊として再配備されたのに続き、1959年4月以降、米軍が、朝鮮有事に備えて、核攻撃態勢「クイック・ストライク」を組むようになったという背景があった。同計画では、沖縄の嘉手納基地から戦闘爆撃機F100が朝鮮半島に出撃する他、三沢・板付に駐機するF100が、日本から韓国に移動して核を積載する作戦も立てられたため、軍事戦略上は、緊急時にはいつでも日本から米軍の一部が撤退する可能性があった。そのため、米国駐日大使館は、日本側に米軍の移動に関する「拒否権」を与えないよう、慎重になったのだといえよう²⁹⁹。

日本政府は、米国側の要望を基本的に受け入れ、紆余曲折の末に、フォーミュラ案を、岸首相とハーター（Christian A. Herter）国務長官が了解・署名した交換公文の形で公表すると合わせて、上述の①～④を交換公文の了解事項として非公表の討議記録にした³⁰⁰。

事前協議制をめぐる交渉上の最大の問題点は、野党の国会における批判や自民党反岸派の干渉であった。日米両政府は1959年6月までには、事前協議の制度的な枠組みについて合意していたが、河野一郎や三木武夫が自民党の総意という形に持ち込んで、たびたび政府方針の修正を求めたために、日本政府の交渉方針がしばし二転三転することになったのである。

特に、河野の反政府姿勢は、米国政府やオーストラリア政府から見ても際立っていた。彼は、1959年8月になると、米軍の極東出動の場合には、日本政府がこれを拒否できるという保証を明文化すべきだと主張し始める。河野がこのタイミングで、事前協議における日本側の拒否権に言及した理由を、国務省や米国駐日大使館は、藤山外相が安保改定を業績として次の首相の座につくのを阻止するためだと見ていた³⁰¹。

米国側にとって、米軍基地への核持ち込みを制限するような同盟国との取り決めは、アイゼンハワー政権が1958年から始めた、核の所在を明らかにしないNCND政策を損なうものであり、それまで一切認めてこなかった。安保改定に先んじてイギリス、カナダとの間で行った米軍基地運用をめぐる交渉において、焦点となったのは有事の核使用の際の協議制度の創設であり、核持ち込みそのものは問題となっていない。それでさえ、米国政府は、米国政府が同意する場合に限ってのみ、有事の核使用に関する同盟国との協議を認めたが、同盟国側に拒否権を与えることは許さなかった³⁰²。

しかし、河野らの圧力を受け、日本政府が米国側に10月、「日本が同意しなければ米国はやらない」旨の一文の明文化を要請した際、マッカーサーは、事前協議は合意を前提としていると文書では約束できない、としながらも交渉を閉ざさなかった。最終的に、1960年1月の新安保条約調印時、アイゼンハワーは共同声明にて、米国は事前協議に関して「日

本国民の意思に反して行動する意図はない」と明言する³⁰³。この米国側の譲歩の背景には、三つの要因が存在したと考えられる。

第一に、国務省極東局が、中ソ両国の安保改定交渉への妨害工作による日本国内の混乱が、交渉そのものの蹉跌につながることを恐れたためである。1959年3月、訪中した浅沼稲次郎による、「米国は中国の一部である台湾に力を拡大し、日本においては沖縄を占領している。米国は日中共同の敵だ」という発言が日本国内で報道され、マッカーサー大使が福田赳夫自民党幹事長に抗議するという一幕があった³⁰⁴。だが、米国が真に恐れたのは、社会党議員でなく自民党議員、それも前首相である石橋湛山の9月訪中が国内政治にもたらす影響であった。

極東局によれば、中国は、対社会党「招待」外交では現実の外交への影響がなく、社会党が当面は権力の座につく見込みもないと結論づけ、日本の保守政治家でも親中派で、岸ほど親米的ではない人物に接近する新戦術を採用した結果、石橋と松村謙三を招待した。中国の狙いは、岸のライバルたちを懐柔して、岸の権力を弱体化させたり自民党を分裂させたりし、ひいては日米間の絆と岸の政治的足場の強化につながる安保改定を阻止することだと見られた。問題は、岸は石橋・松村の訪中を阻止しようとしたが、日本の国内世論が対中関係改善を希求し、日中貿易の復活を望んでいるために、公式には反対できなかったという日本の政治状況であった。こうした国内世論の傾向は、最近、米ソ首脳のアイゼンハワーとフルシチョフが、両国を互いに訪問し合うと発表したことで強まっており、中国が石橋訪中を利用して対日敵視政策を変更すれば、岸に対する国内の対中関係改善要求はさらに強まることが予測された。さらに、ソ連政府が河野を招待するという情報も入ってきていた³⁰⁵。

したがって、国務省は、事前協議制をめぐり、米国と自民党反岸派の板挟みになっている岸・藤山を窮地に追いやることは、日本の保守政権と日米関係の安定化という観点からは、得策ではないと判断したことが推測できる。

第二に、在日米軍基地の戦略的役割の相対的低下によるものである。米国駐日大使館で一等書記官を務めた後、本国に戻っていた、国務省極東局きっての日本専門家であるスナイダーは、この点について、駐米オーストラリア大使に明快な説明を行っている。すなわち、在日米軍基地は、戦術的目的から利用されることのない兵站拠点であるため、日本に核兵器を貯蔵する必要はなく、日本政府が有事の際に機動部隊の「通過」さえ認めてくれれば問題ないと、米国政府は認識していた。つまり、米国側は、日本側が憂慮するような、有事に在日米軍基地を作戦基地として米軍が紛争地に直接出撃したり、在日米軍基地に核兵器を貯蔵したりする事態を、基本的には想定していなかったため、譲歩が可能だったのである。ただし、朝鮮有事の場合には日本は作戦上の拠点となりうるので、そのための別個の取り決めが必要だとも、スナイダーは説明している³⁰⁶。

そこで、米国政府は、事前協議制とひきかえで日本政府との間に二つの日米密約、すなわち、米核搭載艦船・戦闘機の「通過」は事前協議の対象外とした討議記録と、朝鮮有事

には日本からの米軍直接出撃を認める議事録を、合わせて必要としたのであった。

第三に、河野康子、波多野澄雄らも指摘しているように、在沖米軍基地が自由に使用できるという前提があったことである。外務省の実務責任者として交渉に携わった東郷文彦は、「60年の安保改訂において事前協議に関する交換公文が成立ったのも、米側軍事的観点よりすれば、本土には事前協議を適用するも沖縄はいわゆる自由使用をなしえたからであったと思われる」と回想している³⁰⁷。

4 行政協定の全面改定

マッカーサー大使は安保改定交渉の開始にあたって、行政協定をそのままの形で存続させることを前提とし、新条約に伴い必要となる技術的調整のみを行う意向を、日本側に示して了承を得ていた。これは、第3章で見たように、米軍部が行政協定を変更しないことを安保改定の条件としていたからである。日本政府側も最初は、「一度手を触れれば二年三年の交渉となり、条約交渉自体も見送る他なし」という見通しから、行政協定に関しては防衛分担金の削除のみ取り上げる予定であった³⁰⁸。

にもかかわらず、安保改定の結果、行政協定が現在の日米地位協定に改められた理由として、先行研究で言われてきたのは次の二点である。

第一に、1959年に入って、河野、池田、三木ら自民党反岸派が、行政協定の全面改定に踏み切らない限り、安保改定を支持しないと主張したためであった。河野は2月になると、「国民の日常生活に直接関係する行政協定の改定こそ最も大事なことであり」と、記者会見を開いて主張し、防衛分担金、労務・調達、米兵犯罪に絡む刑事裁判権等を解決すべき問題として挙げる。自民党反岸派は、1957年に砂川闘争の参加者7人が立川基地内に侵入して起訴された事件をめぐり、東京地方裁判所が1959年3月30日に下した判決に注目していた。伊達秋雄裁判長の名前をとって伊達判決と呼ばれる同判決は、米軍の駐留を認めている行政協定が憲法違反だとの見解を示し、被告全員を無罪としたのである³⁰⁹。

安保改定交渉の最中の伊達判決は、マッカーサー大使にも強い危機感を抱かせた。彼は藤山外相に会い、伊達判決を早急に取り消させるために通常の手続きである高裁への控訴ではなく、最高裁に直接訴える跳躍上告を勧めた他、大使自ら最高裁長官と会って、速やかな判決を要望する。日本政府は、マッカーサーの示唆通りに跳躍上告の手続きをとり、最高裁は1959年12月、安保条約が違憲かどうかは判断できないとして、地裁判決を破棄差し戻した³¹⁰。

つまり、伊達判決のように安保条約の法的正当性を真っ向から否定する司法判断が、安保改定交渉の最中に提示されたことに対する危機感を、自民党反岸派と米国駐日大使館の両方が抱いたことで、行政協定の全面改定が新たに交渉の俎上に上ったというのである。

第二に、外務省にとって、不平等な内容である行政協定の全面改定は長年の悲願であり、担当者たちは、1958年末から密かに行政協定の全面改定案の作成に着手していた。原彬久によれば、岸・藤山が、自民党反岸派から行政協定全面改定の圧力を受けるよりも早く、

外務省が、全面改定案の準備にとりかかったのは、「社会党がいつ行政協定を逐条ごとに取り上げて改定を迫ってくるか心配だった」からだという³¹¹。

また、同時期には、西ドイツと NATO 各国との間で、NATO 駐留軍の地位に関する補足協定（以下、ボン協定）が成立しようとしていたことも、東郷はじめ外務省の担当者の行動に大きな影響を与えていた。米国側から 3 月 6 日、表現上の調整のみの行政協定案を提示されると、外務省は、「NATO 並み」を目指して、その二週間後には「調整」項目・「修正」項目各 19 点を要望事項として提示し、躊躇する米国側を「行政協定改訂交渉に引きずり込んで行った」という。調整項目は米国側との妥協の見込みが高い事項、修正事項は妥協に達するのは困難だと考えられていた事項であった³¹²。

だが、実は、米国政府内では、日本側の動きよりも早い 1958 年 11 月末から翌年 3 月末にかけ、国務省が米軍部に対して、行政協定の改定に応じるよう辛抱強く説得を重ねていた。つまり、3 月 6 日にマッカーサー大使が日本側に提示した米国側草案は、実際には、日本側の見解を引き出すための瀬踏みであったか、米国政府の方針が確定するまでの時間稼ぎであったと思われる。

米軍部が、安保改定交渉開始の条件として行政協定の温存を要求していたにもかかわらず、国務省が交渉の途中で、行政協定の改定が必要だという立場に変わったのは、マッカーサー大使の進言によるものであった。

海軍作戦本部が 1958 年 11 月 25 日、JCS に伝えたところによれば、米国駐日大使館から、10 月 4 日に日本側に手渡した米国政府の安保条約草案を、行政協定の変更も含めてより日本側の要望に沿うよう修正したいという提案があった。これを伝えられた太平洋軍は行政協定のいかなる変更にも反対し、JCS も反対の立場を国防長官に表明したが、国務省は、交渉の過程で「後退した立場」をとる際には、マッカーサー大使の提案する変更を行う権限を彼に与えた³¹³。

そのマッカーサーは、日米両政府の安保条約草稿が出揃った 11 月 26 日の会談にて、藤山外相に対し、「米側としては新条約下の行政協定に付き、はっきりした話ができれば条約自体にも合意することは出来ない」と、日本側の行政協定に対する見解を正している。だが、この時点では、日本政府として、行政協定の全面改定を米国側に要請する予定はなかった³¹⁴。つまり、マッカーサーは、日本側から行政協定の全面改定を切り出されるよりもかなり早い段階で、自らの判断にて、行政協定の改定を本国に進言していたことになる。

マッカーサー大使が、より踏み込んだ内容の行政協定改定に取り組む必要があると考えた理由は、現時点では推測するしかないが、もともと日本国内には行政協定に対する強い批判が存在し、1957 年のジラード事件の際にそれが一層高まっていた。加えて、安保条約第 6 条の「極東」の範囲の定義や警職法改正法案をめぐり、国会における与野党の対立は激しさを増していた。そうした日本国内の状況を鑑みて、マッカーサーは、行政協定の大幅改定をしなければ、国内の批判を乗り切って安保改定を実現させることは困難だと判断したものと考えられる。

特に、岸が、安保改定に備えて 1958 年 10 月 8 日に上程した警職法改正法案を、社会党の断固反対や、「デートもできない警職法」等の批判的報道にもかかわらず、強引に国会の会期延長によって成立させようとし、失敗した出来事は大きかったであろう。同法案は、11 月 22 日に審議未了・廃案という結果に終わったばかりか、岸の党内指導力を低下させ、池田勇人国務相・三木武夫経企庁長官・灘尾弘吉文相の 3 閣僚の辞任を招いたからである³¹⁵。

マッカーサー大使には、岸が自民党内をまとめ上げられなくなれば、安保改定交渉にのぞむ日本政府の足場が脆弱になり、交渉に混乱をきたすことが、たやすく予想できたはずである。なぜなら彼は、派閥間の調停役も務めるほど、自民党の派閥政治をよく理解していた。

たとえば、オーストラリア駐日大使館が突き止めた情報によれば、1959 年に入ると、大使は安保改定交渉を進展させるため、自ら自民党反岸派を切り崩そうと、池田の後見人である吉田茂のもとを訪ねている。吉田が当時、「自らの功績である旧安保」の改定に反対の立場をとっていたことが、池田の安保反対の姿勢に影響していると考えられたからである。実際、マッカーサーの吉田接触後の 1959 年 6 月、池田は第二次岸内閣改造で通産相として閣僚に返り咲き、公には安保改定に異議を唱えなくなった³¹⁶。

したがって、マッカーサーが行政協定の改定が不可欠だと判断したのは、岸の党内基盤の弱体化が最も大きな要因であったと推測できる。

国務省はマッカーサーの進言を受けて、国防総省との間で共同のワーキンググループを結成し、行政協定の改定に関する検討を行ったが、両省間の意見の調整は一度は失敗に終わる。だが、ロバートソン国務次官補は、アーウィン（John N. Irwin）国防次官補に話し合いを求め、なんとかして両省間の見解の相違を解決しようと試みた。両者の間で主に議論となったのは、条約区域の定義および行政協定の再交渉の問題であったが、最終的に両者は、米軍部の「死活的利益」に関わる「実質的な」変更はしないことと、長期的な基地保有権の確保は死守することで合意に達する。軍部の死活的利益とは、たとえば、日本側が米兵犯罪をめぐる刑事裁判権を放棄すること等であった。国防総省は、ロバートソンとの合意によって、行政協定の改定を支持する立場に回り、JCS も同省と協議して見解を共有するに至る³¹⁷。

そこで、1959 年 1 月 23 日には、国務省から米国駐日大使館に対し、行政協定の改定に関して「国防総省が同意した」というメッセージが送られた³¹⁸。

ただし、国務省・国防総省の合意後も、陸・海・空の三軍は行政協定改定に抵抗した。海軍作戦本部が 2 月 27 日、国防総省に対して抗議したため、アーウィンは 3 月 10 日、国務省と国防総省との間でいかなる協議が行われたのか、その過程と主要論点を説明して理解を求めた。また、国防総省との合意にもとづいて国務省が作成した、行政協定改定案の草稿を、国防総省から JCS および三軍に手渡した。そうして、3 月 27 日までに、海・空軍は行政協定の改定にいまだ賛同しなかったが、陸軍はこれが JCS の決定事項であるとの見解から協力的姿勢をとるに至る。三軍の見解が分かれときには、JCS に決定が委ねられる

慣習になっていたため、最終的に、米軍部は行政協定の改定に応じることになったのである³¹⁹。

米国政府内で行政協定の改定に関する合意が形成された後、マッカーサーは、日本側が提出した改定案を米軍部の「死活的利益」を損なわない内容にすべく、日本側と調整を繰り返した。具体的には、条約区域の内外における米軍の権利（第 3 条）、通関（第 11 条）、労務（第 12 条、第 15 条）、契約者（第 14 条）、民事請求権（第 18 条）、防衛分担金（第 25 条）などが議論の対象となった。特に、第 3 条、第 11 条、第 12・15 条について、日本側は、1959 年 8 月に成立となったボン協定と同等の内容にすることを米国側に求めたため、調整は 1960 年 1 月までもつれこんだが、最終的に日米間で妥協が成立し、現在の日米地位協定の形になったのである³²⁰。

行政協定の中でも、在日米軍基地の運用について定めた第 3 条は、刑事裁判権（第 17 条）と並んで米軍部の「死活的利益」に触れる部分であった。日本政府は、第 17 条についてはすでに NATO 協定並みの権利を有しているとして、改定を要求しなかったが、第 3 条の改定は、旧安保の駐軍協定的性格を払拭するためにどうしても譲れなかった。そこで、日本側は、当初の米国側案では、「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警備及び管理のための権利、権力、権原を有する」とされていたのを、「権利、権力、権原を有する」から「必要なすべての措置をとることができる」へと変更させた。また、「合衆国も、必要に応じ、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的（＝施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入）のため必要な措置を執ることができる」という箇所、「必要に応じ」という文言を削除させた³²¹。

前者に関していえば、日本政府の意図は、基地が米軍の「租借地」であるかのような印象を与えないことであつたと思われる。また、後者は、在日米軍が基地およびその周辺での便宜を必要とする際には、必ず日本側と協議することを明記させるのが、日本政府側の目的であつた。

ただし、日米両政府は、別途、行政協定第 3 条に関する「日米地位協定合意議事録」を作成した。その中では、在日米軍は基地の排他的な占有権を持ち、基地の周辺でも、「施設及び区域の能率的な運営及び安全のため軍事上必要とされる」のであれば、独自の判断で行動できることが明記され、米軍の基地保有権とその周辺でのある程度の裁量が担保されている³²²。さらに、外務省は 1973 年 4 月、「日米地位協定の考え方」と題する非公開文書を取りまとめ、安保改定時の合意議事録や日米合同委員会でこれまで決められた、行政協定の解釈の逐条解説を記載して政府見解の手引きとした。同文書は、行政協定第 3 条について、『管理権』の実体的内容については新旧協約上差異はない」と明確に説明している³²³。

つまり、行政協定第 3 条の改定は、あくまで旧来の在日米軍の基地保有権を維持しながらも、文言上、安保改定後の在日米軍基地の運用は、日米両政府が共同で行うかのような装いをまとわせたものであつたといえる。

小括

本章で明らかになったことは、安保改定交渉を通じ、在日米軍基地は、兵站・補給基地としての役割が増大する一方、在沖米軍基地は、アジア有事の際の出撃基地および米軍の核兵器を貯蔵する、アジアの最重要拠点として位置づけられたということである。

1958年に入ると、ダレス率いる国務省は、沖縄現地で反米感情が悪化している状況を危惧し、沖縄の一角に米軍基地を集中させ、それ以外の地域を日本に返還する構想を実現することで、在沖米軍基地の安定的維持を図ろうとした。また、岸や沖縄の政治指導者たちには、新安保の条約区域に沖縄を含めることで、沖縄の将来的な施政権返還につなげるという発想があった。しかし、米軍部は、二つの理由から、沖縄の政治情勢の安定化よりも、在沖米軍基地の自由使用とそのための排他的統治に固執した。一つは、スプートニク・ショック以来、在沖米軍基地を核基地として重視するようになったことである。もう一つは、安保改定によって、在日米軍基地の運用・使用が、以前よりも制約を受けると考えていたことである。米軍部が、沖縄で流通する通貨のドル切り替えに踏み切り、日本と沖縄のつながりをできる限り断とうとしたのは、安保改定の影響が在沖米軍基地に及ぶことを恐れたからに他ならない。1959年になると、ダレスが病で職務を全うできなくなり、国務省の政策的影響力が弱まったことも、軍部が沖縄の占領統治を主張する上で追い風となった。

しかし、在沖米軍基地がひきつづき米軍の排他的統治下におかれたからこそ、安保改定による事前協議制度の創設は実現したといえる。沖縄に大量の核が貯蔵され、アジア有事の際には沖縄が出撃基地となるため、兵站・補給基地としての性格がより明確になった在日米軍基地には、核を貯蔵する戦略的必要性が低かったことが、事前協議を可能にしたからである。

同時に、本章では、安保改定交渉を通じた米国の在日米軍基地に関する目的は、一貫して、在日米軍基地の維持とその保有権の明確化であったことも明らかにした。事前協議制度の創設と行政協定の全面改定をめぐる日米間の交渉においては、そうした米国側の意図が如実に現れた。事前協議制度の創設に対する軍部の条件は、一言でいうと、いままで通り、日本政府が米軍の平時・有事の移動を妨げないことであった。また、行政協定の全面改定に対する軍部の条件は、実質的な変更を伴わないことであった。マッカーサー大使は安保改定交渉において、日本側の要求と米国側の軍事的要請を両立させることに全力を注ぎ、そして成功したのである。

結論

1 総括

本論文全体を通して論じてきたことは、一言でいえば、アイゼンハワー政権において、何が海外米軍基地群のあり方を決定する要素であったかということである。

まず、前提として、アイゼンハワー政権は、世界中の海外米軍基地群を前提とした核戦略を採用したがゆえに、基地の維持を至上命題とした。また、アイゼンハワーは、連合国軍総司令官、NATO 軍初代総司令官としての経験から、外国軍の駐留がいかに現地で歓迎されないか、よく理解していた稀有な大統領であった。そのため、大統領と、彼の下で安全保障戦略の構想を担っていたダレス国務長官は、海外基地政策において、兵力構造や米軍運用の合理化・効率化以上に、同盟国との間の政治的調整を重視することとなった。

その上で、本論文では、アイゼンハワー政権の安全保障政策を構成する要素として、基本方針となるグランド・ストラテジー、予算、脅威の変化、そして米軍基地を受け入れる同盟国の意思、の四つを挙げた。ニュールックは、最初の二つの要素から成っていたが、ニュールックを実現するために陸軍を削減して空・海軍主体の編成に組み替える、米軍再編の実施過程では、後の二つが大きな影響を及ぼした。特に極東においては、一つにはアジアの冷戦状況の変化、もう一つには基地がおかれた同盟国内で米軍駐留に対する反発の高まりが生じたからである。

米国から見た 50 年代のアジア冷戦は、ジュネーヴ会談でインドシナ三国の独立と統一選挙を認めざるをえなくなったことと、台湾海峡危機が二度勃発したことで、共産主義勢力による侵略の脅威が、朝鮮半島から台湾・インドシナへと移っていく状況にあった。朝鮮戦争休戦後に開始された米軍再編は、軍事費削減を目的として全世界的に実施されたため、極東でも予定通り行われたが、新たな脅威の顕現は米国政府に計画の再考を迫ることになった。そこで、陸上兵力削減とアジアにおける局地侵略の脅威への対応を両立すべく、考え出されたのが、第七艦隊と海兵隊を即応部隊として、台湾・インドシナの両方に近い沖縄に配置するという戦略である。その結果、極東では、同じ陸上兵力でも、陸軍は七個師団から二個師団まで削減されることが決定したが、海兵隊は二個師団が 2/3 個師団と一個航空団に微減したに留まるという差異が生じた。

それから、米軍駐留に対する反発は、外国軍の「占領」に対する反発、米軍基地の運用や米兵犯罪に関する取り決めの不平等性に対する反発、そして、米軍基地に持ち込まれる核兵器がその国を米ソ核戦争に巻き込む可能性への恐怖、の主に三種類からなっていた。1957 年以前には、同盟国内の世論が自国の米軍基地に抱く反発は、前者二つの比重が高かった。そこで、アイゼンハワー政権は、とりわけ日本に対して、米軍基地に対する反発が特に強い国の米軍兵力を極力削減し、基地も返還することで、その反基地感情に対処しようとした。そのため、極東地域では欧州とは異なり、核攻撃の中心を担う空軍までが削減の対象となったのである。

だが、それだけでは、日本も含めて同盟国の間に幅広く存在する、自国に不利な基地協定に対する不満の問題は解消されなかった。日本の場合、旧安保の「全土基地方式」を盾に、米国側が一方的に在日米軍基地の拡張や基地への新たな装備の配備を決定し、日本政府に軍用地の接収や国民に対する説明を強制するやり方が、最大の問題であった。日本政府は、自らの意向にかかわらず決定される在日米軍基地の運用方針が、国内世論とりわけ野党から強い批判を受けたときに、これに反論もしくは説得を行うだけの政策的正当性を持てなかったからである。この問題は、1957年に在日米軍陸上戦闘兵力がすべて撤退しても解消されなかった。

そこで、アイゼンハワー大統領とダレス国務長官は、海外米軍基地群をめぐって同盟国との間に存在するすべての問題を洗い出し、海外基地政策を再検討すべく、ナッシュ・レポートを作成させる。しかも、1957年中にスプートニク・ショックが起きると、同盟国の巻き込まれの恐怖が一気に高まったことで、海外基地群の地位は一層不安定になった。こうした経緯から、ナッシュ・レポートは、反基地感情が強い地域では駐留兵力を削減し、基地協定に対する不満を持つ同盟国との間ではその改定を検討し、そして、スプートニク・ショックを受け今後維持が危ぶまれる基地については、移転も検討するよう提案した。

これらの一連の過程で、1960年の安保改定が実現するための環境要因と内部要因が形成された。

環境要因とは、極東米軍再編によって起きた在日・在沖米軍基地の役割の変化である。一方では、朝鮮戦争休戦まで、出撃基地と補給基地の両方の役割を課されてきた在日米軍基地は、陸上戦闘兵力の撤退と空軍の削減の結果、兵站・補給基地としての性格を強め、その重要性を低下させた。他方では、在沖米軍基地は、即応部隊とされた海兵隊と戦略空軍の再配備によって、出撃基地・核基地としてより重視されるようになった。

在日米軍基地の役割が限定されたことによって、その運用をめぐる取り決め、すなわち日米安保条約の変更も可能になったのである。逆にいえば、相対的に戦略的重要性が増大した在沖米軍基地を、新条約の対象から排除することで、安保改定は実現したともいえる。

また、内部要因とは、スプートニク・ショックを機に、米国政府内で、極東基地群の分散移転の研究の必要性が議論されるようになったことであった。これに危機感を抱いた米軍部は、日本側の望む形での安保改定に応じて、在日米軍基地に関する日米間の問題を解決し、同基地を安定的に運用できる状況を創出することで、現状通り基地を維持しようと図ったのである。

アイゼンハワー大統領とダレスは、海外基地が不可欠な安全保障戦略を採用するにあたって、米国基地の受け入れが同盟国にもたらす負担が大きく、米国との間で摩擦を引き起こす最大の要因となっていることをよく理解していた。だからこそ、米国政府内では、日本側の働きかけよりも早く安保改定を検討する動きが起きたといえる。基地を受け入れている同盟国の協力が得られなければ、基地の維持・運用もは困難であるという、大統領とダレスの認識が、政権の海外基地政策の見直しの前提であったがゆえに、米軍部は、在日

米軍基地を維持したければ安保改定は不可避だとの判断に至ったのである。

まとめると、アイゼンハワー政権にとっての安保改定とは、在日米軍基地の再定義であったといえる。極東米軍再編によって変わった同基地の役割の範囲内で、日本政府の望むような運用を新たに取り決めたのが、安保改定であった。

2 60年代以降の在日・在沖米軍基地

最後に、安保改定が、その後の在日・在沖米軍基地の役割にどのような影響を及ぼしたのかを見ておきたい。

まず、在日米軍基地に関しては、1963年末に、横田・三沢両基地の空軍兵力3000人の本国撤退が決定・発表されるなど、1957年にJCSが決定した計画に従って、漸進的な兵力引き揚げがひきつづき進められた³²⁴。また、1968年から始まった「ジョンソン・マケイン計画」では、日本本土146か所の米軍基地のうち53か所が整理・統合の対象となり、1973年から始まった関東計画ではさらに、都市化が進む関東平野に散在する基地の整理・縮小が開始された。こうした基地縮小の動きは、日本国内のベトナム反戦運動や、佐世保に寄港していた原子力潜水艦の放射能漏れ疑惑、九州大学への米軍戦闘機墜落事故等によって、再び高まった反米軍基地感情を解消すべく、日米両政府が積極的に推進したものであった³²⁵。

一方、在沖米軍基地に関しては、1960年に陸軍第一特殊部隊が配置され、さらに1961年から1963年にかけて戦闘兵力が倍増された結果、1965年初頭の時点で陸軍1万4千人、海軍2千人、空軍1万2000人、海兵隊2万人が沖縄117か所の基地に駐留するに至る。同年、米国がベトナム戦争への本格的介入を開始すると、沖縄は出撃基地としてだけでなく、対ゲリラ戦の訓練基地、補給基地、運輸・通信の中継基地としても重要な役割を担うようになり、同島に駐留する米軍兵力や爆撃機・戦闘機の数は一層膨れ上がった³²⁶。1972年に沖縄の施政権が日本へと返還され、1973年1月にはベトナム和平協定が成立した後も、在沖米軍基地の縮小はわずかな程度に留まる。ベトナム和平合意を受け、日本政府は当初、米国側に在沖米軍基地の縮小を要請した。だが、日米両政府とも海兵隊は沖縄にひきつづき駐留すべきだと考えたこと、米国側から基地移転費用を負担するよう求められた日本政府が、石油危機勃発によって費用負担が困難になったこと等から、結局は、在沖米軍基地の大幅縮小は実現しなかった³²⁷。

すなわち、兵站・補給基地である在日米軍基地が、その後、順調に整理縮小されていった一方で、出撃基地である在沖米軍基地は、ベトナム戦争期にかけて強化・拡充され、ベトナム戦争終結後もそのまま維持されたのであった。ここから、安保改定は、極東米軍再編で変化した在日・在沖米軍基地のそれぞれの役割を、固定化・強化する作用を果たしたということもできる。

3 今後の課題

最後に、本論文では論じることができなかったが、在日・在沖米軍基地を考える上で、本来は論じるべきであった点についても触れておきたい。

一つは、一口に在日米軍基地といっても、米軍再編の中で順次削減された基地と、一貫して維持され、むしろ機能を強化されてきた基地とがあるという点である。空軍基地である三沢、海軍基地である横須賀・厚木・佐世保、海兵隊基地である岩国は、たびたび実施されてきた在日米軍再編の中で生き残り、現在も重要な軍事拠点として存在している（司令部のみで戦闘員のいない横田、座間を除いている）。在日米軍基地の間で、なぜこのような差異が生まれたのか、今後検討すべき課題としたい。

もう一つは、韓国の米陸軍基地群、フィリピンのクラーク米空軍基地、スービック米海軍基地といった、他のアジア諸国における米軍基地と、在日・在沖米軍基地との比較検討の視座である。本論文では、先行研究に従って、極東米軍基地群の中でもとりわけ、日本本土と沖縄が戦略的重点拠点として重視されてきたという前提の下、議論を行ってきたが、この前提には再検討の余地があるかもしれない。また、在日・在沖米軍基地とその他の極東基地の間にも、何かしらの分業関係が存在している可能性があり、そうした視点から極東基地群の戦略的役割の歴史的変遷を比較検討する価値は十分にある。これも今後の研究課題としたい。

文献リスト

1. 一次史料

(1) 未公刊史料

① 外務省

外交記録公開文書

歴史資料として価値が認められる開示文書（写し）

いわゆる「密約」問題に関する調査結果その他関連文書（296点）

いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書

② 沖縄県公文書館

Dwight D. Eisenhower Presidential Library, Abilene, Kansas

White House Office, National Security Council Staff, Papers, 1948-1961

Office of the Special Assistant for National Security

Office of the Staff Secretary, Subject Series

Papers as Dwight D. Eisenhower as President of the United States (Ann Whitman File)

John Foster Dulles, Papers, 1951-1959, JFD Chronological Series

③ National Archives II, College Park, Maryland

Record Group 59 [The Department of State]

Lot Files

Bureau of Far Eastern Affairs

Records of the Bureau of Far Eastern Affairs, 1954

Subject Files Relating to Japan, 1954-1959

Correspondence and Subject Files, 1959

Bureau of European Affairs

Office of Atlantic Political and Military Affairs, Subject Files,
1953-1962

Record Group 218 [The Joint Chiefs of Staff]

Geographic File, 1954-1956

Geographic File, 1957

Geographic File, 1958

Central Decimal File, 1959

Central Decimal File, 1960

Chairman's File Admiral Radford, 1953-1957

Record Group 313 [The Naval Operating Forces]

General Files, 1954-1956

④ Dwight D. Eisenhower Presidential Library, Abilene, Kansas

Dulles, John Foster, Papers, 1951-1959

JFD Chronological Series

General Correspondence and Memoranda Series

Paper of John Foster Dulles

White House Memoranda Series

Telephone Calls Series

White House Office, Office of the Staff Secretary: Records of Paul T. Carroll, Andrew J. Goodpaster, L. Arthur Minnich, and Christopher H. Russell, 1952-1961, Subject Series, Department of Defense Subseries

White House Office, Office of the Special Assistant for National Security Affairs: Records, 1952-1961, OCB Series, Subject Subseries

Paper as Dwight D. Eisenhower as President of the United States (Ann Whitman File)

White House Office, National Security Council Staff, Papers

1953-1961, Special Staff File Series

1948-1961, Disaster File

⑤ National Archives of Australia, Canberra

Japan Relations with U.S.A., U.S. Policy Towards Japan (Including Withdrawals and Strategic Implications) Part 7

(2) 公刊史料

石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第Ⅳ期 日米外交防衛問題 1957年』柏書房、1998年

——『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第Ⅴ期 日米外交防衛問題 1958年』柏書房、1998年

——『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第Ⅵ期 日米外交防衛問題 1955年』柏書房、1999年

——『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第Ⅶ期 日米外交防衛問題 1956年』柏書房、1999年

Foreign Relations of the United States, 1952-1954, Vol. XIV, China and Japan, Part 2, (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1985)

Foreign Relations of the United States, 1955-1957, Vol. II, China, (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1986)

Foreign Relations of the United States, 1955-1957, Vol. XIX, National Security Policy, (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1990)

Foreign Relations of the United States, 1955-1957, Vol. XXIII, Part 1, Japan

(Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1991)

Reference Section Historical Branch, *The 3d Marine Division and Its Regiments* (Washington, D.C.: History and Museums Division Headquarters, U.S. Marine Corps, 1983)

Robert J. Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954* (Washington D.C.: Office of Joint History, Joint Chiefs of Staff, 1998)

Edwin Howard Simmons, *The United States Marines: A History*, 4th ed. (Annapolis: Naval Institute Press, 2003)

2. 二次史料

(1) 書籍

原彬久『戦後日本と国際政治 安保改定の政治力学』中央公論社、1988 年

東郷文彦『日米外交三十年 安保・沖縄とその後』中公文庫、1989 年

河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』東京大学出版会、1994 年

李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996 年

坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000 年

池田慎太郎『日米同盟の政治史 アリソン駐日大使と「1955 年体制」の成立』国際書院、2004 年

中島信吾『戦後日本の防衛政策 「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應義塾大学出版会、2006 年

黒崎輝『核兵器と日米関係 アメリカの核不拡散外交と日本の選択 1960-1976』有志舎、2006 年

我部政明『戦後日米関係と安全保障』吉川弘文館、2007 年

中野聡『歴史経験としてのアメリカ帝国—米比関係史の群像』岩波書店、2007 年

倉科一希『アイゼンハワー政権と西ドイツ 同盟政策としての同盟軍備管理交渉』ミネルヴァ書房、2008 年

佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策 ソ連の脅威、ミサイル・ギャップ論争、東西交流』有斐閣、2008 年

ケント・E・カルダー『米軍再編の政治学 駐留米軍と海外基地のゆくえ』日本経済新聞出版社、2008 年 (Kent E. Calder, *Embattled Garrisons: Comparative Base Politics and American Globalism*, Princeton University Press, 2007)

屋良朝博『砂上の同盟 米軍再編が明かすウソ』沖縄タイムス社、2009 年

波多野澄雄『歴史としての日米安保条約 機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、2010 年

NHK 取材班『基地はなぜ沖縄に集中しているのか』NHK 出版、2011 年

太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩選書、2011 年

林博史『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館、2012 年
屋良朝博『誤解だらけの沖縄・米軍基地』旬報社、2012 年
川名晋史『基地の政治学 戦後米国の海外基地拡大政策の起源』白桃書房、2012 年
平良好利『戦後沖縄と米軍基地 「受容」と「拒絶」のはざまで 1945～1972 年』法政
大学出版局、2012 年
池田慎太郎『独立完成への苦闘 1952～1960』吉川弘文館、2012 年
吉田真吾『日米同盟の制度化 発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012 年
鳥山淳『沖縄／基地社会の起源と相克 1945-1956』勁草書房、2013 年
福田円『中国外交と台湾 「一つの中国」原則の起源』慶應義塾大学出版会、2013 年
沖縄県祖国復帰協議会・原水爆禁止沖縄県協議会編『沖縄県祖国復帰運動史』沖縄時事
出版社、1964 年

Saki Dockrill, *Eisenhower's New-Look National Security Policy, 1953-61* (New York:
St. Martin's Press, 1996)

Nicholas Evan Sarantakes, *Keystone: The American Occupation of Okinawa and
U.S.-Japanese Relations* (Texas: Texas A&M University Press College Station, 2000)

Edwin Howard Simmons, *The United States Marines: A History*, 4th ed. (Annapolis:
Naval Institute Press, 2003)

John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of American
National Security Policy during the Cold War*, revised and expanded edition (New York:
Oxford University Press, 2005 [1982])

Melyn P. Leffler, *For the Soul of Mankind: the United States, the Soviet Union, and
the Cold War* (New York: Hill and Wang, 2007)

Campell Craig and Fredrik Logevall, *America's Cold War: The Politics of Insecurity*
(Cambridge: Harvard University Press, 2009)

(2) 論文

石井修「冷戦の『五五年体制』」『国際政治』第 100 号（1992 年 8 月）35-53 頁
原彬久「日米安保体制と冷戦」『国際政治』第 100 号（1992 年 8 月）199-219 頁
李鍾元「東アジアにおける冷戦と地域主義」鴨武彦編『講座・世紀間の世界政治 第 3
巻 アジアの国際秩序—脱冷戦の影響』日本評論社、1993 年
松岡完「1950 年代アメリカの同盟再編戦略 統合の模索」『国際政治』第 105 号（1994
年 1 月）80-93 頁
五十嵐武士「アイゼンハワー政権の対外政策の解剖 その構造的条件と主要な要因に関
連させて」『国際政治』第 105 号（1994 年 1 月）94-111 頁
植村秀樹「安保改定と日本の防衛政策」『国際政治』第 115 号（1997 年 5 月）27-41 頁
吉次公介「『ナッシュ・レポート』にみる在日・在沖米軍」『沖縄法學』第 32 号（2003
年 3 月）159-174 頁

樋口敏広「核実験問題と日米関係―「教育」過程の生成と崩壊を中心に―」『国際政治』第134号（2003年11月）103-120頁

黒崎輝「アメリカの核戦略と日本の国内政治の交錯 1954～60年」同時代史学会編『朝鮮半島と日本の同時代史 東アジア地域共生を展望して』日本経済評論社、2005年、200-202頁

松田圭介「1950年代の反基地闘争とナショナリズム」『年報日本現代史』第12号（2007年）97-105頁

Yasuhiro IZUMIKAWA, “Explaining Japanese Antimilitarism: Normative and Realist Constraints on Japan's Security Policy”, *International Security* 35, No.2 (Fall, 2010): 123-160

Robert J. McMahon, “US national security policy from Eisenhower to Kennedy”, in *The Cambridge History of the Cold War, Vol.1: Origins, 1945-1962*, ed. Melyn P. Leffler and Odd Arne Westad (Cambridge: Cambridge University Press, 2010)

伊藤裕子「第11章フィリピン 戦後対米認識の変化と国際構造の変動」菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性 冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』凱風社、2011年

河野康子「日米安保条約改定交渉と沖縄 条約地域をめぐる政党と官僚」坂本一登・五百旗頭薫編『日本政治史の新地平』吉田書店、2013年、429-475頁

¹ 原彬久『戦後日本と国際政治 安保改定の政治力学』中央公論社、1988年；坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000年。

² 我部政明『沖縄返還とは何だったのか 日米戦後交渉史の中で』日本放送協会出版、2000年、第1章；外岡秀俊・本田優・三浦俊章『日米同盟半世紀 安保と密約』朝日新聞社、2001年、543-565頁。

³ 波多野澄雄『歴史としての日米安保条約 機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、2010年；黒崎輝「安保改定交渉以前の核持ち込みをめぐる国会論議と日米外交の再検証：核密約の淵源を求めて」『PRIME』第33号（2011年3月）3-21頁；太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩選書、2011年；信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、2014年。

⁴ 植村秀樹「安保改定と日本の防衛政策」『国際政治』第115号（1997年5月）27-41頁；吉田真吾『日米同盟の制度化 発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012年、第1章。

⁵ 原『戦後日本と国際政治』；坂元『日米同盟の絆』；植村「安保改定と日本の防衛政策」；吉田『日米同盟の制度化』。

⁶ 中島信吾『戦後日本の防衛政策 「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應義塾大学出版会、2006年、131-133頁。

⁷ 豊下櫛彦『安保条約の成立 吉田外交と天皇外交』岩波新書、1996年；明田川融『日米行政協定の政治史 日米地位協定研究序説』法政大学出版局、1999年；豊下櫛彦編『安保条約の論理 その生成と展開』柏書房、1999年。

⁸ 坂元『日米同盟の絆』296-297頁。

⁹ 吉田『日米同盟の制度化』37-42頁。

-
- 10 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年。
- 11 同上、4-7頁。
- 12 植村秀樹『再軍備と五五年体制』木鐸社、1995年、22-23頁。
- 13 李『東アジア冷戦と韓米日関係』13-14頁。
- 14 木畑洋一『帝国のたそがれ 冷戦下のイギリスとアジア』東京大学出版会、1996年；古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫、2009年。
- 15 木畑『帝国のたそがれ』117頁；菊池努『『敵対』から『和解』へ オーストラリアの対日政策・1952-1957』『国際研究』第8号（1992年1月）1-80頁。
- 16 Saki Dockrill, *Eisenhower's New-Look National Security Policy, 1953-61* (New York: St. Martin's Press, 1996); John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of American National Security Policy during the Cold War*, revised and expanded edition (New York: Oxford University Press, 2005 [1982]), 145-159.
- 17 Ibid.
- 18 NSC 162/2, October 30, 1953, U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers* [hereafter *FRUS*], 1952-1954, Vol. II, Part I (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1985), 583 & 591.
- 19 李『東アジア冷戦と韓米日関係』20-29頁。
- 20 同上、58頁。
- 21 同上。
- 22 ケント・E・カルダー『米軍再編の政治学 駐留米軍と海外基地のゆくえ』日本経済新聞出版社、2008年 (Kent E. Calder, *Embattled Garrisons: Comparative Base Politics and American Globalism* [Princeton: Princeton University Press, 2007])。
- 23 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』東京大学出版会、1994年、91頁。
- 24 吉次公介『『ナッシュ・レポート』にみる在日・在沖米軍』『沖縄法學』第32号（2003年3月）、159-174頁；林博史『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館、2012年、78-79・105-106頁。
- 25 李鍾元『東アジア冷戦と米韓日関係』東京大学出版会、1996年、19頁。
- 26 Robert J. Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954 & 1955-1956* (Washington D.C.: Office of Joint History, Joint Chiefs of Staff, 1998), 59 & 55.
- 27 同上、66頁。
- 28 林博史『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館、2012年、117頁。
- 29 宮里政玄『日米関係と沖縄』岩波書店、2000年、117頁。
- 30 Nicholas Evan Sarantakes, *Keystone: The American Occupation of Okinawa and U.S.-Japanese Relations* (Texas: Texas A&M University Press College Station, 2000), 68-69.
- 31 屋良朝博『砂上の同盟』沖縄タイムス社、2009年、82-98頁。
- 32 NHK取材班『基地はなぜ沖縄に集中しているのか』NHK出版、2011年、27-34頁；平良好利『戦後沖縄と米軍基地 「受容」と「拒絶」のはざま 一九四五—一九七二年』法政大学出版局、2012年、94-102頁。
- 33 同上、52頁。
- 34 日米安保条約の締結過程に関する研究は枚挙にいとまがないが、最新の研究は以下の通りである。楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成 日米の構想とその相互作用 1943-1952年』ミネルヴァ書房、2009年；坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000年；豊下櫛彦『安保条約の成立 吉田外交と天皇外交』岩波新書、1996年。
- 35 平良『戦後沖縄と米軍基地』51-52頁；宮里『日米関係と沖縄』49頁。

³⁶ ここまでの戦後沖縄の歴史についての記述は、以下の文献が詳しい。平良『戦後沖縄と米軍基地』；我部政明『戦後日米関係と安全保障』吉川弘文館、2006年；ロバート・D・エルドリッジ『沖縄問題の起源』名古屋大学出版会、2004年；宮里『日米関係と沖縄』。河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交』東京大学出版会、1994年。

³⁷ Edwin Howard Simmons, *The United States Marines: A History*, 4th ed. (Annapolis: Naval Institute Press, 2003), 183-210.

³⁸ 156th Meeting of NSC, 23 Jul 1953, 沖縄県公文書館(0000073462); Robert J. Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954* (Washington D.C.: Office of Joint History, Joint Chiefs of Staff, 1998), 230.

³⁹ John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of American National Security Policy during the Cold War*, revised and expanded edition (New York: Oxford University Press, 2005 [1982]), 145-159; 李『東アジア冷戦と米韓日関係』12頁、倉科一希『アイゼンハワー政権と西ドイツ 同盟政策としての同盟軍備管理交渉』ミネルヴァ書房、2008年、3頁。

⁴⁰ 同上、58頁。

⁴¹ Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954*, 231-232.

⁴² Ibid., 232.

⁴³ Memorandum by the Chief of Naval Operations for the Joint Chief of Staff, 25 March 1954, Sec.20, Box 16, Geographic File 1954-56, RG218, National Archives II, College Park, Maryland [hereafter NA]; Memorandum by the Commandant of the Marine Corps for the Joint Chiefs of Staff, 25 March 1954, Sec.20, Box 16, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁴⁴ From CINCUNC Tokyo Japan SGD Hull to Department of the Army Washington DC, 15 March 1954, Sec.19, Box 16, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁴⁵ Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954*, 232.

⁴⁶ 林『米軍基地の歴史』93頁。

⁴⁷ Ibid., 233.

⁴⁸ From Hull to JCS, 1 July, 1954, Box 3, Records of the Bureau of the Far Eastern Affairs Relating to Southeast Asia and the Geneva Conference, 1954, RG59, NA.

⁴⁹ Reference Section Historical Branch, *The 3d Marine Division and Its Regiments* (Washington, D.C.: History and Museums Division Headquarters, U.S. Marine Corps, 1983), 27-28.

⁵⁰ Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954*, 233 and 239-240.

⁵¹ Simmons, *The United States Marines: A History*, 212.

⁵² Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954*, 80-85.

⁵³ Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1955-1956*, 225.

⁵⁴ Memorandum of Conversation between Eisenhower, Dulles, Anderson, Radford and Cutler, May 22, 1954, and Memorandum of Discussion at the 199th Meeting of NSC, May 27, 1954, U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers* [hereafter *FRUS*], 1952-1954, Vol. XIV (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1985), 428-430 and 433-434: Note by the Secretaries to the Holders of JCS 2118/64, 14 July 1954, Sec.21, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁵⁵ “Deployment to Okinawa, note by the Secretaries”, 17 December 1954, Sec.23, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA. なお、同史料および関連史料群は『米中間の軍事衝突の際に極東で米国がとりうる行動』と題するフォルダに収められている。

⁵⁶ Joint Chiefs of Staff Decision on J.C.S. 2147/112, 26 August 1954, Sec. 22, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁵⁷ Report by the Joint Strategic Plans Committee to the Joint Chief of Staff, 23 August 1954, and Memorandum for the Secretary of Defense, 26 August 1954, Sec.22, Box 17,

Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁵⁸ Memorandum on the 213th NSC Meeting, September 9, 1954; Memorandum on the 214th NSC Meeting, September 12, 1954, *FRUS, 1952-1954, Vol. XIV*, 583-595, 613-624.

⁵⁹ Memorandum on the 220th NSC Meeting, October 14, 1954, *FRUS, 1952-1954, Vol. XIV*, 803-809; 福田円『中国外交と台湾 「一つの中国」原則の起源』慶應義塾大学出版会、2013年、50頁。

⁶⁰ Memorandum of Conversation between Eisenhower, Dulles, Anderson, Radford and Cutler, May 22, 1954, and Memorandum of Discussion at the 199th Meeting of NSC, May 27, 1954, *FRUS, 1952-1954, Vol. XIV*, 428-430 and 433-434; Note by the Secretaries to the Holders of JCS 2118/64, 14 July 1954, Sec.21, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁶¹ 太田昌克『日米「核密約」の全貌』筑摩選書、2011年、68頁。

⁶² “Okinawa Braced for Red Attack”, *The Star and Stripes*, February 4, 1955.

⁶³ Campbell Craig and Fredrik Logevall, *America's Cold War: The Politics of Insecurity* (Cambridge: Belknap and Harvard University Press, 2009), 151-153.

⁶⁴ 李『東アジア冷戦と米韓日関係』、85-89頁、平良『戦後沖縄と米軍基地』96-98頁。

⁶⁵ 李『東アジア冷戦と米韓日関係』90-91頁。

⁶⁶ 同上。

⁶⁷ Commandant of the Marine Corps to Secretary of Defense, October 18, 1954, attached with Note by the Secretaries to the Joint Chiefs of Staff, 26 October 1954, Sec.23, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁶⁸ Memorandum by the Commandant of the Marine Corps for the Joint Chiefs of Staff, 21 October 1954, Sec.23, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁶⁹ Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954*, 240.

⁷⁰ Report by the Joint Strategic Plans Committee to the Joint Chiefs of Staff, 5 November 1954, Sec.23, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁷¹ Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954*, 240-241; 李『東アジアと米韓日関係』64頁; Joint Strategic Plans Committee, 17 December 1954, Sec.23, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁷² Report by the Joint Strategic Plans Committee to the Joint Chiefs of Staff, 23 December 1954, Sec.24, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁷³ Australian Embassy, Tokyo, “The Sunakawa Affair”, 18 October 1956, Japan Relations with U.S.A., U.S. Policy Towards Japan (Including Withdrawals and Strategic Implications) Part 7, the National Archives of Australia, Canberra.

⁷⁴ Report by the Joint Strategic Plans Committee to the Joint Chiefs of Staff, 23 December 1954, Sec.24, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁷⁵ Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954*, 241-242; Joint Strategic Plans Committee, 17 December 1954, Sec.23, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁷⁶ 李『東アジアと米韓日関係』66-70頁。

⁷⁷ Simmons, *The United States Marines: A History*, 212.

⁷⁸ Memorandum on the 240th NSC Meeting, March 10, 1955, *FRUS, 1955-1957, Vol. II*, 345-350.

⁷⁹ Memorandum of Record of Conversation held in Office of the Secretary of Defense, March 26, 1955, Box 6, Chairman's File 1953-57, RG218, NA.

⁸⁰ Note by the Secretaries to the Joint Chiefs of Staff, 15 February 1955, and From Hull to Ridgway, 24 February 1955, Sec.25, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

⁸¹ Watson, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy 1953-1954*, 78-79.

⁸² Report by the Joint Strategic Plans Committee to the Joint Chiefs of Staff, 4 April 1955, Sec.26, Box 18, Geographic File 1954-56, RG218, NA.

-
- ⁸³ From Department of the Army to CINCFE, 12 April 1955, Sec.25, Box 17, Geographic File 1954-56, RG218, NA; Joint Chiefs of Staff Decision on J.C.S. 2147/136, 29 April 1955, Sec.26, Box 18, Geographic File 1954-56, RG218, NA; From JCS to CINCFE, 29 April 1955, Sec.27, Box 18, Geographic File 1954-56, RG218, NA.
- ⁸⁴ 沖縄県祖国復帰協議会・原水爆禁止沖縄県協議会編『沖縄県祖国復帰運動史』沖縄時事出版社、1964年、135-136頁。
- ⁸⁵ 昭和30年2月20日付、外務大臣（重光葵）発中華民国臨時代理大使（宮崎章）宛公電、平成22年度外交記録公開文書（外交史料館にて閲覧）。
- ⁸⁶ Memorandum of Record of Conversation held in Office of the Secretary of Defense, March 26, 1955, Box 6, Chairman's File 1953-57, RG218, NA.
- ⁸⁷ 福田『中国外交と台湾』62-63頁。
- ⁸⁸ Reference Section Historical Branch, *The 3d Marine Division and Its Regiments*, 36-37.
- ⁸⁹ 林『米軍基地の歴史』、118頁。
- ⁹⁰ Reference Section Historical Branch, *The 3d Marine Division and Its Regiments*, 32.
- ⁹¹ 林『米軍基地の歴史』93-97頁；李『東アジア冷戦と韓米日関係』69-70頁。
- ⁹² 中島信吾『戦後日本の防衛政策―「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應大学出版会、2006年、129-130頁。
- ⁹³ 李『東アジアと米韓日関係』68頁。
- ⁹⁴ Progress Report on U.S. Policy toward Japan (NSC 5516/1), October 19, 1955, 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 VII 日米外交防衛問題 1956年』第9巻、柏書房、1999年、112頁。
- ⁹⁵ 林『米軍基地の歴史』119-125頁。
- ⁹⁶ Memorandum for General Goodpaster, April 15, 1957, Box 1, White House Office, Office of the Staff Secretary, 1952-1961, Subject Series, Department of Defense Subseries, Dwight D. Eisenhower Library, Abilene, Kansas [hereafter DDEL].
- ⁹⁷ 坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000年、140-164頁；波多野澄雄『歴史としての日米安保条約 機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、2010年、29-45頁。
- ⁹⁸ Memorandum of Discussion at the 290th Meeting of the National Security Council, Thursday, July 12, 1956, 沖縄県公文書館(0000073472).
- ⁹⁹ From AmEmbassy, Tokyo to the Department of State, November 27, 1956, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 IV 日米外交防衛問題 1957年』第5巻、110頁；石井栄政府委員答弁、衆議院内閣委員会、昭和32年2月20日、国会議事録検索システム。
- ¹⁰⁰ 我部『戦後日米関係と安全保障』120-127頁。
- ¹⁰¹ Memorandum of Conversation between Yasukawa and Sneider, May 8, 1957, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 IV 日米外交防衛問題 1957年』第5巻、148頁。
- ¹⁰² 林『米軍基地の歴史』163-164頁。
- ¹⁰³ Memorandum of Conversation with the President, May 24, 1957, Box 6, Papers of John Foster Dulles, White House Memoranda Series, DDEL.
- ¹⁰⁴ 中島『戦後日本の防衛政策』130-131頁。
- ¹⁰⁵ 我部『戦後日米関係と安全保障』93頁。
- ¹⁰⁶ Deployment from Japan of all U.S. Armed Force and Facilities, 21 May 1956, Sec.28, Box18, Geographic File 1954-56, RG218, NA.
- ¹⁰⁷ Memorandum of Conversation with the President and Secretary Wilson on the Columbine, June 6, 1957, Box 6, Papers of John Foster Dulles, White House Memoranda Series, DDEL.
- ¹⁰⁸ Subject to be discussed at White House with Prime Minister Kishi, June 19, 1957,

Box 6, Papers of John Foster Dulles, White House Memoranda Series, DDEL.

¹⁰⁹ 太田『日米「核密約」の全貌』75-76 頁。

¹¹⁰ From Headquarters Far East Command and United Nations Command Office of the Commander in Chief to Chairman, Joint Chiefs of Staff, 4 June 1957, Sec.25, Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.

¹¹¹ Review of United States Overseas Military Bases by the Department of Defense, April 1960, 沖縄県公文書館(0000073490). 林『米軍基地の歴史』126-127 頁。

¹¹² From Chief of Naval Operations to Naval Aide to the President, 5 March, 1957; Memorandum for General Goodpaster, April 15, 1957, Box 1, White House Office, Office of the Staff Secretary, 1952-1961, Subject Series, Department of Defense Subseries, DDEL.

¹¹³ Memorandum from Wilson to the President, July 10, 1957, and Memorandum on the 345th NSC Meeting, November 14, 1957, *FRUS, 1955-1957*, Vol. XIX, 540-546 and 677-679.

¹¹⁴ Summary of Important Points on National Security Council Meeting, July 25, 1957, Box 6, White House Office, Office of the Staff Secretary, 1952-1961, Subject Series, Department of Defense Subseries, DDEL.

¹¹⁵ Ibid.

¹¹⁶ Memorandum for the Director, Joint Staff, 27 November 1957, Sec. 25, Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.

¹¹⁷ Memorandum for Record, July 22, 1957, Box 1, White House Office, Office of the Staff Secretary, 1952-1961, Subject Series, Department of Defense Subseries, DDEL.

¹¹⁸ From Polly to Goodpaster, July 26, 1957, Box 1, White House Office, Office of the Staff Secretary, 1952-1961, Subject Series, Department of Defense Subseries, DDEL.

¹¹⁹ Reference Section Historical Branch, *The 3d Marine Division and Its Regiments*, 13. Memorandum by the Chief of Naval Operation for the Joint Chiefs of Staff, 8 August 1957, Sec.25, Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.

¹²⁰ Memorandum by the Chief of Naval Operation for the Joint Chiefs of Staff, 20 August 1957, Sec. 25, Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.

¹²¹ Note by the Secretaries to the Holders of J.C.S. 2180/105, 22 August 1957, Sec. 25, Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.

¹²² Memorandum by the Chief of Staff, U.S. Air Force, 3 October 1957, Sec. 25, Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.

¹²³ Memorandum by the Chief of Naval Operation, 20 August 1957 and 26 September 1957, and Memorandum by the Chief of Staff, U.S. Air Force, 3 October 1957, Sec. 25, Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.

¹²⁴ 林『米軍基地の歴史』118、124 頁。

¹²⁵ 李『東アジア冷戦と韓米日関係』11-19 頁。

¹²⁶ Review of United States Overseas Military Bases by the Department of Defense, April 1960, 沖縄県公文書館(0000073490).

¹²⁷ http://www.defense.gov/faq/pis/mil_strength.html (Accessed on March 6, 2013).

¹²⁸ Review of United States Overseas Military Bases by the Department of Defense, April 1960, 沖縄県公文書館(0000073490).

¹²⁹ 林『米軍基地の歴史』126-127 頁。

¹³⁰ Arthur O'Neil, "Fifth Air Force in the Taiwan Straits Crisis of 1958," December 31, 1958, 19-26, in National Security Archive Electronic Briefing Book, "Air Force Histories Show Cautious Presidents Overruling Air Force Plans for Early Use of Nuclear Weapons," at <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/nukevault/ebb249/doc12.pdf> (Accessed on March 6, 2013).

¹³¹ 中野聡『歴史経験としてのアメリカ帝国—米比関係史の群像』岩波書店、2007 年、283

頁；伊藤裕子「第 11 章フィリピン 戦後対米認識の変化と国際構造の変動」菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性 冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』凱風社、2011 年、326 頁。

¹³² 我部『戦後日米関係と安全保障』93 頁。

¹³³ Arthur O'Neil, "Fifth Air Force in the Taiwan Straits Crisis of 1958," December 31, 1958, 19-26, in National Security Archive Electronic Briefing Book, "Air Force Histories Show Cautious Presidents Overruling Air Force Plans for Early Use of Nuclear Weapons".

¹³⁴ 我部『戦後日米関係と安全保障』93 頁。

¹³⁵ Memorandum for the Commander in Chief, Pacific by JCS, 26 September 1958, Box 9, Geographic File 1958, RG218, NA.

¹³⁶ 「日米安保体制をめぐる論争点」『安全保障、米軍基地に関する検討ペーパー』昭和 43 年 7 月 18 日、H22-001 0120-2001-02631、外務省外交史料館において閲覧。

¹³⁷ From the Secretary of Defense to the President, June 24, 1953, Box 1, Ann Whitman File, Dwight D. Eisenhower Library, Abilene, Kansas [hereafter DDEL].

¹³⁸ 244th Meeting of NSC, April 7, 1955, *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers* [hereafter *FRUS*], 1955-1957, Vol. XXIII (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1991), 42.

¹³⁹ Memorandum from Hemmendinger to Robertson, April 19, 1956, *FRUS 1955-1957*, Vol. XXIII, 171-173.

¹⁴⁰ Progress Report on "U.S. Policy Toward Japan" (NSC 5516/1) by OCB, June 27, 1956, 石井修・小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 VII 日米外交防衛問題 1956 年』第 9 巻、柏書房、1999 年、148 頁。

¹⁴¹ 池田慎太郎『独立完成への苦闘 1952～1960』吉川弘文館、2012 年、37-39 頁；松田圭介「1950 年代の反基地闘争とナショナリズム」『年報日本現代史』第 12 号（2007 年）、97-105 頁。

¹⁴² Australian Embassy, Tokyo, "The Sunakawa Affair", 18 October 1956, Japan Relations with U.S.A., U.S. Policy Towards Japan (Including Withdrawals and Strategic Implications) Part 7, the National Archives of Australia, Canberra [hereafter NAA].

¹⁴³ 黒崎輝「アメリカの核戦略と日本の国内政治の交錯 1954～60 年」同時代史学会編『朝鮮半島と日本の同時代史 東アジア地域共生を展望して』日本経済評論社、2005 年、200-202 頁。

¹⁴⁴ From Department of State to Amembassy Tokyo, January 18, 1957, From Tokyo to Secretary of State, January 26, 1957 and From Department of State to Amembassy Tokyo, January 28, 1957, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 IV 日米外交防衛問題 1957 年』第 5 巻、19・29-31 頁。

¹⁴⁵ From Tokyo to Secretary of State, February 8, 1957, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 IV 日米外交防衛問題 1957 年』第 5 巻、37-44 頁。

¹⁴⁶ From the Embassy in Japan to the Department of State, February 13, 1957, *FRUS 1955-1957*, Vol. XXIII, 263; 坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000 年、175-176 頁。

¹⁴⁷ 佐々木卓也「第一章 アメリカの世界戦略と日本」外務省発表『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』2010 年 3 月 9 日、13-18 頁。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_yushiki.pdf#search='%E5%AF%86%E7%B4%84+%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A+%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8'

¹⁴⁸ Statement by Deputy Under-Secretary Robert Murphy, 30 September 1955, A14 1955, Box 7651, Commander Naval Force, Japan, General File, 1954-1956, RG313, National Archives II, College Park, Maryland [hereafter NA].

-
- 149 林博史『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館、2012年、160-162頁。
- 150 From Tokyo to Secretary of State, March 12, 1957, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 IV 日米外交防衛問題 1957年』第5巻、96-97頁。
- 151 中野聡『歴史経験としてのアメリカ帝国 米比関係史の群像』岩波書店、2007年、281-288頁；伊藤裕子「第11章フィリピン 戦後対米認識の変化と国際構造の変動」菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性 冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』凱風社、2011年、331頁。
- 152 “Procedures for Coordinating U.S. Military Facilities and Operating Rights in Foreign Countries”, May 6, 1956, Folder 4.3, Box 9, Subject Files, 1953-1962, RG59, NA.
- 153 From Dulles to Wilson, June 28, 1956, *FRUS, 1955-57*, Vol. XIX, 333-337.
- 154 From Gray to Murphy, February 6, 1957, Folder 4.3, Box 9, Subject Files, 1953-1962, Bureau of European Affairs, RG59, NA.
- 155 Memorandum for Hoover and MacArthur, August 13, 1956, 沖縄県公文書館(0000098537).
- 156 Memorandum for Wilson by Nash, March 21, 1957 and Memorandum for Dulles by Nash, March 22, 1957, 沖縄県公文書館(0000073441).
- 157 Letter, Eisenhower to Nash, October 15, 1956, 沖縄県公文書館(0000073441).
- 158 From Harry F. Pfeiffer, Jr. to Parsons, January 8, 1957, Folder 4-B.2, Box 9, Subject Files Relating to Japan, 1954-1959, RG59, NA.
- 159 我部政明『戦後日米関係と安全保障』吉川弘文館、2007年、93頁。
- 160 植村秀樹「安保改定と日本の防衛政策」『国際政治』第115号（1996年5月）31頁。
- 161 原彬久『戦後日本と国際政治 安保改定の政治力学』中央公論社、1988年、126-127頁。
- 162 From Harry F. Pfeiffer, Jr. to Parsons, January 8, 1957, Folder 4-B.2, Box 9, Subject Files Relating to Japan, 1954-1959, RG59, NA.
- 163 From American Embassy, Tokyo to the Department of State, “A Fresh Start with Japan”, September 21, 1956, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 VII 日米外交防衛問題 1956年』第2巻、255-288頁；From American Embassy, Tokyo to the Department of State, “Japanese Defense”, September 24, 1956, 同上第4巻、267-276頁。
- 164 From Parsons to Sebald, “Reconsideration of United States Military Position in Japan”, December 27, 1956, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 VII』第4巻、380-396頁。
- 165 Memorandum from Robertson to Dulles, “Our Japanese Policy: Need for a Reappraisal and Certain Immediate Actions”, January 7, 1957, *FRUS 1955-1957*, Vol. XXIII, 240-244.
- 166 我部『戦後日米関係と安全保障』107頁。
- 167 From Robertson to MacArthur, January 29, 1957, 4-B.4, Box 9, Subject Files Relating to Japan, 1953-1959, RG59, NA.
- 168 Progress Report on “U.S. Policy Toward Japan” (NSC 5516/1) by OCB, February 6, 1957, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 VII 日米外交防衛問題 1956年』第9巻、159頁。
- 169 我部『戦後日米関係と安全保障』119頁。
- 170 Memorandum of a Conversation between Kishi and Dulles, June 20, 1957, *FRUS 1955-1957*, Vol. XXIII, 387-390.
- 171 坂元『日米同盟の絆』189-190頁。
- 172 吉田真吾『日米同盟の制度化 発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012年、52-53頁。

-
- 173 Subject to be Discussed at White House with Prime Minister Kishi, June 19, 1957, Box 6, White House Office, Office of the Staff Secretary, 1952-1961, Subject Series, Department of Defense Subseries, DDEL.
- 174 吉田『日米同盟の制度化』53-56頁。
- 175 Progress Report on Japan (NSC5516/1) by OCB, September 25, 1957, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 VII 日米外交防衛問題 1956年』第9巻、171頁。
- 176 菊池努『『敵対』から『和解』へ オーストラリアの対日政策・1952-1957』『国際研究』第8号（1992年1月）66-67頁。
- 177 同上、68-69頁。
- 178 Weekly Situation Report No.3/1957 by Department of External Affairs, 9th August, 1957, Japan Relations with U.S.A., U.S. Policy Towards Japan (Including Withdrawals and Strategic Implications) Part 7, NAA.
- 179 Revision of U.S. Security Treaty by Department of External Affairs, 12th November, 1959, Japan Relations with U.S.A., U.S. Policy Towards Japan (Including Withdrawals and Strategic Implications) Part 7, NAA.
- 180 United States – Japanese Intergovernmental Security Committee, 12th September, 1957, Japan Relations with U.S.A., U.S. Policy Towards Japan (Including Withdrawals and Strategic Implications) Part 7, NAA.
- 181 菊池『『敵対』から『和解へ』』65-67頁。
- 182 同上、67-68頁、70頁。
- 183 樋口敏広「核実験問題と日米関係 「教育」過程の生成と崩壊を中心に」『国際政治』第134号（2003年11月）、103-120頁。
- 184 吉田『日米同盟の制度化』55-56頁。
- 185 吉田、前掲書、52頁。
- 186 植村「安保改定と日本の防衛政策」32頁。
- 187 Memorandum of a Conversation between Dulles and Kishi, June 20, 1957, *FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII*, 377-386.
- 188 中島信吾『戦後日本の防衛政策 「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應義塾大学出版会、2006年、『戦後日本の防衛政策』125-127頁。
- 189 From Headquarters, Far East Command and United Nations Command Office of the Commander in Chief to Chairman, Joint Chiefs of Staff and Department of Defense, 4 June 1957, Folder Japan (12-12-50), Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.
- 190 Memorandum for the Department of Defense by JCS, 13 June 1957, Folder Japan (12-12-50), Box 12, Geographic File 1957, RG218, NA.
- 191 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』東京大学出版会、1994年、155-156頁。
- 192 Memorandum for Record, July 22, 1957, Box 1, White House Office, Office of the Staff Secretary, 1952-1961, Subject Series, Department of Defense Subseries, DDEL.
- 193 Report by the Joint Strategic Plan Committee to the Joint Chiefs of Staff, 5 April 1955, Sec.26, Box 18, Geographic File 1954-56, RG218, NA.
- 194 我部『戦後日米関係と安全保障』145頁。
- 195 From COMUS Japan to CINCPAC, December 27, 1957, Folder 4-B, Box 9, Subject Files Relating to Japan, 1953-1959, RG59, NA.
- 196 林『米軍基地の歴史』93頁；うちなだ・きてみてねっと「遺跡 米軍試射場射撃指揮所・着弾地観測所跡」<http://uchinada.shoko.or.jp/main/point/05.html>
- 197 Memorandum by the Chief of Naval Operations for the Joint Chiefs of Staff, 3 April 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 198 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』東京大学出版会、1994年、150-154頁。

-
- 199 同上、154 頁。
- 200 平良好利『戦後沖縄と米軍基地 「受容」と「拒絶」のはざままで 1945-1972 年』法政大学出版局、2012 年、123-173 頁。
- 201 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』155-156 頁。
- 202 Memorandum of a Conversation between Dulles and Kishi, June 20, 1957, *FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII*, 377-386.
- 203 佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策 ソ連の脅威、ミサイル・ギャップ論争と東西交流』有斐閣、2008 年、85-100 頁。
- 204 倉科一希『アイゼンハワー政権と西ドイツ 同盟政策としての東西軍備管理交渉』ミネルヴァ書房、2008 年、89-91 頁。
- 205 佐々木卓也「第一章 アメリカの世界戦略と日本」外務省発表『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』2010 年 3 月 9 日、16-17 頁。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_yushiki.pdf#search='%E5%AF%86%E7%B4%84+%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A+%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8' (Accessed on June 18, 2014).
- 206 坂元一哉『日米同盟の絆 安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000 年、192-193 頁。
吉田真吾『日米同盟の制度化 発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012 年、57-58 頁。
- 207 佐々木『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』85-100 頁。
- 208 Memorandum for the NSC Planning Board, Jan 17, 1958, Folder 4.3, Box 9, Office of Atlantic Political and Military Affairs, Bureau of European Affairs, Subject Files, 1953-1962, RG59, National Archives II, College Park, Maryland [hereafter NA].
- 209 United States Overseas Military Bases, Report to the President by Frank C. Nash, December 1957, 沖縄県公文書館 (0000073452).
- 210 Ibid.
- 211 Memorandum for the NSC Planning Board, Jan 17, 1958, Folder 4.3, Box 9, Office of Atlantic Political and Military Affairs, Bureau of European Affairs, Subject Files, 1953-1962, RG59, NA.
- 212 United States Overseas Military Bases, Report to the President by Frank C. Nash. Memorandum for the NSC Planning Board.
- 213 Memorandum for the NSC Planning Board.
- 214 United States Overseas Military Bases, Report to the President by Frank C. Nash.
- 215 Memorandum for the Commander in Chief, Pacific by the JCS, 26 September 1958, Box 9, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 216 United States Overseas Military Bases, Report to the President by Frank C. Nash.
- 217 United States Overseas Military Bases, Report to the President by Frank C. Nash.
- 218 Meeting of Departmental Working Group on Implementation of Nash Report, February 2, 1959, Folder 4.7, Box 9, Office of Atlantic Political and Military Affairs, Bureau of European Affairs, Subject Files, 1953-1962, RG59, NA.
- 219 我部政明『日米関係のなかの沖縄』三一書房、1996 年、134 頁。
- 220 倉科『アイゼンハワー政権と西ドイツ』89-91・135-136 頁；林博史『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館、2012 年、177 頁。
- 221 倉科『アイゼンハワー政権と西ドイツ』89 頁。
- 222 “Memorandum of Conversation with the President” by JF Dulles, April 1 1958, White House, Meetings with the President, Jan-Jun 30, 1958(5), 沖縄県公文書館 (0000098530).
- 223 Saki Dockrill, *Eisenhower's New-Look National Security Policy, 1953-61* (New York: St. Martin's Press, 1996), 256-259.
- 224 倉科『アイゼンハワー政権と西ドイツ』84-85 頁。

- 225 佐々木卓也「第一章 アメリカの世界戦略と日本」外務省発表『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』2010年3月9日、16-17頁。
- 226 波多野澄雄『歴史としての日米安保条約 機密外交記録が明かす「密約」の虚実』岩波書店、2010年、7-11頁；太田昌克『日米核密約の全貌』筑摩選書、2011年、48-54頁。
- 227 「大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について」昭和33年5月24日アメリカ局安保課長、外務省『いわゆる「密約」問題に関する調査その他関連文書 1. 1960年1月の安保条約改定時の核持込みに関する「密約」問題関連』4分冊の1。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/k_1960kaku1.pdf (2013年5月9日アクセス)
- 228 From Tokyo to the Department of State, July 31, 1958, *FRUS 1958-60*, Vol. XVIII, 43-44.
- 229 「大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について」昭和33年5月24日アメリカ局安保課長、前掲。
- 230 「日米安全保障新条約の基本問題」1958年12月9日アメリカ局安保課長、外務省『いわゆる「密約」問題に関する調査その他関連文書 1. 1960年1月の安保条約改定時の核持込みに関する「密約」問題関連』4分冊の2。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/k_1960kaku2.pdf.
- 231 「安保条約改正に関する件（大臣・政務次官等の覚書他演説用）」昭和33年11月19日アメリカ局参事官、前掲。
- 232 「日米間の安全保障問題に関する件」昭和33年7月21日アメリカ局安保課、「安全保障に関する当面の諸問題について（大臣説明案）」昭和33年7月26日アメリカ局安保課、出典同上。
- 233 東郷文彦『日米外交三十年 安保・沖縄とその後』中公文庫、1989年、64頁。
- 234 Memorandum for the NSC Planning Board, February 12, 1958 and Memorandum for the National Security Council, February 14, 1958, Folder 4.6, Box 9, Subject Files, 1953-1962, Bureau of European Affairs, RG59, NA.
- 235 Memorandum to Cutler, January 28, 1958, Box 3, Subject Subseries, OCB Series, 1952-1961, Office of the Special Assistant for National Security Affairs, Dwight D. Eisenhower Library, Abilene, Kansas [hereafter DDEL].
- 236 Memorandum for the Secretary of Defense by JCS, 1 May 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA. From Robertson to Dulles, June 27, 1958, Box 2, Correspondence and Subject Files, 1958, Bureau of Far Eastern Affairs, Lot Files, RG59, NA.
- 237 From Green to Robertson, August 12, 1957, Folder 4-B.4, Box 9, Subject Files Relating to Japan, 1953-1959, RG59, NA.
- 238 Ibid. Memorandum for the Secretary of Defense by JCS, February 21, 1958, Folder 4.7, Box 9, Subject Files, 1953-1962, Bureau of European Affairs, RG59, NA.
- 239 Memorandum for the National Security Council, March 17, 1958, Folder 4.7, Box 9, Subject Files, 1953-1962, Bureau of European Affairs, RG59, NA.
- 240 吉田『日米同盟の制度化』57頁。
- 241 佐々木『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』141頁。
- 242 倉科『アイゼンハワー政権と西ドイツ』92頁。
- 243 Supplement to the Minutes of the OCB Meeting of August 20, 1958, 沖縄県公文書館(0000073492).
- 244 From Robertson to the Acting Secretary, January 28, 1958, 石井・小野『アメリカ合衆国対日政策文書集成 V 日米外交防衛問題 1958年』第1巻、163頁。
- 245 From Robertson to Dulles, April 21, 1958, Folder Japan, Jan-June, 1958, Box 2, Correspondence and Subject Files, 1958, Bureau of Far Eastern Affairs, Lot Files, RG59, NA.

-
- 246 吉田『日米同盟の制度化』58-60頁。
- 247 From CINCPAC to Chief of Naval Operations, 1 July, 1958, Sec. 27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 248 Ibid.
- 249 Ibid.
- 250 From CINCPAC to Chief of Naval Operations, 1 July, 1958, Sec. 27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 251 Memorandum by the Chief of Naval Operations for JCS, 31 July, 1958, Sec. 27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 252 Memorandum for the Chairman, JCS by the Secretary of Defense, 8 August, 1958, Sec. 27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 253 From CINCPAC to JCS, 20 August 1958, Sec. 27, Box 8, Geographic File 1958, RG 218, NA.
- 254 Note by the Secretary to the JCS, 10 September 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, RG 218, NA.
- 255 Report by the J-5 to the JCS, 22 September 1958, Sec. 28, Box 8, Geographic File 1958, RG 218, NA.
- 256 Report by the J-5 to the JCS, 5 September 1958 and JCS Decision on JCS 2180/120, 10 September 1958, Sec. 28, Box 8, Geographic File 1958, RG 218, NA.
- 257 Memorandum of Conversation between State-Defense, September 9, 1958, *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers* [hereafter *FRUS*] 1958-1960, Vol. XVIII (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1994), 64-69.
- 258 Memorandum of Conversation with the President, September 11, 1958, Box 14, Dulles Papers 1951-1959, JFD Chronological series, DDEL.
- 259 Memorandum of Conversation, September 11, 1958, *FRUS 1958-1960*, Vol. XVIII, 73-81.
- 260 Memorandum for the Commander in Chief, Pacific by JCS, 26 September 1958, Box 9, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 261 Ibid.
- 262 Ibid.
- 263 Ibid.
- 264 Ibid.
- 265 太田『日米「核密約」の全貌』101頁。
- 266 “Departmental Recommendations on the Release of Marginal US-Held Overseas Military Lands and Installations and Related Matters”, November 19, 1958, Folder 4.7, Box 9, Subject Files, 1953-1962, Bureau of European Affairs, RG59, NA.
- 267 Revision of U.S. Security Treaty by Department of External Affairs, 12th November, 1959, Japan Relations with U.S.A., U.S. Policy Towards Japan (Including Withdrawals and Strategic Implications) Part 7, NAA.
- 268 波多野『歴史としての日米安保条約』12-16頁、85-89頁。
- 269 坂元『日米同盟の絆』235-247頁。河野康子「日米安保条約改定交渉と沖縄 条約地域をめぐる政党と官僚」坂本一登・五百旗頭薫編『日本政治史の新地平』吉田書店、2013年、429-475頁。
- 270 Note by the Secretaries to the Holder of JCS 2180/124, 2 October 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, National Archives II, College Park, Maryland [hereafter NA].
- 271 坂元『日米同盟の絆』248-251頁。
- 272 太田『日米「核密約」の全貌』119-127頁。
- 273 波多野『歴史としての日米安保条約』103-104頁。
- 274 原『戦後日本と国際政治』229-232頁、300-309頁。
- 275 原『戦後日本と国際政治』300-309頁。

-
- 276 平良好利『戦後沖縄と米軍基地 「受容」と「拒絶」のはざままで 1945-1972 年』法政大学出版社、2012 年、178-190 頁。林博史『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館、2012 年、106 頁。
- 277 平良『戦後沖縄と米軍基地』178-190 頁。
- 278 同上、188 頁。
- 279 Memorandum for the Secretary of Defense by JCS, 1 May 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA. From Robertson to Dulles, June 27, 1958, Box 2, Correspondence and Subject Files, 1958, Bureau of Far Eastern Affairs, Lot Files, RG59, NA.
- 280 平良『戦後沖縄と米軍基地』188-189 頁。
- 281 同上、189-190 頁。
- 282 同上、190・201 頁。
- 283 Memorandum for the Secretary of Defense by JCS, 1 May 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 284 From CINCPAC to Chief of Naval Operations, 1 July, 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 285 平良『戦後沖縄と米軍基地』199-206 頁。河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交 日米関係史の文脈』東京大学出版会、1994 年、162-183 頁。
- 286 波多野『歴史としての日米安保条約』87-93 頁。坂元『日米同盟の絆』246-247 頁。河野康子「日米安保条約改定交渉と沖縄」
- 287 From Australian Embassy, Washington to the Department of External Affairs, Canberra, “United States-Japan Security Treaty”, 9th December 1958, Japan US Policy 227/14/2/2 Part 1, the National Archives of Australia, Canberra [hereafter NAA].
- 288 波多野『歴史としての日米安保条約』115-116 頁。
- 289 Memorandum by the Chief of Naval Operations for the Joint Chiefs of Staff, 13 November 1958, Sec.29, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 290 Memorandum for the Secretary of Defense, 1 December 1958, Sec.29, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 291 明田川融『沖縄基地問題の歴史 非武の島、戦の島』みすず書房、2008 年、197-198 頁。
- 292 平良『戦後沖縄と米軍基地』206-207 頁。
- 293 Note by the Secretaries to the Holder of JCS 2180/124, 2 October 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.
- 294 Ibid.
- 295 Ibid.
- 296 波多野『歴史としての日米安保条約』82-85 頁。
- 297 同上、84-85 頁、117-121 頁。
- 298 同上、118・122 頁。
- 299 From Australian Embassy, Washington to the Department of External Affairs, Canberra, “Japan-U.S. Mutual Security Treaty”, 21st May 1959, Japan US Policy 227/14/2/2 Part 1, NAA. 太田『日米「核密約」の全貌』71 頁。
- 300 波多野『歴史としての日米安保条約』118-125 頁。
- 301 From Australian Embassy, Washington to the Department of External Affairs, Canberra, “Japan-U.S. Mutual Security Treaty”, 20th August 1959 and From Australian Embassy, Tokyo to the Department of External Affairs Canberra, “Japan/United States Security Treaty”, 15th October 1959, Japan US Policy 227/14/2/2 Part 1, NAA.
- 302 佐々木卓也「第一章 アメリカの世界戦略と日本」外務省発表『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』2010 年 3 月 9 日、13-18 頁。
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_yushiki.pdf#search='%E5%

AF%86%E7%B4%84+%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A+%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8'

303 波多野『歴史としての日米安保条約』147-149 頁、157-158 頁。

304 池田慎太郎『独立完成への苦闘 1952-1960』吉川弘文館、2012 年、175 頁。

305 Position Paper for Fujiyama Visit, “The Situation in the Far East”, September 24, 1959, Box 5, Correspondence and Subject Files, 1959, Bureau of Far Eastern Affairs, Miscellaneous Lot Files, RG59, NA.

306 From Australian Embassy, Washington to Department of External Affairs, Canberra, 26th March 1959, Japan US Policy 227/14/2/2 Part 1, NAA.

307 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』184-186 頁。波多野『歴史としての日米安保条約』165 頁。

308 波多野『歴史としての日米安保条約』103-104 頁。

309 原『戦後日本と国際政治』230-231 頁、243 頁、272 頁。

310 林博史『米軍基地の歴史 世界ネットワークの形成と展開』吉川弘文館、2012 年、95-97 頁。

311 原『戦後日本と国際政治』234 頁。

312 波多野『歴史としての日米安保条約』104-105 頁。

313 Background Information on Security Treaty – Japan, attached with Joint Chiefs of Staff Decision on JCS 2180/133, 9 May 1959, Box 133, Central Decimal File 1959, RG218, NA.

314 同上、96-97 頁。

315 池田『独立完成への苦闘』165-167 頁。

316 From Australian Embassy, Tokyo to External Canberra, “Japan - U.S. Security Treaty”, 13th April 1959, Japan US Policy 227/14/2/2 Part 1, NAA. 原『戦後日本と国際政治』377-378 頁。

317 Memorandum for the Chief of Naval Operations by Assistant Secretary of Defense, International Security Affairs, 10 March 1959, Box 133, Central Decimal File 1959, RG218, NA. Note by the Secretaries to the Holder of JCS 2180/124, 2 October 1958, Sec.27, Box 8, Geographic File 1958, RG218, NA.

318 Background Information on Security Treaty – Japan, attached with Joint Chiefs of Staff Decision on JCS 2180/133, 9 May 1959, Box 133, Central Decimal File 1959, RG218, NA.

319 Ibid. and Memorandum for the Chief of Naval Operations, “Coordination of Japanese Treaty Letters”, 27 March 1959, Box 133, Central Decimal File 1959, RG218, NA.

320 波多野『歴史としての日米安保条約』125-128 頁、141-143 頁。

321 同上、142-143 頁。

322 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/>（2014 年 8 月 17 日アクセス）

323 琉球新報編『外務省機密文書 日米地位協定の考え方 増補版』高文研、2004 年。

324 朝日新聞社『アメリカ戦略下の沖縄』1967 年、49 頁。

325 吉田真吾『日米同盟の制度化 発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、2012 年、148・195 頁。

326 朝日新聞社『アメリカ戦略下の沖縄』11-76 頁。

327 野添文彬「沖縄米軍基地の整理縮小をめぐる日米協議 1970-1974 年」『国際安全保障』第 41 巻第 2 号（2013 年 9 月）99-115 頁。